

府縣團體名	創立年月日	綱領主旨	中心人物	員所數	組織経過及注意を要する事項
東京 學 術 協 會	六月十三日	京大出身者に依り學 術の相互研究の發達 並會員間の親睦の増 進を計るを目的とす	常任幹事 竹内三郎 建實重康 由良哲次 伊東卓雄	四七	上記の主旨綱領に基き組織せられたるものにして その會員は必ずしも容疑人物多數なりとは認め難 きもその組織に際しては唯理論研究会内左翼分子 の幹線により創設されたるものなるを以て左翼 「ヘゲモニー」の下に行動する危険性あるものとす
宮城 仙臺演劇集團	五月三十日	演劇鑑賞の目的	共 伊藤信一 黒川利雄	十二	在仙左翼分子及新聞記者等より成る演劇鑑賞グル ープを組織化したるものなるを以て注意を要す
福岡 新 進 座	五月中旬	演劇研究を目的とす	伊藤信一 尾崎榮一 佐藤信義	二七	未だ思想的背景を認めざるも最近の社會状況に鑑 み注意を要す
兵庫 テアトル・コメ ダイアン	六月八日	喜劇の主體的研究所 上演に依つて新しい ジャンルの開拓と確 立を行ひ以て正しき 大衆劇を樹立するこ とを目的とす	秋田雨雀 向井國夫 共 齊藤治	四二	左翼分子が介在指導し居るを以て注意を要す
神奈川 川崎協同劇團	六月 二十七日	劇團員の相互親睦を 圖り共通の利益を増 進し以て新らしき藝 術の創造を目的とす	遠藤俊夫 黒田正健 川仲健	八	帝國美術學校中退遠藤俊夫が中心となり川崎地方 に於ける學生労働者の組織に努めつゝあるを以て 注意を要す

五、帝大セツルメントに於ける人民戦線に関する講義

東京市本所區横川町所在の東京帝大學生セツルメントに於ては、六月十六日より短期常識講座を開設しつゝあるが、その講師内野壯児は(雑誌「労働」編輯員)六月二十日最近各方面より論議せられつゝある人民戦線に関する講義を爲したり。講義の要旨は先づ「人民戦線の問題は非常に重大なる國際的問題であり又労働者にとつて殊に政治問題を論ずる上に於

て重要な意味を有するものである」ことを強調したる後人民戦線の意義は「ファッショに反對して人民(労働者、俸給生活者、中小商工業者、インテリゲンチヤ等)の自由と平和を保護しその生活を向上せしめんとする協同戦線體」なりと定義せり。

而してフランス其他歐洲に於ける本運動の状況を紹介したる後「我國に於ても六月の府會議員選挙に際し、加藤勘十がそのスローガンを掲げて遊説し、又その他二三政治家もファッショの恐威より離脱せん爲、人民戦線を掲げて運動しつゝあるが此の運動は日本に於ても將來活目すべき發展を遂ぐべし」と稱し、フランス人民戦線の綱領を次の如く示せり。

- フランス人民戦線の綱領
- (1) 自由の防衛
 - (イ) 一切の政治的犯罪ある者を即時解放する爲、大赦令を發せ。
 - (ロ) 非合法ストライキに参加したる理由により賊首せられたる一切の官吏、使用人及無條件復職。
「テロリズム」等の國民的恐怖行動をのぞけ。
公共團體の廢止。
言論の自由(一) 言論を不法に彈壓する法律を撤廢せよ
(二) 新聞紙及ラヂオを國營とせよ
(三) 労働組合の權利強化。
 - (2) 學校及宗教の自由
 - (イ) 平和の防衛は民衆にあるを以てより以上労働に平和防衛を労働者に呼びかけること。
侵略者がありたる時は速かに侵略者を決定して之に強力なる制裁を加へよ。
 - (ロ) 侵略者がありたる時は速かに侵略者を決定して之に強力なる制裁を加へよ。
フラン貨幣を安定せしめよ。
秘密外交を葬れ。
經濟生活の安定等。
 - (3) 殖民地人民の生活状態を調査せよ。
 - (4) 平和の防衛

六、新興佛教青年同盟の人民戦線運動

新興佛教青年同盟は、六月十二日付の機關紙「新興佛教新聞」に於て「進歩的佛教徒よ、展開する反ファッショの人民戦線へ勇敢に参加せよ」と題し、人民戦線運動へ参加方をアチプロせるが、更に六月二十日同盟本部に妹尾委員長以下委員誌

共産主義運動の状況

友九名出席の上、「人民戦線と佛教」の題下に研究会を開催せり。而して妹尾委員長より「人民戦線運動は資本主義防衛のファッショ化運動に對し、民衆の自由と幸福とを確保せんとする反ファッショの戦線統一運動であり、換言すれば平和と自由と幸福を欲する人類の良心が矛盾せる資本主義社會への抗議運動なるを以て此の運動への参加は苟も社會的良心に目醒めたる人々の當然の義務なり」と稱し、之に参加協力の必要を強調せるが、一同又之に賛成して全國支部に對し、その宣傳指令を發する旨申合せたり。

七、治安維持法違反起訴者調(七月五日迄) (三二名)

府縣名	被告氏名及年齢	検察及起訴年月日	犯 罪 事 實	本籍	組合干係	學 歴	職 業	備 考
岡山(二十七歳)	田 悟外之夫 (二十三歳)	昭和 二〇、九、二二 三二、三、二八	1. 昭和九年一月日本共産青年同盟員上杉正一郎ノ指導ニヨリ若林美夫、万羽正明ト共ニ東大内法學部細胞準備會ヲ組織シ組織ノ擴大ニ努力 2. 東大内法學部配布責任者 3. 同學内指導部ヲ組織シ赤戰發行配布 4. 同全學責任者 5. 昭和九年九、檢舉、東、地、檢ニテ留保處分 6. 釋放後黨分派國谷製糖ト連絡シ同人ヲ指導ヲ受ケ翻譯、調査張込活動等ヲ續ケ日本共産黨ノタメ努力セリ (黨員)	東京		東大法學部政治科三年	無	
岡山(二十七歳)	岡 山 四 郎 (二十七歳)	二〇、二、二八	1. 昭和八、三、二八全農全國會議加入、同本部書記局機關紙部員 2. 同本部技術部責任者 3. 昭和九、六、下旬入黨 4. 黨中央奪還全國代表者會議準備會印	京都	全會多數派	大原簿記學校商業簿記科修了	描綫紗染色業	

観 望

高 谷 覺 藏 (三十七歳)	兼 頭 義 憲 (二十九歳)	1. 昭和一二、四、アメリカ労働共産黨加入 2. 大正一二、二、一、入黨、在モスタワ、ク イトベ一大學入學 3. 昭五、一〇、ロシヤ共産黨加入 4. 昭八、二、クートベ一大學卒業 5. 大正一四、五、ロシヤ漁業労働組合極 東地方委員會指導者 6. 全協ノ指導ヲ任務トスル汎太平洋勞 働組合書記局日本部責任者山本懸藏 ノ通譯トシテ從事シ 7. 昭九、三、コミンテルンヨリ 歸國ヲ命 ゼラレ 8. 同九、七、一歸國 9. 黨員神達八郎ト連絡シ黨多數派ノ諸 文書ニ就キ協議 10. 黨員豊原ウタ及若松節ト連絡シ黨組 織ノ情勢及對策ニ付キ協議スル等黨 活動ニ從事	1. 全協 2. 昭四、七、全産業労働組合全國會議ノ 結成ト共ニ全國新聞労働組合組織部 長 3. 同神奈川縣オルグ 4. 昭五、七、全協日本出版労働組合加入 5. 同東京支部新聞對策委員 6. 同支部城西地區委員及事務局長 7. 同支部出版再建委員 8. 同東京支部常任委員長 9. 同中央委員 10. 同再建委員長	高 知	日本出版	縣立商業 學校卒業	無	無
-------------------	-------------------	--	---	-----	------	--------------	---	---

共産主義運動の状況

共産主義運動の状況

府縣名	被告氏名及年齢	檢舉及起訴年月日	犯 罪 事 實	本籍	組合干係	學 歴	職 業	備 考
曹	曹今同 (二十五歳)	一〇、三、一〇 一〇、三、一〇	1. 昭六、一、全協加入關自芝浦街頭班委 2. 全協土建東京支部常任委員 3. 同日電西南地區オルグ 4. 同日金西南地區オルグ 5. 昭九、一〇、ヨリ全協再建運動	朝鮮 全南	全協土建日 金	高等普通 二年中退	無	
盧	盧寅熙 (二十五歳)	九、七、三 一〇、三、三	1. 昭七、二、全協加入 2. 全協日化西南地區責任者 3. 同日東京支部責任者 4. 昭八、六、黨西南地區オルグ某ニ闘争 力 經歷書ヲ手交黨西南地區ノ擴大ニ努	朝鮮 平北	日化	高等普通 學校中退	雜業	
神	神山利夫 (二十七歳)	二〇、五、二 二〇、五、九	1. 昭五、六、全協刷新同盟加入同ブリ ンター 2. 昭七、一〇、全協(一般使用)加入 3. 水谷正夫外二十名ヲ全協(一般)へ加 入セシム 4. 昭七、二、全協(日本化學)加入 5. 昭七、二、全協(日本化學)加入 6. 昭一〇、一、全協組織潰滅ニヨリ再建 組織責任者 (目録) 1. 昭四、七、日本労働組合全國協議會ニ 加盟シ 2. 同五、七、全協刷新同盟ヲ組織シ、同常 任委員同書記長 3. 全協刷新同盟系關東自由労働者組合 書記長 4. 昭九、二、一、ヨリ同一〇、三迄日本共産	山口	全協	臺北師範 (演習科) 卒	自由労働	
神	神山茂夫 (三十一歳)	二〇、五、二〇 二〇、五、九	1. 昭五、二、日本労働組合全國協議會 加入 2. 同五、七、全協刷新同盟ヲ組織シ、同常 任委員同書記長 3. 全協刷新同盟系關東自由労働者組合 書記長 4. 昭九、二、一、ヨリ同一〇、三迄日本共産	山口	全協	成城中學 卒業	無	

共産主義運動の状況

府縣名	被告氏名及年齢	檢舉及起訴年月日	犯 罪 事 實	本籍	組合干係	學 歴	職 業	備 考
山	山本喜三郎 (三十一歳)	一〇、七、九 二〇、五、二〇	1. 昭六、一、日本赤色救援會加盟 (黨員) 2. 同江東地區委員 3. 同江東地區委員 4. 同東京支部常任委員 5. 昭七、一、入黨 6. 日本赤色救援會東京地方委員會内黨 フラクシオン 7. 日本共産黨中央再建委員會代表者 準備委員會(略稱多數派)東京市委員 會再建活動ニ従事ス	東京	モツブル	東京商業 學校豫科 卒	無	
高	高野治郎 (二十四歳)	一〇、七、二 二〇、五、二	1. 昭五、二、日本労働組合全國協議會 加入 2. 全協(日化)城南地區小西六分會員 3. 同城南地區委員 4. 昭九、二、四、檢挙 同九、六、二七起訴 留保處分 5. 昭一〇、四、上旬 全協東京市城南地區 責任者 6. 昭和一〇、二、下旬 共産主義的啓蒙雜 誌「やまの諸君」ヲ約二千部ヲ發行 7. 全協再建運動	東京	全協	尋小卒	無	
寺	寺田貢 (二十八歳)	一〇、七、二 二〇、五、九	1. 昭四、一〇、關東自由労働者組合加入 2. 同中央常任委員兼同城南地區責任者 3. 全協刷新同盟加入 4. 全協再建運動 (目録) 5. 黨並全協ノ再建活動ニ努力セリ 6. 昭一〇、四、下旬 寺田貢神山利夫ト會合日本共産黨再 建ノ基礎タル共産主義者グループノ創 設ヲ協議決定右三人ヲ以テ成員トス	熊本	全協	縣立八代 中學卒	人夫	

共産主義運動の状況

府縣名	被告氏名及年齢	檢舉及起訴年月日	犯 罪 事 實	本籍	組合干係	學 歴	職 業	備 考
警 署	小林 康彦 (二十八歳)	二〇、三、二八	1. 昭和五年三月産業労働調査所入所、産勞補助員トシテ國際部ニ所屬活動 2. 昭、六、九、共青加入 共青産勞フランク シヨクシヨク編輯委員 會國際部責任者 3. 昭、七、六入黨 4. 黨資料調査部員 5. 黨中央情報部員	東京	黨、産、勞共青	官立臨時 教員養成 所卒	無	
大	金 致 鋪 (三十一歳)	二二、一、二八	1. 昭和九年十二月全協土建加入 2. 同十年五月、化學關西支部責任者 3. 同十年五月關協キヤツプ 4. 同、入黨關西地委東地區ニ屬ス	朝鮮 慶南	全協	普通(高 等)卒	土工	
大	洪 元 杓 (二十八歳)	二〇、二、二四	1. 昭和九年十月全協加入日金關西支部 キヤツプ、大阪地區オルグ 2. 黨文書配布	朝鮮 全南	全協	公立濟州 農校卒	土工	
大	郷 文 奉 (二十四歳)	二二、一、二五	1. 昭和九年十二月勞救大阪支部メン バー 勝山班責任者 2. 同十年四月全協加入東地區猪飼野分 會キヤツプ 3. 關協財政、AP責任	右同	勞救全協	無	鑄物工	
大	國 谷 要 藏 (三十四歳)	二二、一、二一	1. 昭和九年六月入黨 2. 多數派中央部員	兵庫	日消聯	東大卒	無	
大	吉 見 光 凡 (二十七歳)	二二、一、二一	1. 昭和八年十一月再入黨 2. 昭和九年八月多數派關西地方委員 3. 同中央部委員	京都	京都消費	同志大學 豫中退	無	

府縣名	被告氏名及年齢	檢舉及起訴年月日	犯 罪 事 實	本籍	組合干係	學 歴	職 業	備 考
阪	梁 東 珍 (二十三歳)	二〇、一、二六	1. 昭和六年十二月全協加入 2. 昭和九年九月末日金大阪支部責任者	朝鮮 全南	全協	尋小卒	金屬工	
阪	丹 羽 善 次 (三十三歳)	二二、二、二八	1. 昭和五年十二月プロエス加入 2. 同六年反宗加入 3. 全協一般加入	大阪	文化全協	高小卒	騰寫印刷	
阪	李 英 福 (三十三歳)	二二、一、二五	1. 昭和八年七月入黨 2. 全協日化加入	朝鮮 全南	全協	普校卒	セルロイ ド工	
阪	小 倉 温 自 (二十九歳)	二二、一、二五	1. 醫務大阪支部常任 2. 勞救東成診療所書記	三重	勞救	高小卒	書記	
阪	玄 尙 好 (二十三歳)	二二、一、二五	1. 昭和九年一月勞救大阪支部猪飼野班 結成 2. 長尾友の會結成	朝鮮 全南	勞救	無	鑄物工	
阪	階 戸 義 雄 (二十九歳)	二二、二、二五	1. 昭和八年十一月勞救大阪支部書記、 同書記長 2. 昭和九年五月以降吉見ト連絡活動	石川	勞救	大阪外語 中退	書記	
五 崎	種 村 本 近 (二十四歳)	二〇、一〇、二二	1. 多數派中心分子 2. 同關東、東北農村オルグ	長野	全農全會	高小卒	無	
井 福	徐 溥 在 (三十一歳)	二二、一、二四	1. 昭和七年七月全協加入 2. 同九年十二月全協北陸地區協再建闘 争委員	朝鮮 咸南	全協	普校四中 退	土工	

府縣名	被告氏名及年齢	検察及起訴年月日	犯 罪 事 實	本籍	組合千係	學 歴	職 業	備 考
	金 武 用 (二十八歳)	一〇、五、二八 一一、六、二一	(目録) 1. 昭和五年六月全協加入 2. 同七年九月土建福井地区責任者 3. 同十年十月土建北陸支部責任者	右同	全協	中學二修	土工	

備考 本年一月以降合計三九名

國家(農本)主義運動の狀況

一、叛亂事件審理狀況 (其の三)

叛亂事件關係者中部隊参加の百二十三名に對する公判は代々木練兵場に新設せられたる軍法會議法廷に於て四月二十八日以來開廷、五班に分たれ夫々審理續行中の所、既に下士官以下に對しては、五月十日及五月二十八日の兩日に亘りて求刑行はれたるが、元將校組たる第一班に對しては五月二十六日事實審理を終り六月六日求刑をさるゝ事となりたり。

同日の公判は午前九時十分開廷され劈頭前回被告人より申請したる證人申請は全部之を却下する旨の言渡ありて同九時二十分一旦退廷、同三十分再開さるゝや檢察官より滔々二時間餘に亘る峻嚴なる論告を爲したる後、左記の如き求刑を行ひ正午無事退廷したり。尙裁判長は更に午後一時より三度開廷して個別的最終訊問を行ふ所ありたり。

記

求 刑	所	身 分	氏 名
死 刑	元歩兵第一旅司令	元歩兵大尉	香 田 清 貞
同	元歩兵第三聯隊	同	安 藤 輝 三
同	元豊橋教校	元歩兵中尉	竹 島 繼 夫
同	同	同	對 島 勝 雄
同	元歩兵第一聯隊	同	栗 原 安 秀
同	元近衛歩兵第三聯隊	同	中 橋 基 明
同	元歩兵第一聯隊	同	丹 生 誠 忠
同	元歩兵第三聯隊	同	坂 井 直 直
同	元野重第三聯隊	元砲兵中尉	田 中 葵 勝
同	元鐵道第二聯隊	元工兵少尉	中 島 葵 爾
同	元砲工學校	元砲兵少尉	安 田 優 爾
同	元歩兵第三聯隊	元歩兵少尉	高 橋 太 郎
同	同	同	妻 屋 清 濟
同	同	同	常 盤 稔
同	元歩兵第一聯隊	同	林 八 郎

刑	所	身	氏名
死	元歩兵第三聯隊	元歩兵少尉	鈴木金次郎
同	同	同	清原康平
同	元歩兵第一聯隊	同	池田俊彦
禁錮十五年	靜岡縣加茂郡仁科村一色	元豫歩少尉	山本又次
死	中野區鷺ノ宮四ノ一〇二一	常	村中孝次
同	澁谷區代々木山谷町三〇八多宮莊	同	磯部淺一
同	小石川區水道端二ノ六四直心道場	同	澁川善助
禁錮七年	近衛歩兵第三聯隊	歩兵少尉	今泉義道

二、相澤中佐に対する上告審判決

五月七日死刑の判決宣告ありたる相澤中佐は翌八日陸軍高等軍法會議に上告したる爲、爾來當局にては判士長以下の任命等準備中の所、六月二十三日第一師團高等軍法會議法廷に於て第一回上告公判開廷さるゝに至れり。同公判の裁判官は、判士長牧野正迪少將(航空本部總務部長)判士木村平太郎砲大佐(陸軍省整備局統制課長)同馬場正郎騎大佐(騎兵監部員)及小川關次郎、藤井喜一兩法務官、檢察官には大塚操法務官、辯護人は角岡知良、菅原裕兩辯護士夫々關與し、當日は被告人は出頭する所なく、特別傍聽人二十三名出席の下に午前九時二十分開廷され、判士長は劈頭軍の利益を害するにより裁判の公開を禁止する旨を宣して一旦休憩し、同四十分より再開するや角岡、菅原兩辯護人より次の如き上告理由の要旨を開陳する所ありたり。

(一) 證據不充分なること (1) 省部規定に就て、第一審に於て辯護人より所謂省部規定の取寄せを申請せるに對し檢察官は「左様な規定のありや否やは不明なり」とて却下せられたるは不當なり。

(2) 眞崎大將の證人問題 相澤事件發生の根底を明瞭ならしむる爲には眞崎大將の證人換問を絶対必要とするに拘らず「勅許を得るは御宸襟を惱し奉る」との理由にて却下せるは不當なり。

(二) 法の擬律不當なること (1) 死刑の科刑は從來の此種事件に對する判例其他に徴し苛酷なり。
(2) 永田中將に對して殺人罪の外上官暴行罪を以て擬律せるは法の適用を誤まれるものなり。
(3) 新見大佐に對して傷害罪を以て擬律せるは誤れるものにして過失傷害罪を適用すべきなり。

斯くて大塚檢察官より論告行はれ角岡辯護人は更に之に對して反駁的辯論を爲し同十一時四十五分閉廷したり。而して同月三十日午前九時十二分其第二回公判を開廷せられたるが被告は前回同様出廷する所なく傍聽者は特別傍聽人三十六名、一般傍聽人二名(新聞記者)にして、開廷と同時に牧野判士長より「これより豫備役陸軍歩兵中佐相澤三郎の用兵器上官暴行殺傷害事件上告に對する判決を爲す、主文、本件上告は之を棄却す」と宣し次で理由の朗讀に移り、角岡、菅原兩辯護人より提出の上告趣意書に於ける論旨を一々論駁して上告の理由とならざる旨を説示し特に「犯罪の動機如何に依つて毫も犯罪成立に影響なし」と述べ午前九時二十分閉廷、茲に同中佐の死刑判決は確定するに至れり。

三、五・一五事件受刑者(元陸軍士官候補生)の出所

昭和七年五月十五日所謂五・一五事件に連座したる元陸軍士官候補生後藤映範以下十一名は昭和八年九月十九日第一師團

軍法會議に於て各々禁錮四年(未決拘留百五十日通算)の判決を言渡されたが、其後昭和九年二月十一日發布の勅令第十九號減刑令により「刑期ノ四分ノ一ヲ減」せらるゝに至れり。而して右の内後藤映範のみは病氣の爲昭和十年四月二十九日假出所し、爾餘の十名は依然豊多摩刑務所にて服役中なりしが、五月三十日を以て刑期満了し六月一日出所したり。尙同人等は夫々一應本籍地其他に歸り徴兵検査を受けたる上大部分は滿洲國軍官に就職するやの趣にして其氏名等左の如し。

氏名	年齢	本籍地	落着先	備考
吉原正己	二六	宮崎縣北諸縣郡西嶺村一、九九	牛込區若松町五八	帝大教授平泉澄博士に師事し日本精神の研究を爲す等なりと
藤原市之助	二七	愛媛縣宇摩郡川瀧村柴生五八	同右	同右
坂本象一	二七	宮崎縣西諸縣郡飯野村原田三	同右	同右
野村三郎	二六	青森縣弘前市塩分町三四	本籍地	
西川武敏	二六	福岡市地行東町一四四	杉並區天沼四九五木原仙八方	
中島忠秋	二八	山口市大字上宇野令一、六三三	千葉縣松戸町松戸一、一六四信永清造方	
菅勤	二六	茨城縣東茨城郡酒戸村酒門六	本籍地	
金清豊	二七	山口縣都濃郡下松町東豊一、〇二六	牛込區戸山町一	
石關榮	二七	山形縣米澤市本五十騎町四、八八五	中野區江古田一、二、一三四石關榮治方	
八木春雄	二七	愛媛縣越智郡乃方村矢田甲五六七ノ一	荒川區三河島町八ノ一、六〇三府榮アパート八木芳一方	

四、鈴木侍從長に對する脅迫文郵送事件

本年四月二十八日、鈴木侍從長に對して、「昭和維新の達成は、停年制が先づ第一也、六十過ぎて退行變性は自然。今古功なり名遂げて、退かざるものは、皆殺されて居ります」云々なる脅迫文を郵送せる者ありたるを以て、警視廳に於ては、兩來行爲者捜査中の所五月八日、被疑者として、青森縣生れ現住所東京市蒲田區荻中町一三三、小林長次郎方日本皇政會員、太志事、小泉源吉(當三十年)の所爲なること判明したり。

取調の結果、同人は這般の叛亂事件に寄寓先の小林が檢舉さるゝ等のことありたる爲、相當憤激し居たるが、就中鈴木侍從長は、叛亂事件に際し騒起部隊の襲撃を受けたるも、未だ反省する所なく便々として其の職に在るが如きは遺憾に堪へざる所なりと爲し面接の上所信を述べ、辭職謹慎を強要すべく企圖したるも、其の接近の容易ならざるを知り、文書により同人を威嚇し以て之が目的を遂げんと決意し、前記内容の脅迫文を郵送したること明瞭となりたるを以て、警視廳に於ては、六月十二日事件を東京區裁判所に送致せり。

五、國本社の解散

東京市麹町區平河町二ノ二に事務所を有する國本社は、大正九年十二月二十日、現理事竹内賀久治等が、興國自治會の名により創立したるものにして、始め國本なる印刷物を發行して愛國的記事を掲げ、上流有識階級に呼びかけつゝありしが、大正十三年五月、男爵平沼騏一郎を會長に推戴すると共に國本社と改稱し、陸海軍將官、司法官首腦部、其他の中堅的人物を主要會員とするに至りて、會勢の著しき發展を見るに至れり。(昭和十年十二月末現在、全國三九支部、會員約一八、〇〇〇人)

而して其の目的とする所は、「國本を固くし國體の精華を顯揚する」にありと爲し、専ら精神教化の運動を續け來りたるが、昭和六、七年頃より勃興せる愛國運動興隆の氣運に乗じて運動の進展せるは勿論なるも、所謂政界の惑星と稱せられつゝありたる平沼會長の存在により、本會は寧ろ政治的意味に於て相當社會的關心を蒐めつゝありたり。然るに本年三月十三日會長平沼謙一郎が樞密院議長に就任すると共に會長を辭任したる爲、平沼即國本社の觀ありたる本會は、全く其の存在の意義を喪失することとなりたり。

斯くて竹内賀久治等は、(一)本會は平沼男を中心とし居るものにして會長の辭任後は、其の存續の要を認めず。(二)本會の目的は、精神教化に在りたるも、現在の社會狀勢に於ては、實踐力を有せざる運動は無力なり。と稱し平沼前會長以下在京各幹部を歴訪して夫々贊成を得本月十日左記の如く全理事名を以て決議文を發表し茲に十數年の歴史を有する國本社は遂に解散することとなりたり。

〔記〕

決議

國本社前會長平沼男ハ三月十三日樞密院議長ニ親任セラレタル
 ムトハ既ニ同月二十日發行ノ國本新聞ニテ發表シタル所ノ如シ爾
 來後任會長推薦方ニツキ考慮ヲ重ネタルモ成案ナラズ加之時勢モ
 亦一變シ國本社創立當時ノ使命ハ略終了シテ今ヤ一段落ヲ告グル
 一好機到來セリト思考ス。理事會ハ右事情ノ下ニ一致ノ意見ヲ以
 テ國本社ノ圓滿解散ニツキ職務取扱ヲ左ノ諸氏ニ委任ス。

- 昭和十一年六月十日
- 國本社理事
- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 原 嘉道、 | 本多熊太郎、 | 大角 岑生、 | 小原 直、 |
| 小笠原長生、 | 小倉 正恆、 | 和仁 貞吉、 | 加藤 寛治、 |
| 加藤敬三郎、 | 榊山 實英、 | 河田 烈、 | 川村貞四郎、 |
| 田邊 治通、 | 竹内賀久治、 | 中松 盛雄、 | 宇垣 一成、 |
| 眞崎甚三郎、 | 小磯 國昭、 | 小山 松吉、 | 後藤 文夫、 |
| 有馬 良橋、 | 荒木寅三郎、 | 佐藤 昌介、 | 澤田 牛麿、 |
| 菊地 武夫、 | 結城豊三郎、 | 塩野 季彦、 | 平松 市藏、 |
| 末次 信正、 | 鈴木喜三郎、 | 荒木 貞夫、 | |

六、國家(農本)主義團體の戰線統一運動

(一) 概説 這般の帝都叛亂事件を契機として右翼團體の間には急激に戰線統一要望の氣運擡頭し、既に關東に於ては事件の直後に於て右翼運動指導者中の有志を以て、戰線統一を目的とする二月會の結成を見るあり、關西方面に於ても大日本生産黨(吉田益三)新日本國民同盟(手島剛毅)愛國政治同盟(藤岡文六)無産黨國社同盟(村田村治)等を中心として全愛國團體統一聯盟の結成せられたる外、八月會を中心として、皇國農民同盟(吉田賢一)を主動勢力とする農民團體の統一運動と、新日本海員組合(赤崎寅藏)日本労働組合總聯合(末中勘三郎)日本労働同盟(小田孝)等を中心とする労働團體の統一運動と相併行して進展し、今や本運動は各分野に於て全國に擴大しつゝあるの狀況にして、本月中に於ける顯著なる運動としては、六月二十日大阪に於て全愛國團體統一聯盟(吉田益三派)の第一回大會の開催せられ本聯盟を「維新政黨結成準備會」に發展せしめたることの外、東京に於ては六月二十日皇國農民戰線統一懇談會(吉田賢一派)を開催し、次で六月二十八日日本懇談會を進展せしめて「皇國農民戰線統一關東地方準備會」を結成したること等を其の主なるものとす。

以上の外關西方面に於ては洛北青年同盟(京都)を中心とする純正日本主義青年團體(政黨に依らず思想團體として活動せんとするもの)の統一運動あり、又關東方面に於ては各大學専門學校等の右翼學生を統一せんとする關東學生協議會の結成準備運動行はれつゝあり、更に政治團體の有志を以て結成せる前記二月會に於ても目下戒嚴令下にあるが爲積極的活動を展開し得ざる事情にあるも、秘かに關西の吉田益三一派との連繫を保ちつゝありて、近く戒嚴解除の曉に於て、何等かの活動を開始せんとするの氣運にありて、敍上の情勢は獨り二月會のみならず、全右翼分子の抱懐する所なるべく従つて戒嚴解除を契機とし之等右翼分子の運動は俄に活潑化するに非ずやと觀測せらる。以下本月中に於ける主なる戰線統一運動につき述べんとす。

(二) 維新政黨準備會の結成 大日本生産黨吉田益三は、既報(五月*報参照)の如く手島剛毅(新國同)藤岡文六(愛政)村田村治(兵庫縣愛國社同盟)等と共に、在阪八月會系の運動とは別個に在京二月會と提携し、維新政黨結成の準備工作として愛國戰線統一運動に奔走しつゝありたるが、客月二十九日大阪市に於て、近畿其他各地方三十六團體、八十一代表者の出席を得て「全愛國團體統一聯盟」を結成したり。

其後幹部等は、本運動を漸次大右翼政黨の結成に導くべく密々協議を進めつゝありたるが、六月二十日大阪市實業會館に於て本聯盟第一回大會を開催すると共に、之を機として本聯盟をして「維新政黨結成準備會」に迄進展せしむることに決定し、同月上旬各方面宛之が出席方の勧誘狀を發送する所ありたり。

斯くて大會當日參會せるものは、入江種矩、小池四郎、大森一榮、西郷隆秀等在京主要人物を始め、近畿、關東、中部、北陸、中國、四國、九州各方面團體約五十、代表者百二十餘名にして、午後一時三十分開會し吉田益三議長席に就き、現狀を打破して明朝日本を建設する爲には全愛國團體を結集し維新政黨を結成する必要がある旨を強調する所ありて議事に入り、維新政黨準備會結成の件を議題として審議の結果、滿場一致「維新政黨準備會」の結成及全愛國團體統一聯盟を解消すること並別記(一)宣言、綱領、規約を可決して議事を終り、次で入江種矩、小池四郎、鈴木善一其他各團體代表者の挨拶ありたる後、村田村治閉會を宣して會議を終了し、引續き同夜六時三十分より同市中央公會堂に於て結成記念演說會を開催、盛況裡に同十一時異狀なく散會したり。

其後幹部等は同月二十三日本會第一回幹部會を開催し、別記(二)役員の決定及本會の趣旨を各方面に徹底せしむる爲、一、東京方面未參加團體の勧誘其他の諸工作は吉田益三に委任すること、二、全國的結合を促進する爲各府縣を一單位とする準備會

結成大會を開催せしむること、等を決定する所ありたるが、次でこの趣意の通達第一號を作成し全國的に發送したり。斯くて政黨結成の烽火を擧げたる本準備會は、敍上の如く先づ關西方面を中心として全國的に之が氣運の促進に努むると共に、密かに東京方面とも密接なる連絡を取りつゝあるが、愈、戒嚴解止の曉を俟つて東西相呼應し目的の具體化を圖るものと認めらる。

別記(一)

宣 言

廣田内閣成立せられて茲に半歳その施政方針を問するに何ら經綸の片鱗だも認め能はざるのみならず然もその組閣以來高調標榜し來れる庶政一新の實體は只一片の空文たらんとしつゝあるは洵に慨嘆に堪へず、惟ふに昭和維新の大業は一に特權階級偏重の傳統的社會機構を改革し以て皇道政治の確立を期するに非ずんば斷じて其の目的を達成し得ざるものと云ふべし、然るに今や臺閣に一人の有能の士あるなく、加ふるに外國際情勢は月を追ふて複雑化し内財閥、政黨、官僚等の亡國的自由主義者の一群はその陣營を亂くも死守せんと狂奔しつゝあるの現狀なり。

斯くの如くんば皇國不動の國是なる大陸政策の遂行と國民生活の安定とは果して何に依據してその成果を求めんとするや、想ひこゝに到れば暗雲漢々轉々寒心に堪へざるものあり。

斯の秋に當り吾愛國諸團體たるもの、責務や實に重且大と云はざるを得ず、我等志を同するもの須らく己を空しうして職線の再編成を遂げその擴大強化を圖り苟くも我等の企圖を阻止せんとするものは何ものと雖も斷乎之を排撃し以て昭和維新の具顯に邁

國家(農本)主義運動の狀況

進せんとす。

斯くて黎明亞細亞の梵鐘は我等の手によつて清く高らかに打鳴らさるゝならん。

我等は皇紀二千五百九十六年の今日我國未曾有の超非常時局に際し歴史的意義ある維新政黨準備會を堅く確く結成したる所以なり。

敢て天下に宣す。

昭和十一年六月二十日

維新政黨結成準備全國大會

綱 領

- 一、吾等は合法的國民運動に依り國體政治に背反する金權支配を倒滅し皇道政治の確立を期す。
- 一、吾等は資本主義、社會民主主義、共產主義並にファシズムを排撃し大日本主義に依る一君萬民經濟組織の確立を期す。
- 一、吾等は皇道に依る國民信念の統一を達成し以て皇道の世界宣布を期す。
- 一、吾等は以上の三綱領を速かに實現せむとの熱意を以て結合し尊王絕對、生命奉還の信念に基く一大維新政黨の結成を期す。

黨 則 (按幸)

- 第一條 本黨ヲ維新黨準備會ト稱ス
- 第二條 本黨ハ綱領、政策及宣言、決議ヲ實現スルコトヲ以テ目的トス
- 第三條 本黨ハ黨則ヲ嚴守スル個人ヲ以テ構成ス
- 第四條 支部ハ都市(大都市ハ區)又ハ之ニ準ズル地域ニ於テ黨員三十名以上ヲ以テ組織ス
- 第五條 但シ支部ハ其ノ地域内ニ於テ町村ノ分會ヲ組織スルコトヲ得
- 第六條 第七條 同一府縣内ニ支部以上アル時ハ支部聯合會ヲ組織スルコトヲ要ス
- 第八條 左記各項ニ該當スル思想團體、經濟團體ニシテ常任準備委員會ノ承認ナシタルモノヲ支持團體トス
- 一、黨則ヲ遵守スルモノ
- 二、正式機關ニテ黨支持ヲ決定シタルモノ
- 三、一定ノ黨維持費ヲ負擔スルモノ

(三) 皇國農民團體結成關東地方準備會の結成狀況

在阪皇國農民同盟主幹吉田賢一、在京維新青年俱樂部今里勝雄及千葉縣所在皇國農民自治聯盟主幹石橋彌等を中心とする所謂右翼農民團體の全國的戰線統一運動は、帝都叛亂事件後に於ける斯種團體の一般的動向に乗じて漸次具體化し、遂に本月二十日東京市芝區所在旅館新橋館に於て左記十名出席の下に皇國農民戰線統一懇談會を開催し、新農民團體結成の爲本月二十八日芝公園内協調會館に於て「皇國農民戰線統一關東地方準備會」を、更に七月五日には大阪市に於て全國的新農民團體結成準備會を開催すること及吉田賢一、西光萬吉、今里勝雄の三名を委員として之れが準備に當らしむること等を協議決定する所ありたり。

別記(二)

役員

常任準備委員

- 藤岡文六(愛國政治同盟)
- 宮本純一(國民協會)
- 福原俊彦(大阪愛國青年聯盟)
- 手島剛毅(新日本國民同志會)
- 村田村治(兵庫縣愛國社同盟)
- 榮山滿八(大日本生産黨)

書記局

- 書記長 小部英男
- 書記 高岡 勢 高橋澤二
- 書記 堀地正亮 松浦清一

所ありたり。

一、六月二十日懇談會出席者名

- 山梨、八代農民組合 小池勝藏、樋口光治 千葉、皇國農民自治聯盟 石橋彌
- 大阪、皇國農民同盟 吉田賢一 奈良 西光万吉 東京 新日本國民同盟革正會 高橋忠作 愛國労働組合懇話會
- 高山久藏 矢ヶ崎靜馬 維新青年俱樂部 今里勝雄 京都 元同志社大學助教 野村重臣

斯くて皇國農民團體結成關東地方準備會は 前敘豫定の通り六月二十八日午後一時十分より芝協調會館に於て、左記(一)各地方代表者三十六名及傍聴者十六名出席の下に開催せられ、同日午後五時十五分無事散會したり。而して右協議會の概況は本運動の主唱者吉田賢一より開會の挨拶ありたる後座長(吉田賢一)書記(穂積五一、三枝兼介)の選任、各地代表者の自己紹介を爲し、次で準備委員今里勝雄よりの経過報告及岩内隆平(愛知)外十三名の各地代表より地方情勢報告を行ひて、午後三時二十分一先づ休憩を宣し午後四時より再開して議事に入り吉田座長より「皇國農民團體統一促進に關する件」を提案説明したる上一般討論に移りたり。然るに右討論中山梨代表樋口光治より「現下の急迫せる農村事情は一日も放任し得ざる狀況にあり、吾々は只今座長より申されたる「申合せ」の如き微温的手段を決定する爲本協議會に出席したるものにあらず一刻も早く運動目標を決定し、其の目標に従ひて組織運動を進展せしめ、強力なる全國的一大カンパを敢行すべし云々」との急進意見を發表し、續いて松本(山形)岩内(愛知)柄澤(新潟)等よりも夫々樋口の所説に對する賛成演説を行ふ等稍緊張する所ありたるが、松澤(長野)より「具體的運動展開は慎重考究を要するものあり。新團體の綱領規約等も各地各團體より原案を持寄りて大綱を決定し度き」旨の意見を述べて之を緩和し、更に「新團體結成迄の連絡の爲連絡委員を決定し度き」旨を提議して一同に諮り高橋忠作、今里勝雄、穂積五一の三名を擧げて之を決定する所ありたり。以上を以て討論を打ち切り、改めて議長

より左記「申合せ」を朗讀協議したる結果異議なく之を可決し、次いで今後の連絡場所を「東京市日本橋區馬喰町四丁目十一ノ三」となすことを決定して無事閉會せり。

而して本運動の將來に關しては未だ豫斷を許さずと雖も既に中心勢力の一たる石橋彌は右準備會席上に平素同人が排撃しつゝありたる所謂職業的愛國運動者及勞働組合系統の代表者が出席したる事より會合の不純化及新種分子に依る純真農民團體の利用等を考慮して憤慨的口吻を漏しつゝあり、更に今里勝雄等も關西側職業的分子の排撃に藉口して關東、關西の紛議を醸さんとするやの模様あり、其の動向については相當注目の要あるものと認めらる。

左記(一)

- 出席者
- 三十六名 外に傍聴十六名
 - 茨城 日本皇國農民團
 - 重岡 清 阿部國治
 - 愛郷自治聯盟
 - 大貫治男 山川時郎
 - 愛國勞働農民同志會
 - 清水正久 松澤 親 川島達次郎
 - 新潟 皇國農民聯盟
 - 高橋史太郎 登石 清 柄澤利清
 - 愛知 皇國農民組合同盟
 - 岩内隆平
 - 富山 勤勞農民同盟
 - 石丸佐八郎 萩原眞一

- 長野 眞顯學園
- 曾根朝起 米持格夫
- 山梨 皇國農民同盟(準)
- 小池勝藏 樋口光治 田中正則
- 千葉 皇國農民自治聯盟
- 石橋 彌 大槻正秋 中村孝助
- 藤崎 廣 今里勝雄 中澤兼太郎
- 高橋忠作 穂積五一 三枝兼介
- 長野 信州郷軍同志會
- 中原謙司 平川松郎
- 神奈川 農都一團舎
- 津田光造
- 群馬 皇國農民同盟(準)
- 大塚源七郎
- 山形 皇國農民同盟(準)
- 松本笹喜 倉田茂助
- 傍聴 高山久藏外十五名

左記(二)

申合せ

皇國內外の非常時局に鑑みて愛國運動の大衆的基礎勢力として全国各地の團體的農民團體並に同志諸兄の協力を促し、その大集

結に努めること

昭和十一年六月二十八日

皇國農民團體結成關東地方準備會

政黨運動の状況

一、新日本國民同盟の情勢

(一) 本部派 本同盟は客年來の内紛及這般の帝都叛亂事件に際し、佐々井委員長以下多數同盟員の檢舉等により、黨勢愈々萎靡沈衰の情勢にあり。而して同盟首腦部は目下之が挽回策につき鋭意考究中なるが、過去の戰跡並這般の帝都叛亂事件の結果等に鑑み同盟從來の指導方針を轉換するの止むなきに至りしものゝ如く、六月十四日東京府支部協議會の理事委員會席上佐々井委員長は「選舉の如きも合法的に運動を進める限り立候補せしめ又愛國團體統一若くは合同問題も從來吾々は拒否して來たが今回の事件に鑑み虚心坦懷の氣持で握手すべきである云々」と述べ、本同盟の從來採り來れる非選舉黨としての態度並排他的獨善主義を拋棄し、此際積極的妥協方針を以て進まんと意圖を表明したり。

一方大阪支部に於ても支部長手島剛毅は夙に敍上の如き運動方針轉換の意圖を有し曩に府縣會議員及衆議院議員選舉の兩選舉に自ら出馬(落選)したる外最近に於ては大日本生産黨關西本部吉田益三等が同地方愛國團體合同運動を提唱するや逸早く之に參畫し、爾來之が世話人として本運動の具體化に努め現在「維新政黨結成準備會」の組織を見るに至りたるが、本名は

更に之を同盟の中心運動たらしめんとすの意圖の下に六月十五日先づ近畿地方協議會として積極的に本運動を支持する旨の態度を決定し引續き之が機運醸成に狂奔しつゝあり。

然れ共他面地方支部中にありては、内紛以來同盟本部の醜態に加へ這般の帝都叛亂事件當時に於ける本部首腦部の無氣力なる態度等に極度に憤懣の意を包蔵し、漸次同盟より離反せんとすの傾向ありて、既に三重縣下四日市、松阪、三重郡各支部準備會は五月二十二日何れも同盟を脱退したる外和歌山縣有田支部(六月四日)岐阜縣支部準備會(六月十七日)も相次で脱退又は解消し、更に京都支部に於ては最近神田兵三對親睦會(高橋勝右エ門一派に於て神田排撃の爲組織したるもの)の暗闘激化する等其の情勢全く混沌たるものあり。而も此傾向漸次他地方に波及せんとすの情勢に鑑み同盟本部は此際速に陣容を整備し、從來の指導方針に再検討を加へ同盟更生策を確立するの要ありとし、急遽七月四日擴大中央常任總務委員會を召集することに決定し、六月二十二日此旨各關係委員宛通達せり。而して本會議は叙上千係よりするも本質的には支部代表者會議に代るべき重大なるものにて其の動向相當注目すべきものあり。

(二) 軍正會の動靜 本會は曩に帝都叛亂事件當時中心人物高橋忠作の檢擧に次で有力なる會の支援者滿川龜太郎の死去等により會勢愈々行詰りの状態に陥入り、僅かに新潟、群馬、愛知等一部地方同志間に於て其の命脈を維持し居るの情勢にありたり。其後高橋は五月五日に至り漸く警視廳より釋放せらるゝや叙上の如き會の不振を焦慮し、同志と共に銳意之が挽回策を講じつゝありたるが偶々愛國農民戰線統一運動に奔命中の維新俱樂部今里勝雄等と連絡成りたるによりこれを好機に、先づ此の戰線統一運動をもつて會當面の運動と爲し、其の局面轉換を圖るべく爾來前記今里等と共各地方同志間を巡歴し之が機運醸成に努めつゝあり。而して現在軍正會としては皇國農民聯盟(新潟)柄澤利清)皇國農民組合同盟(愛知)岩内

隆平)皇國農民同盟(千葉)花澤榮藏)皇國農民同盟(群馬)大塚源七郎)等何れも各地方の中心勢力として相互連絡の下に積極的活動を續け漸次發展の途を辿りつゝあり。

二、大日本生産黨の情勢

(一) 一般情勢 本黨に在りては、最近内部的に黨首腦者の消極的態度に對し青年分子等の間に不滿の空氣ありて、幹部等も之が對策に相當關心しつゝあるが、殊に叛亂事件以後急速に進展しつゝある戰線統一運動等の情勢に鑑みて、此際黨内部の整備結束を圖り以て錯綜せる諸情勢に對應するの要ありとして、吉田益三を中心とする幹部等は、這般來之が具體的對策に關し協議しつゝありたる模様なるが、次記の如く全國合同幹部會に於て新職制並新役員を發表する所ありたり。

而して之が新陣容の一斑を見るに、新に専門部を設置して活動の便宜を圖りたるの外、舊總務たりし葛生、小幡、池田其他を相談役又は顧問の閑職に轉せしめ、總務委員長吉田益三の下に新に八幡、柴山、鈴木、西郷、山本、井上、片岡等の活動分子(特に神兵隊事件關係者)を備へて空氣の清新を圖り、或は曩に八幡博堂と意見の相違より離脱せる永富以徳に對し、同人の經營する新聞「維新戰旗」を將來黨の機關紙とすることを條件として復黨せしめ情報部長に就かしむる等、殆んど面目を一新せるものあるを以て、本黨今後の活動は相當注目せらるゝものありと認めらる。

(二) 全國合同幹部會の状況

(1) 事前状況 恆例に依る本黨年度大會は、戒嚴令施行の爲之が開催を延期しつゝありたるが、這般其の一部が解除せられたるを以て六月二十八日東京市赤坂三會堂に於て、黨勢擴大、組織更新を主要議題として全國合同幹部會(全國支部代表者會議に代へて)を開催することに決定し、同月十二日付之が召集狀を全國支部宛通達する所

ありたり。...

(2) 大會狀況 斯くて當日は吉田益三以下全國代表者百二十餘名出席の下に午後一時二十分開會し、議長(八幡博堂)書記(井上四郎外六名)の選任ありて、宣言並總裁訓授(代讀)後吉田委員長は「結黨五週年を意義あらしむる爲新役員を選任し、我黨の政策として政治の簡易化及金權奉還を新に稱へ、暗雲低迷せる現社會情勢を打開するに邁進する」趣旨の挨拶あり、次で祝辭、祝電の披露後總本部並關東、關西兩本部の情勢報告ありたるが、特に「叛亂事件後愛國團體に對する當局の態度は益、彈壓を加ふるの傾向ある」旨を強調する所ありたり。

續いて別記(一)職制改革及新役員並別記(二)聲明書の發表ありたる後、神兵隊事件關係者代表として鈴木善一の挨拶ありて、本部指示(昭和十一年度運動方針、一月々報参照)を終り議案審議に入る (一)選舉法改正の件(男女の年齢を問はず世帯主のみ選舉權を附與すること、可決) (二)維新戰線統一促進の件(黨本來の精神に基き維新戰線の統一擴大に無私的努力を積極的に展開すること、可決) (三)勞働農民組合組織強化の件(時局に鑑み全國勞働農民の日本主義的總結集に努むること、可決)して議事を終り、顧問葛生能久の激勵的挨拶及各地方支部代表者の地方情勢報告ありて、最後に影山正治より「愛國戰線の統一を圖り皇道維新の完成を念願する」旨の閉會の辭あり、聖壽萬歳を三唱して同四時三十分異狀なく終了したり。

斯くて本大會終了後午後七時より結黨五週年記念演說會を本所公會堂に於て開催せるが、演壇背後に「尊皇絶對、生命奉還、金權奉還」其他のスローガンを掲げて氣勢を添へ、各辯士は政府の所謂庶政一新を攻撃し維新斷行の急務を強調する所ありて同十一時無事散會したり。

別記(一)

新役員

- 總裁 内田良平
- 顧問 頭山 滿 葛生能久
- 總務委員長 吉田益三
- 總務 八幡博堂 柴山 滿 山本千一
- 鈴木善一 德田宗一郎 西郷隆秀
- 井上四郎 片岡 駿
- 専門部 部長 吉田益三
- 組織部 部長 八幡博堂
- 調査部 部長 井上四郎
- 書記局 主任 鈴木善一
- 書記 久野一雄 小部英男 影山正治
- 書記補 若干名
- 相談役 小幡虎太郎 松田禎輔 立花良介 池田 弘
- 齊地盤夫 岩瀬幸三郎 小山田淑助 塩谷慶一郎
- 林 逸郎 坂井六輔 角岡知良 尾形榮造
- 岸本 清
- 評議員 大曲三郎 別城遣一 馬淵吾一 飯塚豊一
- 柿花啓正 草野正造 内藤太一 松井正光
- 野口 幹 香渡 信 鈴木一郎 川原信一郎

政黨運動の状況

波邊 豊 今敷宗治

關東本部役員

- 委員長 吉田益三
- 書記長 井上四郎
- 次長 影山正治
- 書記 村田 等 鮎澤俊雄 橋爪宗治
- 森川長孝 毛呂清輝 千葉友次郎
- 統制部長 佐橋尙政
- 組織部長 白井爲雄
- 遊說部長 船生利重
- 青年部長 奥戸足百
- 勞働部長 關根喜四郎
- 情報部長 永富以徳
- 宣傳出版 書記局擔當
- 本部詰員 若干名
- 各専門部委員並部員ハ部長ノ推薦ニヨリ追テ決定發表
- 常任委員 井上四郎 久野一雄 佐橋尙政
- 影山正治 藤三 雄 船生利重 白井爲雄
- 關根喜四郎 永富以徳 德田新策 小澤薫次
- 鮎澤俊男 村田 等 山本昌彦 小野義徳
- 本多喜一郎 小杉賢二 鈴木正吉 榎 良雄
- 太田 覺 雨宮 信 阿部克巳 梅山滿男
- 町田専蔵 小松崎重 橋爪宗治 森川長孝
- 毛呂清輝 千葉友次郎 中村 武 松石 一
- 山田正治 奥戸足百 小島好祐 田代廣好

- 關西本部役員
- 委員 長 吉田益三
 - 書記 長 柴山 滿
 - 文 長 小部英男
 - 書 記 河村政次
 - 統制部長 田中正雄
 - 組織部長 永島義高
 - 遊説部長 小部英男
 - 青年部長 狩野 巖
 - 労働部長 住田徳市
 - 情報部長 河村政次
 - 宣傳出版 伊藤武男
 - 常任委員 書記局擔當
- 柴山 滿 小部英男 伊藤武男 狩野 巖
 河村政次 永島義高 梶原重雄 中井秀市
 住田徳市 青野正一 秋山延一 太田岩穂
 武田喜一郎 山本喜代志 吉川興七 北田清雄
 汐見熊太郎 豊西楠一 富水源一郎 河上利治

三、愛國政治同盟の情勢

(一) 總務委員會の状況 本同盟にありては、六月十二日午後二時三十分より本部に於て、小池四郎外八名出席の下に總務委員會を開催し、神奈川縣會議員選舉(別項府縣會議員選舉對策の項参照)及千葉縣船橋町會議員選舉の結果並長崎縣聯合

星井眞澄 大西眞砂夫 村山武夫 大西卯之助
 田中正雄 古木正人 中 國 丸 山 田 正 一
 別記(二) 豐 明 書 院 山 田 正 一 山 田 正 一
 二月事變後の時局を觀るに、政府は「康政一新」を高揚し、「聖旨奉讀」を議會に於て決議すると雖、未だその實證を示すに至らず、却つて内外の諸情勢は、益々祖國の非常時認識を深からしめつつある。

此の重大なる秋に際し、愛國諸團體の大同團結を促進し、維新路線の強化發展をはかるは最も急務中の急務にして我黨は本月廿日大阪に於て全國諸團體と共に「維新政黨結成準備會」を組織せるが、今や小異をすて大同につく愛國派戰線の統一運動は燎原の火の如く各地を風靡しつつあり、我黨は舉黨一致該運動の發展に協力を惜まず、一日も早く皇運維新の完成を企圖するものである、茲に我黨は立憲滿五週年を迎え、全國代表幹部會を招集し、新陣容を整備するに至り、内田總裁の教訓を體し尊皇絕對生命奉還の皇魂に基き益々一致結束して國難打開のため健闘することを誓ふ。

右聲明す
 昭和十一年六月廿八日 大日本生産黨

長今村等より同縣々會議員選舉後の情勢等報告ありたる後議事に入り、(一)東京府支部聯合會確立の件(府下に於ける同盟陣容の不振に鑑み之が再建の爲至急聯合會を組織すること、可決)(二)戰線統一運動の件(關西八月會の運動に比較し東京二月會の行動振はざるものあるを以て、當面二月會を基準として積極的に運動し、且つ八月會との連絡を保つこと、可決)を以て議事を終りたるが、之が終了後今村等は本部に對し「最近に於ける本部の活動は頗る不活潑なるに加へ、地方との連絡狀況も亦缺くる所ありて、爲に地方同志中本部に對し相當不滿の意を藏しつゝあるを看取せらるゝものあるを以て、今後は一層地方との連絡を密にし結束に當られたき」旨の要望ありて散會したり。

(二) 梅櫻會の結成準備 既報(四月々報参照)の如く本同盟東京府聯の中心勢力を爲す荒川支部は、本部首腦者の行動に對する憤懣より、支部長森口作間の引退歸郷並幹部本多武良夫一派の同盟離脱を見たる所、其後本多一派は府聯合會長森直次等と提携せるもの、如く、別個の新團體を組織すべく畫策し、五月十六日日本多宅に於て茶話會名義を以て會合の上之が結成準備に關し打合せを爲す所あり、更に六月七日、日本精神研究會の名の下に再度會合し、會名を「梅櫻會」と爲すこと及左記(一)誓言、規約並戒嚴令解除後に於て發會式を舉行すること等を決定する所あり、其後役員の銓衡中なりしが、六月中旬左記(二)の如く發表したり。

而して本同盟最近の情勢は、兎角本部幹部の消極的態度に起因し運動不振を極め、從つて本部に對する地方同盟員の不滿的空氣は相當濃厚なるものある模様なるを以て、之等一派の動向は同盟に對し相當影響するものありと思料せらる。

左記(一)
 一、我等ハ國體擁護皇運扶翼ノタメ至誠以テ當ラザルベカラズ。
 一、我等ハ權利義務ノ思想ヲ超越シ純日本人トシテノ自覺ノ下ニ

行動セザルベカラズ。
 一、我等ハ自己反省ヲ怠ラズ心身ノ修養鍛錬ヲ圖リ皇道臣民トシテノ責務ヲ果サザルベカラズ。

政黨運動の状況

規約

第一條 本會ハ梅櫻會ト稱シ事務所ヲ東京市荒川区日暮里町七ノ

三三一本多方ニ置ク。

第二條 本會ハ誓言ニ基キ其ノ目的ヲ達成センガ爲左ノ事業ヲナ

ルベシ。

一、智ノ講座 仁ノ講座 勇ノ講座

(以下省略)

四、立憲養生會の動靜

本會は引續き本年度計畫たる會員獲得運動に努めつゝあるが、其後各地方支部の情勢が其の第一期たる六月末の切迫せるに拘らず豫定獲得數七十五萬に達すること、相當困難なるものある狀況に鑑み、客月來屢々激動的通達を頻發して鞭撻に努むるの外、田中總裁の地方支部歴訪、或は連續的に各地に於て政治講習會を開催する等、全く會を擧げて之が目的達成に狂奔しつゝあり。

而して本部に在りては、六月二十五日現在に於ける會員獲得數を五十九萬九千餘人と發表し居るも、這は會員加入の方法等より推して單に名を連ねたるものが大部分を占め、所謂實質的會員と目せらるべきものは遂に寡少なるものありと認めらる。

一方全國支部の運動狀況を観るに演說會、印刷物による宣傳は固より、挺身隊組織による戸別訪問、或は懸賞を附する等の外、行商、民謡興業の計畫をなす等凡有手段方策を講じて只管責任割當數の獲得を期しつゝあるが、他面引續く過大なる責任額に困惑して漸欲熱意を喪失せんとするものも亦相當ある模様なるを以て、果して豫期の成果を擧げ得るや否やは多大

の疑問なき能はざる所なり。

五、社會大衆黨の動靜

(一) 社大黨京都府聯の動靜 (イ) 社大黨府聯に在りては本月二十一日施行せらるべき京都市會議員補缺選舉に對し、客月三十日夜府聯事務所に於て常任執行委員會を開催せるが、その際、議長水谷より、今次の特別議會に於て吾が社大黨其他少數派を除いて殆ど全部が去る衆議院議員總選舉に於ける官憲の人権蹂躪を叫び遂には選舉法改正に關する決議案を可決したるが是等は延いては再び往時の如き選舉取締の不徹底を來す處がある。依つて吾々は此の際之に對する聲明書を發表すると共に一面警察部長に對し選舉取締を徹底して貰ふ様陳情する必要ありと提議し、別添の聲明書を朗讀一同之に賛成、協議の結果右聲明書は市内各新聞に宣傳し、尙機を見て警察部長を訪問することに決定す。

聲明書

衆議院は特別議會に於て吾が社大黨其他少數を除き殆ど全會一致を以て去る總選舉に於ける選舉取締の苛酷なるを訴へ衆議院議員選舉法改正に關する件決議案を可決せり。本末顛倒も甚しき暴

論と云ふべし。我等は斯の如き舊選舉取締にもどし自己の買収に利せんとする既成政黨の陰謀を斷乎として排撃し、今度の市會補缺選舉に當り、官憲は宜敷飽迄選舉廢止の立場に起ち嚴罰主義の基に選舉取締に當るべき事を要望す

(ロ) 京都市會議員補缺選舉に於ける活動狀況 本月二十一日施行せられたる京都市會議員補缺選舉(缺員十三名)に於て、社大黨は上京中京下京東山各區より一名宛(計四名)の候補者を擁立し、黨員及び支持團體之が援助をなして必勝を期し、他方黨本部より麻生代議士、京阪神に於ける同黨所屬代議士等の應援を求め、その陣容を整へて言論戦に主力を傾注し、彼等獨特の曝露戰術を以て既成政黨に肉迫極力奮戦したるが、開票の結果は三名の當選(内二名は最高點内一名は無投票)を見、異數の進出を示したり。

以上の如く一舉に三名の市議を獲得したる社大黨に在りては、從來同市會における同黨の唯一人の市議たりし水谷長三郎の指導の下に本月二十四日「社大市議團」を組織し、同時に石田市會議長に對し交渉團體として承認方要求したるが、交渉團體は五名以上の規定あるを以て市政會に在りては不致取同團體を准交渉團體として承認する模様なり。

(二) 社大黨大分支部の動勢 社大黨大分支部に在りては甲斐、今村の二派に分裂し、各々大分支部と稱し對立抗争を續け、その動向注意中なりしがその後今村と提携せる別府支部に於ては、六月二十日施行せられたる別府市會議員選舉に際し、本黨縣聯公認として支部長岡本寛平を立候補せしめたるが、同人は從來の關係並に選舉資金調達の關係より、甲斐派と通じ居りたり。他面同支部員奥之山敬亮は本黨の公認に洩れたるため「西産」(労働組合)より公認として立候補し岡本と對立的關係を生じ、選舉を通じて結局分裂を見るべき情況に在りたり。(兩人何れも當選せり)斯る際本黨本部中央執行委員福岡縣田原春次、本部の指令に基き、本月二十日夜(選舉終了後)別府支部事務所に黨員を招集し、本部命令として、大分縣支部聯合會に對し解體を命じ、新に大分縣聯の結成を田原春次、岡本寛平、甲斐重喜の三名に命じたり、依つて舊大分縣支部聯合會は本部の命令により一時解體をなし、直ちに新縣聯組織準備委員を擧げ、組織準備に著手し、奥之山敬亮の除名を決議し、此處にその紛争の解決を見たり。

(三) 新潟縣社大黨支部聯合會幹部の市會議員當選 本月二十日執行の長岡市會議員選舉に社大黨より代議士社大黨縣支部聯合會委員長三宅正一、同常任委員清澤俊英の二名立候補し、定員三十六名に對する、四十四名の立候補者中に在りて猛運動中の處二十一日開票の結果、三宅正一は六一〇票を得て最高點、清澤俊英は二七九票を得て第六位に當選せり(同市會に於ける同黨の從來の勢力は三宅正一一名のみなり)。

(四) 地方遊説計畫

過般の中央並に地方の議員選舉に於て異常なる好成绩を収めたる社大黨に於ては、今般の戒嚴令の一部解除せらるゝを利し、全国各地方遊説を計畫し、去る六月二十五日開催せる常任執行委員會に於て、之が實行に關する決定を見、書記局、並宣傳部に於て具體的計畫を進めつゝありしが七月初旬の大阪に於ける西日本社大黨員大會を第一著手として大體左記の要領により之を執行する豫定なり。

一、近畿地方

大阪、京都、神戸、和歌山の四市は黨所屬代議士全員の外阿部茂夫、平野學、三輪壽壯參加の豫定

二、四國及中國地方

河上丈太郎を首班に佐竹晴記、田万清臣、塚本重藏、鈴木文治の五代議士の外平野學を加へ、六名を以て廣島、岡山、米子、下關を遊説の豫定

三、九州地方

龜井貫一郎を首班とし杉山元次郎、水谷長三郎、川村保太郎の四代議士の外本部員阿部茂夫之に加り、更に地方無産派の富吉榮

二、松本治一郎の二代議士特に参加し、門司、八幡、福岡、宮崎、熊本、鹿児島、長崎、大分、別府等を遊説の豫定

四、東海及關東地方

麻生久を首班とし安部磯雄、片山哲、山崎劍二、三宅正一、淺沼稻次郎、岡崎憲の七代議士及び本部員三輪壽壯、岐阜、名古屋、濱松、静岡、沼津、横濱、飯田、栃木、浦和、長野、宇都宮、高崎、甲府の各地を遊説の豫定

五、北海道及東北地方

前記各地方遊説終了後杉山元次郎、川俣清普、三宅正一、淺沼稻次郎、三輪壽壯の五名を以て同地方各主要都市遊説を行ふ豫定

六、東京兩府縣會議員選舉に於ける各政黨團體の運動狀況

東京、神奈川兩府縣會議員選舉は、六月十日同時に施行せられたるが、特高關係政黨團體よりは、昨年來好調を辿りつゝある社大黨の三十名を筆頭に愛國政治同盟、立憲養正會の各二名其他各國家主義政黨團體四名、各無産團體八名を夫々擁立し、各々独自の政見を掲げて其の運動を言論戰に集中し、何れも相當果敢なる闘争を展開する所ありたり。而して其の結果は別表の如く社大黨が二十三名の壓倒的勝利を博したる外無産團體も亦四名の當選を見たるに反し、國家主義政黨は依然成

續振はず候補者九名中當選者僅かに一名といふ惨敗を喫せり。而して之が原因は客年來の選挙と同じく、無産派は何れも組織的に確固たる地盤を有するに反し國家主義政黨等は何等之を有せざるのみならず、日常運動に於ても直接民衆と接觸なきこと等が其の重要な原因なりと認めらる。今其の運動の概況を記載すれば次の如し。

(一) 社會大衆黨 六月十日施行せられたる東京府會議員選挙並に神奈川縣會議員選挙に於て、社大黨は公認候補者、東京府二十三名、神奈川縣七名を擁立し、各地方支部聯合會に對して應援辯士の派遣方を指令動員して選挙戦に臨み、各候補者は主力を言論戦に集注し、他方立候補宣言書の頒布を爲し、相當なる奮闘をなしたる結果、遂に東京府十八名神奈川五名の當選を見、前回に比し著しき進出をなせり。

尙六月六日、本黨所屬代議士、麻生久、淺沼稻次郎、本部員阿部茂夫、中村高一等は潮内相を官邸に訪問し、國會總選挙時に於けると同様嚴重なる取締の下に地方選挙の肅正を徹底せられ度き旨陳情せり。右は本選挙に於ける取締の状況が今期特別議會に於て「人權蹂躪問題」として論議せられたる事等ありたる爲幾分緩和されたるが如き傾向あり、斯の如きは自黨に不利なる影響を及ぼす虞ありとなせるによるなり。

社大黨が斯の如く各區に於て躍進的なる進出を示したる原因を考察するに、最近各地に於ける既成政黨の疑獄事件及び選挙違反事件等の續出により、一般民衆就中中産階級以下に於て既成政黨に對する聲望の聲漸次擡頭し、既成政黨より離間せんとする傾向を示しつゝあるに起因するもの、如く、斯の如き機運を察知せる社大黨は、今や黨勢擴張政治的進出の絶好の機會なりとし、周到なる計畫の下に彼等獨特の曝露戰術に依り、言論戦に全力を傾注し、既成政黨に肉薄したるが、政見發表に於ける斯種曝露演説は中産階級以下に頗る好感を以て迎へられ、爲に戰線は漸次有利に展開し、遂に豫想外の成績を收

むるに到れり。而して斯の如き飛躍振りを示したるは、單に如上の好條件のみならず、今次選挙に於ける各派候補者等の人物低下に嫌らず中産階級以上に棄権者の多かりしこと、及び肅正選挙取締等も是亦有利に導きたるものと思料せらる。更に現下の客觀的状況より觀察すれば今後相當の進展を見るに非ざるかと觀測せらる。

(二) 愛國政治同盟 本同盟にありては六月十日施行の東京、神奈川兩府縣會議員選挙に對し、夫々候補者を擁立せんとする模様ありしが、客月下旬選挙告示あるや東京府を斷念し神奈川縣より總務委員陶山篤太郎並維新青年隊長佐々木武雄(別表参照)の二名を立候補せしめ、左記スローガンを掲げて言論文書戦に努めたる外、支持團體たる日本産業軍、日本中小商工聯盟、或は日本主義神奈川縣民運動横濱支部等の應援を得て必勝を期した所なるも、佐々木武雄(横濱市)は地盤の鞏固ならざりしに加へ、他團體との提携圓滑ならざりし爲惜敗に終り、陶山篤太郎(川崎市)は最下位を以て當選したり。

左記

スローガン

一、現状維持カ? 現状打開カ?
一、亡國的政黨、財閥、特權階級ノ打倒

一、亡國的資本主義並社會主義ノ粉碎
一、道義的武裝日本主義ノ確立
一、革新的日本精神ノ徹底宣揚
一、國體明徹ノ徹底ハ昭和維新斷行カラ

(三) 立憲修正會 本會は去る地方議會並に衆議院議員選挙に於て惨敗せるに拘らず、機會ある毎に各地の市町村會議員選挙に迄候補者を擁立せしめつゝあるが、六月十日施行の東京、神奈川兩府縣會議員選挙に際しては、別表の如く野々村寬止(東京)及船田定吉(神奈川)の二名を立候補せしめたり。

而して本選挙に當りては、専ら候補者の亂立を避けて僅かに二名に止め、主として言論戦に重きを置き必勝を期して戦ひたるも選挙の結果は何れも落選に終りたり。

政黨運動の状況

別表一

昭和十一年東京神奈川兩府縣會議員選舉特高關係各種團體等ノ候補者並當落表
六月施行

府縣名	選舉區	定員	擁立政黨(團體)	得票數	當落	職業	氏名	年齢
神田區	二	二	社大黨(東京鐵工組合)	一、五六一	落	鐵工業	内田藤七	五一
日本橋區	二	二	社大黨	一、九一六	落	辯護士	細田綱吉	三七
京橋區	三	三	社大黨(日農總同盟)	三、一六一	當	辯護士	阿部温知	四八
芝區	三	三	社大黨	二、七四六	當	著述業	植村金作	四二
小石川區	三	三	社大黨(全農)	三、五三七	當	新聞廣告業	吉川守園	五三
淺草區	五	五	社大黨	二、五一一	落	無職	泉留吉	五五
本所區	五	五	社大黨	四、〇八九	當	土木請負業	山森庄市郎	四一
深川區	四	四	社大黨(木材産業労働組合)	三、二七三	當	製材工	渡邊文政	三九
〃	〃	〃	立憲養正會	一、五八九	落	文房具商	野村寛正	四二
〃	〃	〃	全國評議會	七、七九	落	無職	難波虎一	三四
〃	〃	〃	愛國革新聯盟	八、九四	落	鋼鐵商	伊藤信司	三六
品川區	四	四	社大黨(金屬労働組合)	三、六五八	當	無職	植田重義	四一
目黒區	三	三	社大黨(日本抗夫組合)	四、〇四三	當	書籍商	高梨二男	四一

東京

選挙区	定員	擁立政黨(團體)	得票數	當落	職業	氏名	年齢
荏原區	三	社大黨	二、六二八	落	市電車掌	牧野松太郎	四一
〃	〃	無産(全評)	二、三四九	落	刺繡業	飯田五平	五三
大森區	四	社大黨	四、一一一	當	著述業	松本淳三	四三
〃	〃	無産(全評)	二、四七一	當	興行師	三輪盛吉	四六
蒲田區	三	社大黨	四、八二七	當	印刷工	藤巻多一	四三
世田谷區	三	社大黨(日農)	四、二〇九	當	著述業	吉川末次郎	四五
澁谷區	四	無産(東交)	四、二九〇	當	無職	北田一郎	四〇
淀橋區	三	無産(東交)	三、〇二〇	當	市電車掌	中島喜三郎	四五
中野區	三	社大黨	三、六九六	當	著述業	渡邊潜	四〇
杉並區	三	社大黨	三、五九二	當	會社員	磯崎眞助	五五
豐島區	五	社大黨	五、二〇六	當	著述業	爲藤五郎	五〇
〃	〃	無産(新興佛教)	一、八六四	落	無職	妹尾義郎	四九
瀧野川區	二	社大黨(日農)	二、七四六	落	辯護士	疋田秀雄	三五
向島區	三	中立(勤勞日本黨)	九、九三	落	無職	伊地知義一	三三
荒川區	六	社大黨(關東一般化學)	五、四六八	當	無職	岩内善作	四六
足立區	三	社大黨(青ハス現業員會)	四、一五六	當	無職	高橋涉	四六

政黨運動の状況

府縣名	選舉區	定員	擁立政黨(團體)	得票數	當落	職業	氏名	年齢
東京	向島區	三	社大黨	三、〇六八	當	事務員	海老澤要	三三
	城東區	三	社大黨(東京鉄工組合)	五、三五一	當	無職	熊本虎藏	四二
	葛飾區	二	社大黨	二、八六三	當	セルロイド加工業	森居康	四七
	鶴見區	三	社大黨	三、七〇七	當	市議	門司亮	四〇
	神奈川區	四	社大黨(海員組合)	三、一三九	當	海員組合常任書記	田上松衛	三二
	中區	九	社大黨	五、五二三	當	市議代書業	石河京市	三八
	〃	〃	愛國政治同盟	一、〇六七	落	建築設圖	佐々木武雄	三二
	〃	〃	國民協會	一、七八八	落	無職	鶴島三郎	四三
	〃	〃	立憲養正會	九九一	落	按摩業	船田定吉	五二
	〃	〃	社大黨	五、〇〇二	當	市議	笹口見	三三
神奈川	横須賀市	四	社大黨	二、四二二	落	職工	安田加年彦	六四
	〃	〃	海軍聯盟 横廠工友會	四、九七二	當	縣議	土井直作	三七
	川崎市	四	社大黨	二、七八八	當	著述業	陶山篤太郎	四二
	〃	〃	愛國政治同盟	二、六七二	落	市議辯護士	宗像伊勢嘉	四〇
	平塚市	一	社大黨	二、四一〇	落	僧侶	竹浪正義	三九
	橋樹郡	一	明倫會	二、四一〇	落	ラジオ商	加藤吉松	四〇
	中郡	三	社大黨	二、四五〇	落	ラジオ商	加藤吉松	四〇
	神奈川	三	無産	二、四三三	落	無産	無産	三三
	東京	三	無産	二、四三三	落	無産	無産	三三
	東京	三	無産	二、四三三	落	無産	無産	三三

別表二

東京府神奈川縣選舉ニ於ケル特高關係立候補並當選者數調 昭和十一年六月十日施行

府縣別	社大黨	無産	養正會	愛政	國民協會	明倫會	勤勞日本黨	愛國革新聯盟	計	備考
東京	18	4	1	1	1	1	中	1	22	無産團體七ハ全評三、日交三、新興佛教一
神奈川	5	1	1	1	1	1	中	1	6	無産一ハ海軍聯盟
計	23	5	2	2	2	2	中	2	28	アラビヤ數字ハ當選者ヲ示

労働運動の状況

一、労働團體等の東京、神奈川府縣選舉競争

○本月十日施行せられたる東京、神奈川兩府縣下の府縣會議員選舉に對し各労働團體等は夫々所屬政黨等と協力して自派立候補者の當選を期すべく相當果敢なる闘争を展開したる結果、左記の如く東京に於ては十名(労働組合に關係あるもののみ)神奈川縣に於ては五名の當選を見たり。左に之れが状況を概説すべし。

(一) 東京府 (1) 社大黨支持労働組合の状況 社大黨支持團體たる舊總同盟、舊全勞の兩團體にありては社大黨と協

労働運動の状況

力して自組合員の左記立候補者（社大黨標榜）を極力応援闘争せる結果六名の當選を見たり。
 (2) 勞農無産協議会の状況 表面東京府會議員選舉對策を主たる目的として客月四日政治結社の届出を爲せる本協議會にありては、客月上旬より選舉對策委員を選任し加盟團體より左記七名の候補者を選定し選舉對策聲明書の發表應援辯士團の編成等を爲し更に「東京府政調査資料」「選舉スローガン」「府政に對する政策と方針」等其の他種々の印刷物を發行し相當活潑に統制ある闘争を展開したる結果七名の立候補者中四名の當選を見たり。

立候補者氏名

選挙区	氏名	政黨	組合關係	當落
神田區	内田 藤七	社大黨	舊總同盟 東京鐵工組合顧問	當落
深川區	渡邊 文政	〃	關東木材労働組合常任	當
品川區	植田 重義	〃	關東金屬労働組合主事	〃
目黒區	高梨 二男	〃	日本抗夫組合主事	〃
荒川區	岩内 善作	〃	關東一般化學労働組合長	〃
足立區	高橋 涉	〃	青ハス現業員組合長	〃
城東區	熊本 虎藏	〃	東京鐵工組合常任	〃
深川區	難波 虎一	勞農無産協議會	全評常任	落
目黒區	牧野 松太郎	〃	東交執行委員	〃

荏原區	安平 鹿一	〃	全評常任	當
大森區	三輪 盛吉	〃	全評組合員	〃
澁谷區	北田 一郎	〃	東交本部書記	〃
澁橋區	中島 喜三郎	〃	東交執行委員	〃
豊島區	妹尾 義郎	〃	新興佛教青年同盟	落

(二) 神奈川縣 (1) 社大黨支持労働組合の状況 社大黨支持團體たる舊全勞、舊總同盟、舊海員組合等に於ては、社大

黨神奈川縣聯と協力して自組合員にして社大黨より立候補せる左記候補者の當選を期すべく闘争せる結果四名共當選せり。

(2) 日本産業軍の状況 日本産業軍神奈川縣聯合會にありては全團體副理事長陶山篤太郎が愛國政治同盟を標榜して立候補せるを以て之れが應援を爲し當選を見たり。

(3) 海軍聯盟の状況 海聯横廠工友會にありては會長安田加年彦を擁立し独自の選舉戦を行ひたるも次點にて落選せり。

立候補者氏名

選挙区	氏名	政黨	組合關係	當落
川崎市	土井 直作	社大黨	舊總同盟 神奈川縣聯主事	當
鶴見區	門司 亮	〃	神奈川鐵工組合幹部	〃
中區	石河 京一	〃	神奈川縣出張所長	〃

選挙区	氏名	政党	関係	組合	当落
神奈川區	田上松衛	社大	日本海員組合 横浜支部員		當
川崎市	陶山篤太郎	愛政	日本産業軍團理事長		落
横須賀市	安田加年彦	ナ	海聯横廠工友會長		落

二、組合會議擴大執行委員會等の状況

(一) 政治委員會の状況 日本労働組合會議にありては客月三十日政治委員會を開催し「退職積立金及退職手當法の實施に關し組合會議としての意見の表明並に近く設置を見んとする同法施行の關係諸命令の協議機關に組合會議の代表をも参加せしむる様内務省當局に要請書を提出する」ことを協議決定し本月五日松岡駒吉は内務省を訪問し赤松社會局労働部長と會見別記の如き要請書を提出し種々陳情する處ありたり。

(二) 第三回擴大執行委員會状況 本月十九日神戸市所在海員協會本部に於て開催せり、出席者松岡駒吉外十七名にして左記議案を審議決定せり。

- (1) 亞細亞労働會議第二回大會に關する件 本大會は本年十月末頃東京に於て開催の豫定なるも尙印度側代表の意見を確め正式決定すること。
- (2) 年度大會準備規約改正に關する件 亞細亞労働會議第二回大會前後横濱に於て開催すること及大會準備に關しては亞細亞労働會議に對する印度側の回答を得ると同時に開催し得る様準備することに決定、更に規約一部を改正し次期大會に諮ることに決定せり。

(3) 事務新移轉に關する件 組合會議本部(神戸)を東京に移轉すること但し其の場所は總同盟本部か海員組合東京支部の中選定は議長及書記長に一任と決定。

(4) 第二十一回國際労働總會(海事總會)労働代表選任に關する件 本件に關しては海員協會(小泉秀吉を推薦)並に海員組合(堀内長榮を推薦)との間に意見對立し相當紛糾したるも結局議長指名に依る左記五名の小委員を擧げ之に一任せり。

委員長松岡駒吉、委員八木信一、川村保太郎、沼田吉太郎、堀内長榮
右委員別室にて協議の結果、左の通り決定

労働代表(海員組合)、堀内長榮 顧問(海員組合)、西巻敏雄
顧問(海員協會)土田雅久

別記 退職手當積立金法に關する要請

冠者今特別議會に於て退職手當積立金法が通過し近くこれが實施を見るの運びに至りましたことは、我國労働立法史上極めて意義深きことにて邦家の爲に同慶に堪へません。

然る所右の立法は唯に我日本労働組合會議が期待する修正案に照して多くの不備があるのみならず政府原案に照しても甚だしき改悪が加へられて漸く通過したる状態にて、この内容は提案當初の期待に副ふこと稍薄き傾きに有之この點に遺憾に存じます。従つて本法案實施に際しては可及的最大限に本法立案の趣旨を活用し以て本法をして本来の労働者保護法たるの實を具備せしむることが必要と信じ、このために政府當局の深甚なる御考慮を切望する次第であります。

この趣旨に於て我等は本法實施に際しては豫め政府勞資の關係

労働運動の状況

各方面代表者によつて權威ある協議機關を設置し本法實施の爲の施行令、施行細則其他關係事項に關して附議され度且右協議機關の構成に當つては我日本労働組合會議の代表二名以上参加の上充分我等の意見を開陳するの機會を與へられることを要請致します。

幸にして本法案審議の貴衆兩院に於ても本法實施に際して民間團體の意見を徴することの必要を認めこれに關する希望決議をなして居るのであります。従來政府當局が此の種の手續きをとられるに當り稍もすれば民間資本家團體の代表者又その意見を徴するに偏する傾きなしとせず、かゝる事實は社會局參與會議の構成及今般の本法案立法の經過などに於ても認められ我等の常に遺憾としたる所であります。

政府當局に於ては本法實施に際して其の實を擧げる爲にも更に又從來の如き資本家團體偏重の慣習を一新する爲にも此の際我等

の要請に對して果敢あらんことを願致します。
右本會議政治委員会の決議に基き要請致します。
昭和十一年五月三十日

日本労働組合會議
議長 松岡 剛吉
内務大臣 潮 惠之輔閣下

三、労働無産協議會の動靜

労働無産協議會にありては別項記載の如く東京府議選舉戦を活潑に敢行せる外本月三日委員會を開催し、本月二日發生の東京秋葉原驛に於ける省電追突に因る乗客數十名の負傷事故を議題に協議せる結果實行委員を擧げ鐵相に抗議することに決定、翌四日加藤勘十外二名官邸に鐵相を訪問し別記(一)の如き抗議文を提出し陳述する處ありたり、更に本月二十七日府議に當選せる北田一郎、中島喜三郎、三輪盛吉、安平鹿一の四名は加藤勘十を帶同横山東京府知事を訪問別記(二)の如き要請書を提出し意見を開陳する處ありたり。

尙本協議會は前號既載の如く結社組織を爲したることに對し加盟團體たる全農、東支、市從、關工聯等より反對を受けたるに「一時的のものに過ぎず」と辯明合理化に努めつゝありしが最近東京府議戰も終了し且つ戒嚴令も近く解除さるべしとの見解の下に一應本協議會を解體して再結成を爲すべく畫策中の模様なり。

別記(一)

抗議文

鐵道省は未曾有の渡職事件の渦中に在り建設局の上層部は全滅せる折柄、去る六月二日夕刻、東京省線電車追突の一大慘事を惹き起した。

東京の省線電車は、市民並に府民の乗車料によつて日本第一の高率利潤をあげ、鐵道省の所謂ドル箱なるにも拘らず、今日なほ

鐵道事に改造せず、一切の責任を、薄給と過重労働に耐えてゐる従業員に轉化し、乗客の生命の危険に對して、何等改善をおこなはんとはしない。

しかも一般會計に對し、軍事豫算財源のために、鐵道剩餘利潤より、毎年五百四十萬圓を融通しつゝある。

我が労働無産協議會は東京市民並に府民の生命の安全のため、剩餘金の一般繰入れを中止し、省線木造電車の即時廢止並

に、従業員の手當増給を實施せんことを要求す。

昭和十一年六月三日

労働無産協議會本部

鐵道大臣 前田 米 蔵 殿

別記(二)

要請書

馬場菴相は益々増大する軍事費財源に充當するために、煙草、郵便等の國家獨占事業の商品の値上げを行ひ又鐵道、逓信の従業員に對する待遇改善の誓約を無視して特別會計益金の一般會計繰入れを増額せんとするが、さらに税制整理の美名にかくれて、所得税の第三種を中心とする大衆課税を行ひ、その上府縣並に都市の潤濁せる地方財政より唯一の財源たる家屋税其の他を中

実に強制沒收せんとする。

地方財政の現状は、中央財政より地租並に營業收益税を移讓して安固にし、獨立せる財源を自治體に與へ、且つ勤勞者本位の税制整理を斷行して負擔の公正をはからなければならぬのである。これは緊急にして切實なるものがある。

東京府知事は、大藏當局の暴擧に對し、斷乎として反對し、府、市政の財政の擁護並に自治權の防衛のために善處せられんことを要請す。

昭和十一年六月二十六日

労働無産東京府會議員團

東京府知事

横山 助 成 殿

四、愛國労働組合全國懇話會の情勢

去る四月十九日結成式を舉行せる首題懇話會は四月二十日の常任委員會の決定に基き爾來關東、中部、近畿の各地方に委員會を結成すべく準備會等を開催して之れが結成に努めつゝあり、而して本月一日の關東地方委員會に於て「反國家的行事たるメイデーに對し當局に斷乎たる處置を要請すること」に決定し本月四日代表高山久藏、大久保秀治、新妻徳壽、矢ヶ崎靜馬、阿部己與午の五名は首相、陸海兩相、内相等を訪問し各秘書官と會見して別記の如き要請書を手交し續々陳情する處ありたり。

更に本月十一日全國懇話會常任委員會を開催し來る十月「ジュネーヴ」に於て開催さるゝ第二十一回國際労働總會(第四回海事特別總會)労働代表選出の件につき協議したる結果右會議は海事關係なるを以て新日本海員組合より選出すること、海

軍聯盟其の他の團體へ支援方交渉することを其の他を決定せり。

要請書

時局益々重大性ヲ加フル時、貴總理大臣閣下ノ御健祥ヲ大慶ニ存ジマス

我が愛國労働組合全國懇話會ハ現時ノ非常時局ヲ憂ヒ、曩ニ國體明徹徹底ノ爲メ三項目ノ實行ヲ要請致シマシタガ、特ニメーデー禁止要請ニ關スル事項ハ愛國労働大衆ノ堅キ要請デアリマス。去ル第六十九議會ニ於ケルメーデー支持ノ議論ノ如キハ全ク祖國日本ニ基礎セザル非日本の意識ニ基ツク輩タルハ無論、又メーデーコソハ外來ノ模倣ト歐米ノ傳統ヲ固持セル階級闘争激發の行事ニシテ、現日本ノ實狀ニ對シ相伴ハザルノ甚ダシト謂ハザルヲ得マセヌ。貴總理大臣閣下ニ於ケレテハ所信ノ致ス處トハ謂ヘ、吾等愛國労働大衆ノ心カラナル要請タルメーデー禁止ニ對シ、速ニシテ徹底的ナル善處ヲ再ビ茲ニ要請スル次第デアリマス。昭和十一年六月四日

愛國労働組合全國懇話會

總理大臣 廣田 弘毅閣下

五、日本産業労働俱樂部の政治闘争進出状況

日本産業労働俱樂部は結成以來政治闘争を輕視し極めて消極的態度を持しつゝありしが、最近に至り社會情勢上政治闘争を爲さざるべからざる場面勢からざるものあるが労働組合として之れを敢行することは不便尠からずとなし、一面近時旺盛

時局益々重大性ヲ加フル時、貴大臣閣下ノ御健祥ヲ大慶ニ存ジマス

要請書

吾ガ愛國労働組合全國懇話會ハ現時ノ非常時局ヲ憂ヒ、曩ニ國體明徹徹底ノ爲メ三項目ノ實行ヲ要請致シマシタガ、特ニメーデー禁止要請ニ關スル事項ハ愛國労働大衆ノ堅キ要請デアリマス。本第六十九議會ニ於ケルメーデー支持ノ議論ノ如キハ全ク祖國日本ニ基礎セザル非日本の意識ニ基ツク輩タルハ無論、又メーデーコソハ外來ノ模倣ト歐米ノ傳統ヲ固持セル階級闘争激發の行事ニシテ現在日本ノ實狀ニ對シ相伴ハザルノ甚ダシト謂ハザルヲ得マセヌ。貴大臣閣下ニ於ケレテハ、非常時日本ノ労働大衆ニ對スル良キ指標トシテ、吾等愛國労働大衆ノ要請タルメーデー禁止ニ對シテ速ニシテ徹底的ナル善處ヲ再ビ茲ニ要請スル次第デアリマス。昭和十一年六月四日

愛國労働組合全國懇話會

陸軍大臣 寺内 壽一閣下
海軍大臣 永野 修身閣下
内務大臣 潮 惠之輔閣下

になりつゝある愛國無産政黨結成運動等に刺戟され政治闘争母體の必要を痛感し何等かの形に於て之れを結成すべく過般來畫策中なりしが、今直ちに正式の政黨樹立は時期尙早なりとして不取敢「産勞政治研究會」なるものを組織することに決定去る五月二十八日の政治部委員會に於て左記の如き綱領規約草案を決定し、更に本月二日の常任理事會に於て之れを正式決定すると共に本月二十二日左記の如く役員を決定する處ありたり。而して此の「産勞政治研究會」を來る七月上旬正式政治結社として届出づる豫定なるが之れが結成の眞意は前叙の理由に基くは勿論なるも更に來るべき東京市區會議員選舉に備ふるためと一面從來政治闘争否認的態度を執り來れる關係上當分如斯暫定的なるものを設置し政治闘争を克く研究したる上總て強固なる愛國無産政黨樹立されたる場合は之れに合流解消せんとする意圖の如し。

役員氏名

- (イ) 會長、副會長は部外より適當なる人物を選出することとし一時保留
- (ロ) 常任委員 委員長 西山仁三郎
- 委員 各専門部長兼務及び府市區會議員の議席を有する者
- (ハ) 幹事 各常任理事兼務
- 別記

綱領要項

産勞政治研究會

- 一、我等ハ建國ノ本義ニ基キ皇道日本ノ完成ヲ期ス
- 二、我等ハ日本精神ニ則リ産業立國ヲ第一義トナシ國力ノ充實以

労働運動の状況

テ國民生活ノ安定ヲ期ス

三、我等ハ自己ノ本分ヲ盡シ公正ナル經濟機構ノ確立ヲ期ス

規約

第一章 總則

第一條 本會ハ産勞政治研究會ト稱シ本部ヲ東京ニ支部ヲ各府縣

二章

第二條 本會ハ本會綱領ヲ遵奉シ規約ヲ遵守スル産業人ヲ以テ構成ス

第三條 本會ハ左ノ目的遂行ノ爲メニ一切ノ運動ヲ行フ

- (イ) 皇道日本ノ完成
(ロ) 國防ノ完備
(ハ) 國民道徳ノ振興
(ニ) 綱紀ノ肅正
(ホ) 教育機關ノ刷新
(ヘ) 勤勞國民負擔ノ軽減
(ヘ) 重要産業機關ノ統制
(ロ) 銀行及保險業ノ國營
(リ) 勞働立法社會立法ノ制定
(ニ) 全國産業労働會議ノ設置

第二章 機關

第四條 本會ノ機關ヲ左ノ三種トス

(イ) 評議員會 (ロ) 幹事會 (ハ) 常任委員會

第五條 評議員會ハ本會最高決議機關ニシテ毎年一回開催ス

第六條 幹事會ハ必要ト認メタル時ハ臨時之ヲ召集ス

第七條 常任委員會ハ協議事項ノ執行機關ニシテ少クモ毎月一回開催スルモノトス

第八條 評議員會、幹事會、常任委員會ノ召集ハ會長之ヲ行ヒ議長副議長ハ會長及副會長之ニ當ル

第三章 役員

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- (イ) 會長 (ロ) 副會長 (ハ) 常任委員 (ニ) 幹事

(ホ) 評議員 (ハ) 書記

第十條 會長、副會長、幹事ハ評議員會ニ於テ選出シ常任委員ハ幹事ノ互選トシ書記ハ會長之ヲ任免ス

第十一條 本會ハ常任委員會ニ於テ顧問及相談役ヲ定ムルコトヲ得

第四章 會計

第十二條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌三月三十一日迄トス

第十三條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ充當ス

- (イ) 會費 (ロ) 贈金 (ハ) 其ノ他ノ雜收入

第十四條 本會ニ加盟セントスルモノハ本會々員ノ紹介ヲ要ス

第十五條 本會ヲ脱退セントスルモノハ紹介人ノ承諾書ヲ要ス

第十六條 本會々員ニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ會長之ヲ除名ス

- 一、本會々員ニ反シタルモノ
二、本會ノ名譽ヲ汚シタルモノ
三、本會ノ統制ヲ紊シタルモノ

第六章 附則

第十七條 本則ハ評議員會三分ノ二以上ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第十八條 本會々員施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條 本會支部規約ハ本則ニ準ズルモノトス

第二十條 支部規約細則ハ各支部ニ於テ適宜之ヲ定ム

第二十一條 本則ハ昭和十一年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

以上

六、國際労働局歐外國課長來朝狀況

國際労働局歐外國課長イーストマン夫妻は亞細亞労働會議第二回大會出席並日本労働事情視察の目的を以て(亞細亞労働會議の大會は五月十八日より三日間東京に於て開催の豫定なりしも本誌既載の如く印度側代表の都合に依り来る十月迄延期となる)去る五月十九日近海郵船南嶺丸にて來朝せるが、爾來内相、外相、社會局長官其他關係方面を歴訪すると共に大阪、京都、名古屋東京の各市内、奈良、日光、鎌倉、江ノ島等の觀光を終へたる後、本月五日横濱出帆のエム、カナダ號に乗船加奈陀に向へり。

七、吳羽紡績株式會社吳羽工場の争議

(一) 事業主側 富山縣婦負郡西吳羽村所在 吳羽紡績株式會社吳羽工場

使用職工數 一、三二四名(内男工二〇四名、女工一、二二〇名)

(二) 労働者側 争議参加者數一、三二四名全員 關係労働團體 ナシ

(三) 争議發生並解決年月日 昭和十一年六月二十一日發生 同月二十二日解決

(四) 争議發生の原因 富山縣は電氣料低廉にして且つ纖維工業に最も適する温度及職工(女工)の募集容易なる關係上、近年纖維工業急速に勃興し新設工場相踵ぐの狀況なるが、従業員の待遇比較的良好ならず、殊に吳羽工場に至りては次表に示す如く富山市附近同一産業に比し従業員の待遇甚だしく劣悪なり。

工場名	所在地	事業種類	資本金	労働者数			賃銀(日給)		
				男	女	計	最高	最低	平均
吳羽紡績株式会社吳羽工場	婦負郡西吳羽村	紡績	20,000	225	1,151	1,376	2,400	35	66
第一テミシ紡績株式会社	上新川郡山室村	同	1,600	291	760	1,051	2,500	38	70
日清紡績株式会社富山工場	上新川郡堀川町	同	17,000	115	545	660	2,700	35	74
富山縣織物模範工場	富山市大泉町	織物	1,000	84	424	508	2,000	35	73
大正製麻株式会社富山工場	富山市奥井	同	1,375	93	465	558	2,200	35	72

以上の如く既に賃銀に於て他工場に比し劣悪なるに、就業時間に於ても工場側は従来取締官憲の眼を盗み午前五時の就業を三十分早く就業せしめ、終業時間も午後十一時なるに不拘四十分以上も遅延せしめる等職工を酷使し、加ふるに寒川工場長が職工に對して温情味なく、過去に於ても茶碗一箇を破損せる者を退社せしめ、又硝子一枚の破損に對しても無期出勤停止を命じたるが如き事例ありて、只管生産能率を擧ぐる事のみを専念し(昭和八年以降一割二分の配當を爲す)、職工の待遇及福利施設には何等介意せざる等々にて職工は極度に不平不満を有し居たり。

偶々本月十三日北陸五縣の第九師團管下に於ける防空演習實施に際し、午後八時三十分より同十時二十分迄非常管制による消燈の爲此間操業を中止したるが、之に對し會社は職工自身の便宜缺勤と同一視し、約三割の減給を實施せり。茲に於て職工の平素の不平不満一時に爆發し、奇々協議の結果二十二日は本年上半期の株主總會開催さるゝを機會に待遇改善を要求することゝし、遂に二十一日一斉罷業を執行するに至りたり。

(五) 經過並解決状況

従業員は二十一日午前四時三十分の出勤時限となるも寄宿舎より一名も出勤せず、通勤職工も出勤したるも操業開始の様様なきにより、坂本人事主任外社員数名は女工寄宿舎を調査したる處、室長四十餘名一室に集合し居たるを以て理由を訊したるに、「時間外労働の撤廢、防空演習日の賃銀全額支給、其他待遇改善」等要求多岐に互り、且つ漸次男工も参加し來り收拾すべからざる事態となりたるを以て工場長は「時間外労働は規則を遵守すべきこと及び防空演習日の賃銀支給」を言明せるも、職工は之に満足せざりしを以て「書面を以て希望條件の提出及代表者の選出」を指示せり。茲に於て職工側は代表二十六名を擧げ別記の如き要求書を提出し前後四回に互り折衝に努めたる結果會社側は「時間外労働及防空演習」問題の自己に不利なる處あり、職工側の統制強固にして、將來悪化したる場合は會社側に不利なる事を悟りたるものゝ如く、二十二日午前六時三十分に至り、「日給者は三錢乃至十錢、請負者は二錢乃至八錢」の一斉増給及要求事項中第六、十一、十四、十六、十七項を承認し、他は充分善處研究する旨を回答したるを以て職工側も之を諒とし、午後一時より就業する旨申出で、茲に圓滿解決したり。

尙本争議に於ける職工側の態度並統制は稀に見る穩健なるものなりき。即ち女工の大部は寄宿舎に居住し居り、罷業と共に各自室に於いて靜觀し、只室長のみ一室に集合男工と協議連絡に當り、交渉委員の報告を聴取して對策を協議しつゝありたるのみにして何等喧噪に互ることなく、單に男工の一部が事務所前にありて職員の動靜出入を看視し、交渉委員の往復に拍手を以て聲援し居たるのみなり。尙職員に出會ひたる時も平素と何等の變りなく挨拶を爲す等らかなる状況にして、一見争議らしき模様なきが如き状態なりき。

(六) 本争議の影響

吳羽紡績株式会社系統工場は富山縣下に五工場ありて、其の中吳羽工場従業員は前記の如く待遇改

善を要求し罷業の擧に出でたるが、他の井波、入養、福野、大門の四工場に於ける従業員は待遇も呉羽工場同様不良なるを以て、本争議の波及性多分にありたり。茲に於て富山縣警察當局に於ては之が未然防止の爲め、會社取締役古橋林司に對し他工場従業員に待遇に關しても考慮方を懇懇する處ありたり。依て古橋取締役も右懇請事項を諒とし、本社長伊藤忠兵衛の來縣を促し協議の結果、七月一日五工場長會議を開催し、職工の給料増額其の他待遇改善策を協議の結果成案を得七月二日より一齊に之を實施することとせり。

脚記

要求事項

- 一、杉林豊島兩氏ハ即時離職セシメラレ度
- 二、給料現給二三割即時値上げノコト
但シ値上げ後八拾錢(男工)及五拾錢(女工)ニ滿タサルモノニ全
部男工八拾錢女工ハ五拾錢ニスルコト
- 三、昇給ハ最少限度六ヶ月ニ付五錢宛ナルコト
但シ階級工ハ最少限度六ヶ月五錢宛ナルコト
- 四、午前午後各一回十五分宛ノ休憩ヲ爲サシムルコト
- 五、新入者ノ最低賃銀ハ男工八拾錢女工五拾錢ト確定スルコト
- 六、作業上必要ナル道具ハ全部會社ニ於テ支給スルコト
- 七、見廻工、玉揚工ノ場合ハ缺員見廻工、玉揚工ノ給料ヲ
應接工ニ支給スルコト
- 八、一般従業員ノ増員ヲ計ル事
- 九、全従業員ノ娛樂會制度ヲ認ムルコト
- 十、晝專工ハ午前七時ヨリ午後五時迄ト爲スコト
- 十一、食事ハ食券制度トシ食費ハ現在ヨリ一日分ニ付參錢値下げ
- 十二、シ一層滋味ナラシムルコト
- 十三、但シ食費ニハ最低三割ノ補助ヲ要スル事
- 十四、四大節ハ全休トシ給料ノ半額支給スルコト
- 十五、日給ノ全部ヲ支給スル事
- 十六、兵事ニ關スル應召(徵兵検査モ含ム)ノ際ハ夫レニ要シタル
日給ノ全部ヲ支給スル事
- 十七、聯安會ハ春秋二回トシ他ノ工場並トシ職工ヲ優遇スルコト
- 十八、作業場ノ増設ハ歩増トスル事應接者ノ居残りハ早出ノ場合
ハ二割増ノ事
- 十九、退職手當ハ内規發表シ全職工ニ支給スル事
- 二十、病院ノ設備ヲ充實シ患者ヲ病名ニ依ツテ區別シ現在ヨリ優
遇スル事
- 二十一、休職時間中不得已作業スル場合ハ之ヲ増分スルコト
- 二十二、此ノ罷業ニ對シ職工中ヨリ絕對ニ犠牲者又ハ犠牲類似ノ
者ヲ出ササルコト

農民運動の状況

一、農村關係諸團體の運動状況

(一) 産業組合中央會の運動 本會に在りては米穀自治管理法公布に伴ふ同法施行に關する諸法令が近く公布せらるゝことを豫想し、此の際速かに將來に備ふべき方策を考究し置く要ありとなし、數次に互り對策協議を爲したる結果、擴充五箇年計畫の既定方針に基き之が遂行を促進すると共に産業組合の自主的販賣統制の完璧を期せむが爲には全産業組合をして米穀統制組合の事業代行を爲し得る様之が準備工作を爲すことは緊要なりと決定し、六月十六日全國支會長に對し右に關する指令を發したり。又本會は産業組合指導の立場より從來諸種の講習會を開催し來りたるが、更に現下に於ける農村事情は益々産業組合の重要性を加へつゝあるを以て此の際農村中堅人物を養成し産業組合に關する理解を深めしめ其の積極的活動を促し以て農村經濟更生に寄與すべしと爲し七、八兩月に互り教育者講習會、婦人講習會、青年講習會の開催を計畫し目下諸種の準備を進め居れり。

(二) 全國職青年同盟の結成 全國米穀販賣購買組合聯合會(略稱全販聯)内青年層を以て組織し、中央機關たる産業組合青年聯盟全國聯合(略稱産青聯)に所屬する全販聯支部員中の一都有志は「從來の全販聯産青聯支部が中機産青聯のみに依存し、且つ中機産青聯の存在又單なる娛樂機關的存在に墮しつゝあるを以て、此の際中機産青聯より脱却し新に職場的産青聯を確立すべし」と爲し寄々協議中の處、遂に全販聯支部を脱退し、六月二十二日標記同盟の結成を兼ね第一回總會を開催し、役員を決定(委員長馬場賢、委員江藤部外七名)したる後宣言を可決せり。而して同盟の目的とする處は「職能的に組合員及

地方産青聯と有機的に協力し且つ販賣部門を司る全販聯の横の連絡を充分にして農産物販賣事業の促進を爲し疲弊困憊せる農村を一日も早く救済すること」に在りと爲すものにして、組織は委員制の各部門(書記局、統制、會計、米穀、小麦、木炭)に依り目的事業を遂行することゝ爲し居れり。

(三) 系統農會の運動 (1) 帝國農會にありては、六月十九日同會事務所に於て農政委員會を開き、去る特別議會に於て、成立せる農村關係重要三法律の運用に關し農林省の關係局長より説明を聴取せり。夫れより政府の明年度豫算編成に際し要望すべき事項に就き協議の結果

(イ) 農村行政機構ノ革新並農村産業團體ノ整理統制 (ロ) 負擔の均衡 (ハ) 農家負債整理ノ徹底的助成 (ニ) 農會技術員俸給國庫補助増額 (ホ) 農業保險制度ノ確立 (ヘ) 米穀検査ノ國營實施
の實現を要望することに決定せり。次ぎに今後に於ける農會の農政運動計畫に關し協議する處ありたるが、從來の農政運動は主として議會開會中に之を行ひたるも今後は常時臨機に之を行ふことゝし帝國農會は其の機構を整備し必要に應じて時期を失せず農會委員會、道府縣農會長會議、農會大會等を開催して機宜の措置を講ずると共に地方に於ける輿論の喚起と其の統制に努むることゝせり。

(2) 關西二府十七縣農會聯合會理事長山陽延吉は「農村更生上施設すべき諸種の案件中先づ以て諸政策遂行の原動力關たる農林行政機構を革新し各種産業團體機能の暢達を圖り一面指導者活躍の方途を講じ以て諸政策徹底の素綱を整備し農業者の利便を増進すること緊要なり」として之が陳情書を作成し、六月初旬西下せる農相及農林參與官に面接陳情書を提出して具陳せり。

(3) 高知縣農會に在りては六月十五日高知市農會館に於て縣、郡農會役員會を開催し、青年農友會設置等に就き協調せるが、同農友會設置の方針として決定せる要項を見るに、其の目的は精神的には (イ) 敬神崇祖の大精神を不拔に培ひ建國の大義を宣揚し (ロ) 隣祐共助の精神を高揚し護郷愛國の實を期し (ハ) 尊皇原理を認識し進取の氣風を作興すると共に銳意農業改善に努力する眞個自覺ある青年を養成するに在りと爲し、更に經濟的には (イ) 自給經濟の擴充を計り (ロ) 農業經營の合理化、農家經濟の改善、生産技術の向上を期し (ハ) 生産物販賣の改善研究調査等に依り智識の向上を期すると共に、農政的には (イ) 農村事情を究め農政問題に對する理解と認識を深め (ロ) 理想農村の建設に躍進することに在りと爲せり。尙組織は縣、郡、町村青年農友會を組織せむとするものにして、組織方法は中堅青年座談會或は講習會を開催して農業に精進する青年を糾合する模様なり。

(四) 全國町村長會の運動 本會に在りては六月二十九日より二日間に亙り東京市赤坂三會堂に於て全國町村長會々長會議を開催したるが、會同者は各道府縣町村長會々長及中央役員等四十八名にして、本會長岡崎勉より開會の辭として「交付金の問題は本會が既往五ヶ年の長い間最善の努力を致した結果が昭和十一年臨時交付金の實現を見た次第である、併しながら吾々は交付金を恆久的の制度とし更に其の額を増して貰はねばならぬ」とて交付金制度の恆久化と其の増額を主張し「今回は政府當局並政黨に對して強く要望致したいと考へる」云々と述ぶる處あり、夫れより諸種の報告ありて議事に入り「地方財政調整交付金制度ノ確立ニ關スル件」を議題として協議を進めたるが群馬、徳島、山形、埼玉等の各縣より全國町村全部を貧弱と觀るべきである、故に交付金制度を恆久化し其の増額を圖るべきであるとの意見ありて結局
(イ) 昭和十一年度臨時町村財政調整補給金は全町村に均霑すること

(ロ) 昭和十二年度以降交付金を増額し且つ恒久的制度をなすこと
 を政黨及政府當局に陳情し之が要望を爲すこととせり。夫ぎに「義務教育年限延長ニ關スル件」を附議せるが「現在に於ける町村の財政状態にては到底其の負擔に堪へず、或は六年の義務教育ですら卒業前半年位は登校せず農業の手傳を爲し又は丁稚奉公等に出る者が多き状態に對する重壓である」等の反對意見あり、又一方「國民の智識向上は今日の急務である」との賛成意見ありて協議一決せず、結局本問題は極めて重大なるを以て充分検討を加へたる後本會の態度を決定することとせり。尙「中間行政機關ニ關スル件」は反對陳情を行ふことに決定し、十五名の代表者は三班に分れ總理大臣其の他關係方面を訪問陳情を爲したり。

二、全農近畿地方協議會開催状況

全農近畿地方協議會は、六月二十一日大阪府聯事務所に於て杉山元治郎以下二十名出席の下に本年度第一回協議會を開催し、特別議會終了後の活動方針其の他を決定せり。

概況次の如し

記

- (1) 出席者
- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| 杉山元治郎 | 田邊 納 | 西納楠太郎 |
| 西尾治郎平 | 叫 喬 | 中村 祐助 |
| 石角 勇吉(大阪) | 伊藤 實 | 矢部 東三(京都) |
| 田中 義男 | 羽原 正一 | 眞壁 貞男 |
| 長尾 有 | | |

- 清水 三郎(兵庫)
- 竹村奈良一 山下 喜一(奈良)
- 池田三千秋 石川 利作(岐阜)
- 加藤 充 豊田 秀男(辯護士)
- (イ) 特別議會の状況宣傳對策の件
 社會大衆黨所屬代議士を中心として各地方毎に議會報告演説

得、大衆課税反對運動準備に關する件

政府は來議會に對し小作法案を提出せんとする模様あるにつき、之れが實現の曉には從來の如く所屬代議士の院内闘争のみに任せず、大衆運動を爲すこと。尙政府に於て大衆課税を爲すが如き場合は反對運動を起すこと。

(ハ) 十五週年記念大會準備活動の件

大會期日は大體九月六、七の兩日と決定され居るにつき、展覽會に必要な寫眞、印刷物等は出来るだけ多く送附すること。尙大會當日は大阪三百名京都六十名兵庫五十名和歌山四

三、新潟縣北蒲原郡堀越村に於ける小作爭議

(一) 發生年月日

- (1) 昭和七年二月二十四日
 地主齋藤徳太郎、小作人山賀峯吉外三十一名の分(關係耕地十五町九反五畝二十四歩)
- (2) 昭和十年二月二十七日
 地主齋藤徳太郎、小作人原長太郎の分(關係耕地十三町二反二畝三歩)
- (3) 昭和十年三月四日
 地主齋藤徳太郎外三名、小作人青田原蔵外十五名の分(關係耕地七町六反七畝二十二歩)
- (4) 昭和十年五月二十七日
 小作人青田原蔵外十五名の分(關係耕地七町六反七畝二十二歩)

農民運動の状況

- (5) 地主樋口正平外五名、小作人渡邊和市中二十二名の分(關係耕地 七町九反五畝七步)
- 昭和十年八月二十四日
- (6) 地主齋藤徳太郎、小作人北見和一郎外七十六名の分(關係耕地 二十四町五反五畝二十二步)
- 昭和十一年二月二十日
- (7) 地主齋藤徳太郎、小作人加藤忠治外六十二名の分(關係耕地 十七町七反七畝十六步)
- 昭和十一年三月二十五日
- (1) 地主齋藤徳太郎外九名、小作人加藤忠治外九十九名の分(關係耕地 二十四町二反二畝十八步)
- (二) 解決年月日 昭和十一年四月二十七日(地主十五名中十一名の分解決)
- (三) 關係當事者 地主一五、小作人一三五
- (四) 關係耕地面積 田、一一〇町五反七畝二三步 畑、五反二畝二四步 其他二反四畝六步 計、一一一町三反四畝二三步
- (五) 關係團體 地主側 南部耕地整理組合 小作人側 全國農民組合堀越支部
- (六) 發生原因 本爭議は、耕地整理に伴ふ補水工事完成を機とする地主の小作料増額要求を主要原因として發生したるものなり。即ち北蒲原郡南部耕地整理組合に於て、昭和二年、同郡南部地方一町六ヶ村(水原町、安田村、堀越村、京ヶ瀬村、分田村、笹岡村、神山村)を區域とする約三千町歩に對し耕地整理を開始し、同六年本工事著手以來既に八百町歩に施工を見、現に事業繼續中なるが、工事完成区域内の小作人に對し「補水工事完成を理由とする小作料反當二斗(後、六升に讓歩)値上」を

要求したるに因る。

- (七) 經過概要 本爭議は、昭和七年以降本年三月迄の間に發生せる七件の爭議を内容とするものなるが、その主要なる共通原因は、堀越郷二聯の地主が耕地整理のために投じたる費用の補填策として小作料の増額を圖りたるに存するを以て小作人を刺戟すること甚しく、小作人は右の交渉を受くるや之れを峻拒せるのみならず却つて過當なる減額要求を以て之れに應じ、昭和九年以降は全然納付せざるに至れり。於茲地主側は小作人膺懲の要ありと爲し、同郡安田村居住の最強硬派地主齋藤徳太郎(縣下第二位の大地主にして地價二十九万円を算す)を中心に関係地主を以て北蒲原郡南部地主組合を結成し一致結束して小作人に當るべく統制ある行動に出で小作人側亦續々全農縣聯に加入して其の指導下に行動するに至り、或は爭議團を設置し、或はピラ貼付、演説會開催する等の戰術を以て地主を牽制せんとし、兩者の對立漸次尖鋭化するに至れり。斯くて本年に入るや、地主は融雪を待つて全耕地一齊に立禁假處分を執行すべく著々準備を進め、一方小作人は土地を守らんがためには犠牲者を出すも已むを得ずとの見解に立ち、事件の推移極めて憂慮すべきものあるに至れり。
- (八) 解決(調停)の状況 前述の如く、事態は自然推移に委し難きに至れるを以て、新潟縣農村問題對策懇談會内紛議調停委員會にありては、本爭議が、本年四月八日同委員會の解決せる水原町に於ける爭議(昭和十一年四月分月報七七頁参照)と均しく、南部耕地整理組合對全農組合員間の紛争にして所謂南耕爭議の主要部分を成すものなるに鑑み引續き之れが解決に當ることなし、四月十一日第一回委員會を開催したるも、兩者の主張に著しき懸隔あり、且つ双方の態度頗る強硬にして寸毫も讓歩の模様なかりしを以て具體的調停を見ることなく散會せり。併しながら、爾來數度に亘る委員會に於て農村借和の必要を力説して互讓解決を勸奨したる處、その熱意に動かされ小作人側先づ讓歩して左記調停基準(委員會が當事者の

意旨を参酌して委員協議の上作成せるものを承認するに至れり。

記

- 一、契約期間は五ヶ年とす。
- 二、昭和九年度小作料は四割引のこと。
- 三、昭和十年度小作料は二割引のこと。
- 四、契約小作料の六割は即納残額は昭和十一年度より四ヶ年賦償還のこと。
- 五、昭和十五年度小作料は反當四升増額のこと。
- 六、昭和九年度以前の未納米は昭和十五年度より五ヶ年賦とする。

一、其の他の條項は委員會に一任のこと。

然るに地主側は「(1)昭和九、十兩年度小作料の減額率過大なること (2)昭和十五年度に於ける増額率寡少なること及び (3)未納米の年賦償還は不當なること」の三點より絶對反對の意思を表示し將に決裂を見んとしたるが、委員長始め各委員の努力に依り同月二十四日に至り一部強硬派を除き大體前記調停案骨子を承認するに至れり。斯くて同月二十六日水原警察署に於て委員會を開催し、地主側八名、小作人側代表十三名、調停委員七名參集、先づ調停委員は曩に決定したる案を基礎として慎重審議の上、別記調停條項を作成し之れを當事者に提示したる處、既に互讓の機運醸成せられたる折柄双方異議なく承認調印し、當日出席せざりし地主も、頑強なる齋藤徳太郎外三名を除き何れも調印を了し、小作人は五月二十日迄に夫々本年度分全部を納米したるを以て、抗爭滿四ヶ年に亘る本縣下主要争議も、委員會の活動に依り二句を出でずしてその大部分の解決を見るに至れり。

因に本調停に依り解決したる争議關係地主、耕地及未解決の分左の如し

- 一、地主 十五名中十一名
- 二、耕地 二八町七反九畝二六歩
- 三、未解決の分 地主四名、耕地八二町五反四畝二二二歩

尙齋藤一派の強硬分子に對しては引續き勸奨に力めつゝあり。

調停條項

第一條 本調停ノ有效期間ハ昭和十一年度ヨリ昭和十五年度迄五ヶ年間トシ別紙目錄ノ土地(南耕補水關係ノ土地ニ限ル)ニ對スル小作料ハ村役場備付ノ土地帳賃賃價格等級反別ニ基キ反當リ左ノ通り定ム

賃賃價格等級	自昭和十一年度小作料	昭和十五年度小作料
八五級	九斗五升	九斗九升
八四級	九斗二升	九斗六升
八三級	八斗九升	九斗三升
八二級	八斗六升	九斗
八一級	八斗三升	八斗七升
八〇級	八斗	八斗四升
七九級	七斗七升	八斗一升
七八級	七斗四升	七斗八升
七七級	七斗一升	七斗五升
七六級	六斗八升	七斗二升

補水關係以外ノ舊田ニ關シテハ昭和七年七月二十八日新潟地方

裁判所新發田支部ニ於テ成立シタル調停小作料ノ通りトス

第七條 昭和九、十兩年度小作料ハ昭和七年七月二十八日新潟地方

農民運動の状況

方裁判所新發田支部ニ於テ成立シタル調停條項ニ基キ小作料ヨリ各等級共左ノ通り減免スルモノトス(南耕開田地ハ之レヲ除外ス)

昭和九年度

四割引

昭和十年度

二割引

第八條 前條ノ未納小作料ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ納入スルモノトス
昭和十年度分小作料ハ契約小作料ノ六割ニ相當スル額ヲ昭和十一年五月七日迄ニ納入スルコト但シ金納ノ場合ハ並米一石ヲ二十七圓五十錢ニ換算スルモノトス

前項ニ依リ納入シタル殘額(昭和九、十兩年度小作料)ハ昭和十一年度ヨリ同十四年度迄ノ四ヶ年々賦トシ毎年其ノ四分ノ一宛ヲ各其ノ年ノ小作料ニ準ジ納入スルモノトス

第九條 昭和八年以前ノ未納小作料ハ昭和十五年度ヨリ向フ五ヶ年間ニ年賦納入スルモノトス

第十條 小作人第二條ノ小作料及第八條第九條ノ年賦米ヲ其ノ期日迄ニ納入ヲ怠リタル場合ハ地主ハ何時ニテモ請求時ノ時價ニ依リ換價請求スルコトヲ得

第十一條 本調停條項第八條第二項ニ依リ昭和十年度ノ小作料六割ヲ完納シタルトキハ速ニ本件争議ニ關スル一切ノ訴訟ヲ取下ケ假處分ハ之レヲ解除スルコト

第十三條 本調停條項ニ定メテキ事項ハ總テ從前ノ慣行ニ據ル
 第十四條 其ノ年ノ入付米及其ノ年ノ年賦米額ノ一タルトモ期日
 二納入ヲ怠リタルトキハ本契約ヲ解除シ小作人ハ耕地ヲ地主へ

即時引渡シテ返還スルコト。以上
 註 本欄掲載以外ノ條項ハ、本原簿ノ分ニ始リシキヲ以
 テ省略セリ(昭和十年特高月報四月分七九頁参照)

四、鳥取縣東伯郡に於ける土地會社對小作人組合間に於ける小作争議

本争議は、小作契約更新期に於て、地主たる東伯土地株式會社が小作條件を自己に有利に改訂せんとしたるに對し、東伯郡下多數の小作人を統制する中國振農會(單獨組合)が「小作條件劣悪化反對」の態度に出でたる爲發生したるものにして、その抗争意識の熾烈なる、關係者の多數なる、關係地域繁耕地の廣汎なる、獨り本縣のみならず之れを全國的に觀るも警察上主要争議と認むべきものなるが、その概況次の如し

- (一) 發生年月日 昭和九年一月
- (二) 解決年月日 昭和十一年五月三十日
- (三) 關係當事者 地主 七五、小作人 八二一
- (四) 關係地域 東伯郡下、二町九ヶ村(倉吉町、土北條村、日下村、長瀬村、橋津村、中北條村、淺津村、花見村、灘手村、三朝村)
- (五) 關係耕地面積 田、三百町歩
- (六) 關係團體 地主側 東伯土地株式會社 小作人側 中國振農會(單獨組合)
- (七) 發生原因 本件は契約更新期に於て發生したる争議なり。

會て昭和二年、東伯郡地方に深刻なる争議發生したることありしが、之れを機會に小作條件を改訂し平均一割五分減額に協定成り昭和八年を以て期間滿了せり。

179

昭和九年の契約更新期に當り、東伯土地會社に在りては小作料の増額を策し、東伯郡の小作人を統制する中國振農會を牽制して有利なる條件を設定すべく、先づ組合員外の小作人等と折衝して、從前に比し比較的有利なる條件を以て契約更新せり。然るに、之れを知りたる振農會側にては、如斯小作條件の劣悪化は時勢に逆行するものなりとして斷然拒否すべく、却て從前より更に平均六分減額を要求するに至りたるため、茲に争議の發生を見たり。

(八) 經過概要 昭和九年一月以來双方折衝を續け來りしも妥協に至らず、九月に入り小作人側より鳥取地方裁判所に對し調停申請するに至れり。兩來翌十年八月まで調停委員會を開催すること五回に及びたるも、地主側は既に更新せるものに對する影響を顧慮して主張を枉げず、小作人側亦飽く迄減額要求の貫徹を圖りて讓步せず、兩者の態度頗る強硬なりしを以て何れも不調に終りしかば、調停委員會は遂に已むなく、八月十六日、小作調停法第三十六條に依る調停を試みたるも地主側の異議申立ありてこれ亦成立に至らざりき。

斯くて事件は全く調停委員會の手を離れたるを以て地主側俄かに攻勢となり、十月中旬關係小作人中の七十餘名に對し「昭和九年小作米殘額を十月二十七日迄に支拂はざるときは、何等の通告及意思表示を爲さずして小作契約解除」すべき旨、内容證明郵便を以て催告するところありたるが、之れに應ずる者なかりしを以て同月二十九、三十、三十一の三日間に亘り、曩に催告したる小作人中五十八名に對し四千二百十圓代の立毛差押假處分を執行せり。右に對し、振農會側に在りては直ちに對策を講じ、飽く迄抗争することに決し、十一月十日に至り、日下村の一部を除き何れも保證金を供託して假執行の解除を受くると共に、同月十五日重ねて法調停申請せり。爾來數度に亘り委員會開催調停に力めたるも依然解決の見込立たず、遂に本年二月二十八日の委員會に於て各委員合議

の上當事者の主張を参酌して、「イ」調停は昭和九、十兩年度の減免問題の範圍にとり、小作契約更新問題に及ぼさること、「ロ」將來は其の年の作柄に依り双方協議の上納入額を決定せしむること」に調停態度を決定したるを以て、於茲契約更新問題轉じて二ヶ年度の「小作料減免問題」となれり。斯くて右の方針に基き即日委員会案を作成し兩者に提示したる處、振農會側より「調停案作成に當り調停委員は絶えず地主側と連絡を取り、土地會社に有利なる和解條項を定めたるものなるが故に即答能はず」と抗議し、代表者全員退席したるを以て、調停は茲に一頓坐を來せり。

尙前述の如く、昨年十月立毛差押假處分執行せらるゝや、地主側の斯かる舉措に憤慨せる瀬手村婦人會員中小作人の家族たる石田きよ外四十名は、會長吉田げんが爭議關係地主なるを理由に之れを排斥して鬱憤を晴らすべく、十二月二十日連名にて脱退届を提出し、之れに刺戟せられたる會長を除く他の役員等も、總脱會を執行せんとする派生的問題を生ずるに至り、小作爭議が婦人會の内紛を招來する情勢となりたるが、同村々長、小學校長等の慰撫に依り「今後は村長又は小學校長を會長とすること」を條件に本年三月四日鎮靜せり。

(九) 解決(調停)状況**(1) 小作問題懇談會開催経緯及其の状況**

絞上の如く、爭議發生以來調停委員會が凡有努力を拂ひたるもその效なく、爭議は徒らに遷延惡化し、放任するに於ては不測の警察事故發生の惧ありしを以て、之れを憂へたる縣警察當局は積極的に解決を斡旋すべく方針を決し、解決の準備工作として先づ兩者の感情を融和すべく、五月十日特高課主催の下に小作問題懇談會を開催し、懇談裡に解決の機運を醸成せんとせり。斯くて當日、關係地主、小作人側代表各五名、自作農代表三名、關係町村長三名、鳥取地方裁判所田村判事、縣小作官、小作官補、前回の調停委員三名、及び警察側として吉武特高課長外三名、計二十六名出席し、特高課長座長となり

本件爭議を中心話題として互ひに腹藏なき意見を交換し、其の間、特高課長、判事、自作農代表、調停委員等交々「爭議が、その當事者並農村に及ぼす影響の好ましからざる所以」を力説して互讓解決を勸奨したる處、漸く感情の絡れも解け、双方誠意を以て解決せんとするまでに歩み寄りたるを以て、之れに力を得たる警察當局は、爾來數回兩者の間を斡旋説得したる結果、「來る二十九日開催すべき委員會の調停に一任」すべき旨承諾を得るに至れり。

(2) 調停委員會開催状況

斯くて調停の範圍は前同様昭和九、十兩年度の「小作料減免問題」に限ることとなし、即座に解決し得べき見透の下に、五月二十九日、地主側、小作人側各代表を招致して調停委員會を開催し、前以て作成せる委員會案を骨子として調停開始したるが、兩者共從來の行懸上卒直に白紙に還りての妥協は困難なりしものゝ如く、當初は双方の主張強硬にして一時調停絶望を思はしめたる程なりしが、各委員の熱心なる斡旋効を奏し、翌三十日午後に至り左記減額率にて妥協成り繫争三年に及びたる本爭議も茲に圓滿解決を告げたり。

記

一、昭和九年度 最高三割二分、最低一割六分 一、昭和十年度 最高一割七分最低一割

備考 調停條項第二項 地租法第六十五條に依り免租申請すべかりし時、相手方(地主)之れが申請を爲さざりし場合に於ける貸貸料減免率は、相手方に於て土地の實情に従ひ本件勸解者の意見を参酌して決定するものとす。

(十) 解決の影響 本爭議解決の影響として見るべきものは、(イ)地主、小作人双方に對し小作爭議の不利なるを痛感せしめ、今後小作料問題は當事者の互讓に依て解決すべきものなりとの見解を懐かしめたること及び、(ロ)警察の爭議干與は極めて公正且つ便利なることを知らしめたること等なり。右の事實は爭議解決後關係者一同「今回の事件に依つて、お互ひ爭議を

「積ることが如何に甚しき不利益を齎らすかと云ふことを始めて必々と痛感したると共に、特高課長の調停に依つて今回目出度く圓滿解決を見たることを非常に嬉しく思ふ。爾今斯かる争議を繰返さざる様心掛くると共に、萬一將來斯かる問題が惹起したる場合は、何よりも特高課の調停を希望して止まない云々」とその意旨を洩し居れるに依りても推察するを得べし。

五、小作争議防止委員会等の活動概況

各府縣に於ける小作争議防止委員会等の状況に就きては曩に(四月分月報)敘ぶる所ありたるが、其の後の活動状況を示すに下表の如し。

小作争議防止委員会等の活動状況調

府種別	小作争議防止委員会等ノ争議解決件数	取扱委員会名	開催回数	農村問題対策懇談会開催状況	主なる懇談事項	備考
北海道	一	網走町農村融和委員会	一			
新潟	一	農村問題対策懇談会内紛議調停委員会	一	農村平和の確保に就て		2. 1. 懇談会の開催 五月十五日 別項「北蒲原郡堀越村に於ける小作争議」参照 豊住村労働者の好成績に鑑み(四月分特高月報八〇頁乃至八四頁参照) 五月十八日印旛郡中郷村に「新妻共成會」を組織せり 六月三日河内郡瑞穂野村に「瑞穂野村小作争議防止委員会」を組織せり
千葉						
栃木	二	雀宮村小作争議防止委員会				
青森	二四	新庄村小作争議防止委員会外二二委員会				(2) 1. 本表の解決件数は四月分なり 農村問題相談係、四月分取扱件数は二十一件八十七人なり

山形	秋田	廣島
一	四	一
長瀬村小作紛議防止委員会	扇田町農村問題対策懇談会外ニ委員会	山手郷分村農業委員会
	(3)(2)(1)に就て	(5)(4)に就て
	土地対策小作法案批判耕作著手期に於ける小作争議の防止	揚水費に關する慣行改善に就て小作料減免と土地負擔に就て
		1. 懇談会の開催四月二十二日

商工運動の状況

一、全國米穀商組合聯合會の運動

(一) 本會に在りては、六月二十六日東京市深川正米ビル樓上に於て幹事會を開催(會同者二十二名)し、米穀自治管理法に附されたる議會の附帯、希望兩決議に關する實現促進に關し協議したるが、梅原會長より開會の辭として「米穀自治管理法に對する兩院の附帯並希望決議の實現促進に關しては常に最善の努力を期しつゝあるが、目下當局に於て同法の施行令の立案中なるを以て此の際附帯並希望決議の趣旨を一層確實に實施せしむべき方策の研究を煩はし度い」と述ぶる處あり、續いて米穀配給調整協議會の状況報告ありて、議事に入り聯合會經費に關する件に就き協議したる後、貴衆兩院附帯、希望兩決議に關する件を附議せるが協議の結果、附帯決議の實行に關し農林省に於て立案中の施行令其の他の施設に於て

- (イ) 産業組合の白米販賣は其直接組合員に限ること、其の他には絶対に行はざること
 - (ロ) 解除せられたる統制米の販賣は産地組合に於て直接其地商人に販賣すること
 - (ハ) 第二次統制を行ふ場合には米穀商統制組合又は代行組合に優先権を與へらるべきこと
 - (ニ) 統制組合は法第二條又は第九條に基き必ず各市町村に設置せしめ産業組合又は農會の代行を避けられ度きこと
 - (ホ) 自治管理委員會の生産者代表と同数の米業者を加へられ度きこと
- 他五項の實現方に就き歎願書を作成し農林、商工兩省に提出することとせり。而して同二十九日同會理事谷武久は右歎願書を携行して右兩省を訪れ歎願する處ありたり。尙産業組合の違法脱法行爲を調査して反産運動の資料と爲すべく、同二十四日産業組合の違法脱法の行爲は隨時實狀報告方依頼せり。

(二) 各府縣米穀商組合聯合會にありては法律として既に公布せられたる以上勿論之に従はざるべからずと爲し當に貴衆兩院に於ける附帶並希望決議の實行に關し多大の注意を拂ひ居る狀況なり。而して強硬なる地方に於ては右附帶並希望決議の實行と産業組合の不當進出、乃至は違法行爲の監視の爲對策委員會を設置し或は今後の産業組合に對する運動に備ふる爲數府縣の聯合會を結成して戦線の強化を圖るもの或は又法案實施後の狀況如何に依りては法律改正の運動を起すべしと爲すもの等あり。然れども中には此の際寧ろ商業組合を結成して新生面を拓くべしとて之が組合を組織せるものも亦尠からざる狀況なり。

二、藥劑師會等の運動

- (一) 全購聯に於ては、豫て農村組合員扶助の目的を以て一種拾錢の家庭賣藥を製造し各地購賣組合をして販賣せしめつゝ、

あるが、昨年全國賣藥同業組合聯合會及藥劑師會に於ては全購聯の配藥は營業上蒙る打擊大なりとして家庭賣藥の配置阻止排撃の運動を展開したるが本年に入りては特記すべき行動なかりし處五月初旬北海道札幌市賣藥請賣業川崎喜代治等は最近に於ける産業組合の著しき發展に伴ひ全購聯の家庭藥の進出も亦著しきものありて勢ひ從來の販路を蠶食せられ其の影響極めて甚大なりと爲し全國的に全購聯の家庭藥の排撃運動を展開すべく藥業協會の名を以て之が聲明書及檄文を作成し全國藥業組合に發送せるが其の反響尠き模様なり。

- (二) 長崎縣東、西松浦郡藥業青年會長藥種商井平實は會員三十余名の連名を以て全購聯の家庭藥の配給は營業權を侵害し賣藥業の發達を阻止するものなるを以て藥事業務上嚴重なる取締方に就き六月初旬同縣當局に陳情書を提出せり。
- (三) 新潟縣藥劑師會は、六月十四日の總會に於て産業組合の賣藥請負等の許可申請に對しては許可せざる様請願すること、に滿場一致を以て決定し目下請願運動の準備中なり。

- (四) 長崎縣佐世保市内藥劑師會にありては、六月十日組合賣藥對策に就き協議し縣藥業會を鞭撻して業者の苦衷を政府當局へ陳情すべく準備を進めつゝあり。

三、醫師會の運動

- (一) 富山縣下醫師會が同縣購買販賣利用組合聯合會の産業組合病院設立反對運動を爲しつゝあることに就いては曩に掲載せる處なるが、其の後高岡購買利用組合は組合病院宣傳の爲「産組病院の利用に就て」外一種の印刷物を作成配布せるに、吳西聯盟醫師會に於ては同印刷物の内容は開業醫を侮辱するものとなし六月五日之が對策協議會を開催し協議を重ねたるの結果、既存産業組合の實情及吳西産組病院の内情を大衆に曝露し開業醫制度確保の爲飽迄産組側と鬭争することに決し、尙

金澤医科大学に對し、産組病院よりの醫師轉院方の依頼を拒絶する様交渉せるも之に應ぜざりしは醫業を攪亂するものなるを以て決議文を作成し同大学に送附することとせり。

(二) 愛媛縣周桑郡内産業組合に於ては、近時農村疲弊の折柄該地方に於ける醫療施設不完備乃至醫療費の高價等に鑑み産業組合病院の設立を計劃し之が準備に着手せる處、周桑郡醫師會に於ては、之が病院設立は開業醫の業を打撃甚だしきものありと爲し、之が反對運動を開始し本年三月十八日の縣醫師會總會に於て設立反對の決議を爲し反對意見書を同縣知事に提出せり。更に六月二十一日郡醫師會總會を開催、從來の藥價規程を全廢し尙約二割方藥價を輕減し産組病院設立に掣肘を加ふることと決し、同二十五日「農村は借金をしてまで産組病院を建てる必要があるでしょうか」と題するピラ及報團規程全廢、藥價等の二割減のボスターを作成し、郡内に貼配布せり。

四、全日本商店會聯盟の運動

本聯盟にありては、豫て小賣商對百貨店の抗爭を緩和する爲、百貨店法の制定を主張し來りたるが、「最近百貨店の新設、増築せるもの又は之が計劃中のもの著しく増加し、小賣商は全く經濟的危機に直面し居りて、小賣商對百貨店の抗爭は愈々鋭化し、今にして百貨店法を制定して大資本企業の無用なる跳躍を抑制するに非ざれば或は如何なる不祥事件を惹起するやも計り難きを以て嚴たる百貨店法を制定せられたし」として之が法律制定方の陳情書を作成し、六月二十六日全國商工會議所に之を發送し陳情運動方遂進する處ありたり。

水平運動の状況

一、全水中央執行委員長松本治一郎の無産政黨統一運動

全水中央執行委員長松本治一郎は、特別議會前より無産議員の戦線統一の爲、奔走し來りたるが、四月二十六日東京市赤坂區山下「幸樂」に於て、松本代議士主催の下に各派無産議員の招待會を開催して懇談を遂げ、又六月二十四日今回東京府會議員に當選せる社會大衆黨所屬議員及勞農無産協議會所屬議員を料亭に招待し、兩者の感情融和並府會闘争に於ける提携工作に努めたり。

而して松本治一郎の言動に徴すれば、松本は「社會大衆黨より入黨勧誘を受けつゝあるも未だその去就を決定せざる」模様にして、松本の對議會對策及運動方針としては専ら「反ファツシヨ及徹底せる社會立法並國民の生活安定」を目標に「先づ無産陣營の戦線統一をその使命」としつゝあるものゝ如し。因に前記各派無産議員の招待會開催の経緯及狀況は次の如し。

(一) 衆議院無産議員招待會

(全水中央委員泉野利 喜談の言動に依る)

松本治一郎は無産議員の戦線統一に關し上京以來各議員を個別的に訪問

して諒解懇談に努めたるも社大黨と全評との思想上の相違、麻生久と加藤勘十との感情的對立の爲、好結果を得ざる爲前記の如く「幸樂」に於て招待會を開催して感情融和に努めたるものゝ如し、而して出席者は社大黨側より安部磯雄、麻生久、水谷長三郎、杉山元治郎、片山哲、三輪壽壯、淺沼稻次郎、山崎劔二、佐竹晴記、勞農無産協議會より加藤勘十、黒田壽男、全水側より松本治一郎、田中松月、泉野利喜藏等なるが、社會大衆黨の麻生久が此の會合に出席の際「松本が自分と加藤勘十とを握手せしむるのではないか」と稱し、出席を躊躇したる爲、松本は「何等政治的意味なき」として出席せしめた

「従つて主催者側は努めて兩者の氣持を融和せしむべく種々苦心したる上、社大黨の淺沼稻次郎とも協議し、天長節に社大黨を中心として他の無産議員が之に合流して賀表を奉呈することに意見を纏めることに努め、此が纏まりたるを契機として「戦線統一問題を提議せる模様なり。而して松本治一郎は加藤勘十に對し「徒らに左翼的な言辭を弄しても共産黨員としての活動をなさざる限り、その行動は社會民主主義程度なるべきを以て實效の伴はざる觀念的運動方針は改める必要あり」と反省を促し、又フアツシヨ排撃に關しては、「青年將校等に依る純情な經濟的社會改造意見に對しては全面的に反對すべきでなく、之等の思想は、或る場合は之を利用して無産階級の解放を期せざるべからず、併し軍を中心とする議會否認の獨裁政治は斷乎反對せざるべからず」等の意見を述べ種々意見を交換したる模様なり。

(二) 無産黨所屬の東京府會議員及選舉対策委員招待會 本招待會は、松本治一郎が加藤勘十、黒田壽雄等の依頼により、社大黨所屬議員及勞農無産協議會所屬議員の感情融和及府會闘争に於ける提携工作に努めたるものにして、出席者は社大黨三輪壽壯、淺沼稻次郎、平野學、渡邊年之助、渡邊惣三、外府會議員十名にして勞農無産協議會側は、加藤勘十、黒田壽男、府會議員三名なりき。

然るに社大黨側は事前に招待者の意圖を察知し對策を協議し「席上に於ては一切政治上の問題に觸れざること、若し他より提議ありたる場合は政治上の問題は遠慮したじと婉曲に拒絶すること」に方針を決定して招宴に出席したる爲、孰れも普通の挨拶をなしたるのみにして、政治問題に言及せずして散會せり。

水平運動の状況

朝鮮人の運動状況

一、在京朝鮮人留學生團體の統一運動

最近在京民族主義系朝鮮人學生間に於て在京各學校留學生學友會の統一論の擡頭を見るに至り漸次之が表面的運動の氣運を醸成しつゝありたるが、客年十二月明大同窓會を中心とする各學校同窓會對抗蹴球大會の開催、並各學校同窓會幹部の聯合忘年會の開催等を契機として愈々具體的に之が統一運動に進出するに至りたり。

其の後首唱者たる明大生朴容七は斯る氣運を促進せしむる意味に於て各學校有志を以て横斷的に表面研究機關として「同人社」を組織し之を連絡機關とすべく畫策奔走中の處、更に明大生徐載喆、鄭鎮石、日大生張載性、金容吉、早大生趙泗達等の贊同を得、本月十五日杉並區高圓寺七ノ九三一塩瀬喫茶店に於て右六名會同新團體組織に關する諸般の準備打合を爲し、愈々本月二十五日午後六時より神田區小川町三ノ一〇所在朝鮮料理南山莊に於て朴容七以下十四名出席の下に之が創立總會を開催其の名稱を「朝鮮留學生研學會」と命名し茲に在京朝鮮人留學生團體の横斷的統一組織を完成するに至りたり。而して彼等の本團體組織の目的は表面一般朝鮮人學生間の研學啓蒙にあるが如きも、其の實質は在京一般朝鮮人學生を糾合する民族意識高揚の組織的機關確立にあるものと認められ警視廳に於て目下其の動向嚴重監視中なり。因に當日の出席者並主なる決定事項次の如し。

(一) 出席者

明大生 朴容七 禹三興 徐載喆
 尹泰翊 鄭鎮石 全鎔吉
 崔恒鎮

日大生 張載性 趙東淵
 上智大生 金彰植
 中大生 金昇泰 高在瑛
 立大生 李容漢

朝鮮人の運動状況

朝鮮人の運動状況

早大生 趙潤達
以上十四名

(二) 主なる決議事項

(イ) 役員決定

總務部 朴容七
 庶務部 徐載喆
 研究部 禹三興(政經班) 張載性
 趙東淵(史學班) 趙潤達(法律班)
 財務部 金昇泰 全鎔吉(文藝班)
 李容漢

(ロ) 假事務所の設置

杉並區高圓寺六ノ六八四、關口方に設置す。

(ハ) 宣言起草

新役員に一任す。

(ニ) 規約の決定

左記規約原案を承認決定す。

朝鮮留學生研學會規約抜萃

第一章 目的及位置

第一條 本會ハ朝鮮留學生研學會ト稱ス。

第二條 本會ハ會員ノ學術研究及發表ト人格ノ涵養ヲ目的トス。

第三條 本會ハ東京市内ニ置ク

第二章 組織及會員ノ權利義務

第四條 本會ハ朝鮮留學生ヲ以テ組織シ在學生タル通常會員、會員ニシテ卒業シタル特別會員ノ二種ニ分ツ。

第五條 本會ノ會員ハ會員二人ノ推薦ト委員會ノ決議ニ依ツテ定ム。

第六條 本會々員ハ物質的及精神的分擔ヲ積極的ニ提供スル義務ヲ有ス。

第三章 機關

第八條 本會ハ最高決議機關トシテ定期總會(十月)ト臨時總會ガアリ委員會之ヲ召集ス。

第十條 本會ハ事務執行機關トシテ左記委員ヲ以テ組織シタル委員會ヲ置ク。

一、總務一人 一、庶務部二人 一、研究部四人(イ、政經班ロ、法律班 ハ、史學班 ニ、文藝班) 一、財務部二人

第十七條 本會ハ會誌編輯ヲ負擔スル會誌編輯委員會ヲ置ク。

第十八條 會誌編輯委員會ハ會誌編輯ニ關スル一切ノ權限ヲ有シ議長一人ト若干ノ委員ヲ置ク。

第四章 事業及會計

第二十條 本會ハ本會ノ目的ヲ達成スル爲左記諸般ノ事業ヲ進行ス。

一、會誌發行(年二回以上)

一、研究發表會(月一回以上)

一、座談會及討論會

一、學者招聘會(年三回以上)

一、其ノ他適當ナル事業

第二十一條 本會ノ經費ハ通常會員ノ會費ト特別會員及其ノ他有志ノ贊助金ヲ以テ充當ス。

第二十二條 通常會員ノ會費ハ、每學期三圓トシ財務部徴收ニ依ル。

二、朝鮮藝術座の動靜

本年一月五日合同せる東京新演劇研究會及朝鮮藝術座は新に朝鮮藝術座を踏襲改組して以來之が組織の強化と財政の確立に努めつゝありたるが兎角技術の未熟と財政的窮乏に原因して當初計畫せる公演等も屢々中止の已むなきに至る状況にありたり。

而して客月二十八日開催の臨時總會に於て六月公演を實行すべく之が準備を財政部に一任したりしが、其の後上演豫定を以て練習中の脚本「名譽」の脚色拙劣にして上演に不適當なる點を發見し、加ふるに財政的に到底六月公演は不可能の狀態に陥りたるを以て委員長金斗鎔以下委員韓弘奎、董明淳、崔丙漢等の幹部は其の責任を負ひ總辭職を爲すことに決定し、本月十二日牛込區若松町一〇二金子和方に於て臨時總會を開催金斗鎔以下十四名出席今後の對策を協議すると共に委員の改選を行ひたる結果次の如く決定せり。

而して總會終了後新委員に於て委員會を開催し、今後の活動として「ニュース」を發行すること。事務所を確立すること等の各事項を決定せるが、其の後本月十五日に至り事務所を牛込區若松町一二九、計良佳良方に移轉し更に六月二十五日付を以て「ニュース」第三號内地語版、朝鮮語版各五百部を作成關係各方面に頒布する等稍々其の活動活氣を呈するに至りたり。

(一) 新委員

委員長 金斗鎔
 文藝部長 韓弘奎
 財政部長 金三奎
 庶務部長 安基錫
 教育部長 河英珠

朝鮮人の運動状況

(二) 今後の活動方針(「ニュース」三號抜萃原文の儘)

わが座は先に第三回公演を準備し「山の人々」名譽は救はれた」等をけい古中此れを中止せざるを得なかつた。かゝる事態は今までなかつた現象である、座の活動上に於て新しき自己批判を必要とするに至つた。その結果われは座の活動上に於ける根本的缺陷を左の如く批判するに至つたのである。

今度の失敗の原因は

第一、脚本の不適當だつたこと……中略……わが座が今後正しい活動をする上には先づ何よりも最良のレパートリーを作成することに全力を注がなくてはならぬ、その爲めに文藝部の活動が強化されなければならぬと云ふこと。

その具體的方針として 一、文藝部員の日常的創作活動 二、研究、討論、其の他

第二には活動の根幹をなす經濟が缺乏してゐること。

第三には技術の不足と云ふこと。

第四には座員一般の生活が不安定してゐると云ふこと。

等々の諸原因の爲めに座の活動上多くの支障を生じて来たが就中座にとつて最大の缺點は事務所を確立し得なかつたことである。その爲めに座の日常活動も強化し得なかつたことが、いざ公演となると多くの困難を生ずるようになったのである。

三、東洋セメント小倉工場に於ける労働争議

福岡縣企救郡東谷村所在、標記工場稼働中の朝鮮人採石人夫七十三名は、豫て現場監督の朝鮮人に對する處遇苛酷なりとて不満を藏し居りたる折柄、偶々本月八日現場就勞人夫朴洪萬が作業中落石の爲め變死せるを契機として翌九日朴の葬儀に際し鮮人夫全部欠勤會葬したるが、其の集合の席上に於て平素の不満爆發交々現場監督横山某の非行を鳴らし氣勢を擧げたるも一決せる對策を見ず散會翌十一日午前七時全員出勤せる處、中心分子李鐘來、尹且淑等は前日來の一般入夫の態度に憚らず此の際罷業手段に訴へ目的を貫徹すべしと煽動せるを以て俄かに全員雷同、同八時一齊罷業を執行するに至りたり。

以上の根本的缺陷を克服爲めに新たに擲出された委員會は座の活動を日常的に強化し發展させ、それを大公演と密接に結び付ける方針を立てた、われ／＼はこの事務所確立のため、わが座を物質的に精神的に援助して下さつた方々に對して、こゝに厚く感謝を捧げると同時にわが座の正しい發展強化によつて座に期待を持つ大衆並一般支持援助の方々に御贊助の趣旨に背かないように活動しなければならぬ。委員會はその覺悟を固めたのであるが、一般座員諸君も在來の無關心主義或は日和見主義的態度を捨て新たな熱情を持つて座の活動を積極的に進めなければならぬ時期である。特に最近の一般的傾向は新しく座に加入した新メンバーが積極的で古いメンバーに消極的態度が現はれてゐることである。此の際古いメンバーは自ら精力をつくして前進のために活動しなければならぬことが切實になつて來てゐることを深く自覺し、わが座の活動を正しく發展させるために諸君の力を集中せよ！

斯くて罷業を執行せる鮮人入夫七十三名は作業現場に近接せる鮮人住家に引揚げ前記李鐘風、尹且淑兩名を代表として會社側に再三交渉を試みつゝありたるが、會社側の態度強硬にして之が要求を一蹴せられたる爲め争議團側は六月十日十二日以來小倉市議會議慶淳及西部産業労働組合の應援を受け新に『横山採掘主任を餓首すること、最低賃銀一圓五十錢を支給すること』以下十六項目に互る要求書を提出愈々本格的争議に入りたり。

而して其の後争議團側は其の部署を決定し持及戦に入り専ら西部産業労働組合指導下に屢々會社側と會見交渉を繼續すると共に各種の檄文を作成して會社側に對抗飽迄要求貫徹を期すべく相當活潑に闘争中にありたるが一方會社側にありては鮮人飯場主愈慶淳外二名を通じて争議團を説得せしむべく畫策し先づ右飯場主等は争議指導組合幹部と連絡ある朴桂壽を介して直接争議團幹部と會見種々折衝の結果大體解決の曙光を認むるに至りたるを以て更に彼等は此の旨會社側に報告一部要求承認方の已むを得ざる事情を訴へたる處、會社側も之を諒とし速かに兩當事者の直接折衝斡旋方を依頼するに至れり。斯くて本月十七日愈々會社事務所に於て前記飯場主側立會の下に勞資相方會見の結果要求事項中監督餓首問題は將來を戒諭すること、從來最低賃銀一圓十錢を一圓二十錢とすること、本争議に依る犠牲者を出さざること、會社側は争議團に金壹封(五百圓)を支給すること等の妥協的條件にて同夜圓滿解決を見るに至れり。

四、密航朝鮮人輸送船密航ブローカーの檢舉

最近凡ゆる不正手段を弄して内地に渡航する朝鮮人急激に増加せる傾向あり、就中密航ブローカーの手に依り内地朝鮮間を航行する小型船舶を利用して山口、福岡等の沿岸に密かに上陸する者續出し、本年五月末現在に於て既に之が該當者の發見人員八百余名に達し益々増加せむとする趨勢を示せり。

依つて山口、福岡、佐賀、長崎等の各縣當局に於ては鋭意之が警戒取締に努めつゝありたる處今回次記の如く山口、福岡兩縣に於て密航鮮人輸送船並密航ブローカーを検挙することを得たり。

密航朝鮮人輸送船並密航ブローカー検挙状況

廳府縣	檢挙月日	輸送船名	密航ブローカー名	密航鮮人輸送概數	檢 舉 状 況
山口縣	六月三日	吉 榮 (發動機付魚丸 運搬船八二噸)	吉村 岩雄 當二十八 吉村 松雄 當二十六 吉村 玉樹 當二十二	本年三月以來五回に互り約二百名の密航鮮人を輸送す。 (輸送料は一人に付約十圓乃至十五圓位)	六月三日下關市武久海岸に約二十名を輸送上陸せしめたる事實を發見し下關水上署に於て探査の結果福岡縣下若松港に於て本船並密航員吉村松雄外一名を發見檢舉せり。
山口縣	六月四日	幸 德 (發動機付魚丸 運搬船六二噸)	土肥市 太郎 當五十四年 土肥市 恒吉 當二十四年 阿比留 吉次 當四十二年 野本 金二郎 當二十五	本年五月以來四回に互り約百二十名の密航鮮人を輸送す。 (輸送料は一人に付約十圓乃至十五圓位)	六月四日右下關市武久海岸に約二十名の密航鮮人を輸送上陸せしめたる事實を發見、下關水上署に於て再び探査を爲したる結果前記同様福岡縣下若松港に於て本船並密航員土肥市太郎以下を發見檢舉せり。
福岡縣	六月六日	大 堂 (發動機付魚丸 運搬船一五噸)	辻 清次 當三十六年 長 沼久松 當三十年 原 森一 當四十四年 阿部 平松 當三十八年	本年に入りてより約三回に互り百二十名の密航鮮人を輸送す。 (密航料一人金十圓乃至十五圓位)	六月六日小倉海岸に密航鮮人十二名を上陸せしめ更に二十八名を廣島縣沿岸に上陸せしむべく關門を通過し瀬戸内海に入らんとせる事實を門司水上署に於て發見即日檢挙す。 尚本縣に於ては處罰規定なきため事件を朝鮮釜山水上署に移送す。

五、在支不逞鮮人の近況 (其の三)

(一) 韓民族革命黨の情勢 (1) 黨第三次工作 本黨は曩に第一及第二次工作を實行(特高月報四月分参照)して著々黨組織の擴充を圖りつゝありたるが 最近日蘇開戦近きにありと爲し俄かに第三次工作に移行せる模様にして即ち曩に鮮滿華北其の他各地に潛入して目下地下工作中に屬する同志と連絡合體せしめ日滿要人の暗殺、鐵道官公署等の爆破を爲さしむべく現在南京に待機中の尖銳闘士四、五十名の大部分を來る七月頃より廣く鮮滿其の他各地に密派する豫定にて目下之が活動資金を募集すると共に之等「テロ」工作に使用する毒瓦斯の研究、携帶に便なる武器の蒐集等に狂奔中の模様あるを以て時局柄相當警戒を要する状況にあり。

(2) 黨資金の募集 黨は第三次工作實行の爲め最近中國人有志より活動基金五千弗を募集する計畫の下に主要幹部を各方面に派遣し之が募集中にして、平均一口五十弗とし百人の割當を爲し居れるを以て、容易に募集し得らるゝ見込ありと謂ふ。尙從來毎月中國側(主として藍衣社)より受けつゝある二千五百弗中より幾分宛控除し工作基金に繰込みつゝあるを以て右五千弗募集獲得の上は之が基金は相當額に達すべく第三次工作の積極化を窺知するに足るものあり。

(3) 密派工作員の檢挙状況 前記の如く本黨は所屬黨員を廣く鮮滿其の他各地に特殊使命を授けて夫々密派せるが其の後我が出先官憲に續々檢舉せられつゝある現況にして最近の被檢舉者を擧ぐれば次の如し

氏名	年 齡	本 籍	檢 舉 官 廳	檢 舉 月 日	工 作 員 の 任 務
韓東岳	コト	不詳	間島日本總領事館 二道溝警察分署	昭和十一年 四月二十四日	昭和十年四月洛陽軍官學校卒業後李青天の輩下に於て更に訓練中の處黨活動方針として最近滿洲に於ける民族運動の再起失殺化を圖るべく滿洲國內に残存潜伏中の民族主義者を糾合し北京に現存せる黨東支隊を中繼機關として滿洲國內に黨支部の密設並吉林省内に現存せる同志を糾合李青天より旅費六十圓を受け派遣さる。

氏名	年齢	本籍	検挙官廳	検挙月日	工 作 員 の 任 務
高秀峯、石文龍	二十二年	平北	天津日本領事館	昭和十一年五月二日	義烈團派軍官學校第二期及洛陽軍官學校卒業後南京に於て待機中の盧本年二月二十六日金元鳳より朝鮮内に潜入し農村工場等に於て民族革命黨の宣傳、黨員の募集、支部の組織方を命ぜられ同人より旅費六十弗を支給派遣されたもの。
韓光武、王山玉、朴基贊	二十七年	平北	北平日本領事館	昭和十一年五月五日	右同
陳鳳林、金龍澤、朴在	二十三年	平北	平定州警察署	昭和十一年六月十八日	右同
陳永洙、李武	二十三年	慶北	天津日本領事館	昭和十一年五月二十日	洛陽軍官學校卒業後南京に於て待機中の盧本年三月一日金元鳳の命令に基き北支及滿洲國內に於ける反滿抗日並黨務工作(宣傳組織)の任務を帯び同志朴泰福、尹汝福、金一龍等三名と共に各自工作費五十元の支給を受け目的地に派遣されたが本年三月二十一日共産黨員の嫌疑にて保定に於て中國官憲に検挙されたるを上記日時身柄引渡を受けたるもの。
李澤民、李同仁	十九年	慶北	右同	同	金元鳳より右洪鍾民と同様の命令を受け黨會計係石正より旅費五十元を支給され三月一日(洪)と共に南京を出發後同一行動を執りつゝありたるもの。
尹相國	十九年	忠南	右同	同	李青天より右同様の命を受け石正より旅費五十元を支給され三月一日前記(洪)以下三名と共に南京を出發後同一行動を執りつゝありたるもの。
馬子超、李國生	二十三年	全南	右同	同	李青天及石正より右同様の命を受け石正より旅費五十元を支給され本年二月二十九日南京出發一旦上海に赴きたるが其の後三月六日南京に引返し同月十二日再び南京を出發北平に到着し先着せる前記洪、朴、尹等と會合保定に赴きたる處右三名と共に中國官憲に逮捕され後天津總領事館に引渡を受けたるもの。

(4) 一般的黨内事情 以上の如く本黨は最近數次に互る黨の特殊工作を樹立實行して著々其の實績を收むると共に將來日蘇開戦の暁は一舉に所期の目的を達成すべく準備中にあるが如きも一般的黨内事情は必ずしも然らず、前述の如く來春來

華北、滿洲其の他各地に多數の闘士を派遣したる理由は之素より黨の各種工作の爲めなることは勿論なりと雖も、其の隠れたる重要理由は黨内事情の然らしむるところにして、最近金九一派が盛んに李青天一派及新韓獨立黨派の誘引策動を爲しつゝあるを以て、黨の中心を爲せる義烈團長金元鳳は一は以て斯る金九の策動を防止し、一は以て黨内に於ける李青天派の勢力を掣肘する目的の下に同派の中心人物李青天、尹琦燮等の一部幹部を殊更に優遇すると共に、黨内派争の根源たらむとする同人等の部下を其の膝下より隔離せしむる爲め表面上支部組織其の他の特殊使命を授けて殆ど全部中央部より各地方に密派せる形式を執り(追出策)自己の部下をして之等の監視に當らしむる爲め極めて少數を配置派遣せる程度にて自派に屬する分子の大部分は今尙南京に待機せしめつゝありと謂ふ。

(二) 韓國國民黨の情勢 (1) 上海爆弾事件四週年紀念運動 金九を理事長とする本黨にありては去る四月二十九日が所謂尹奉吉上海爆弾事件四週年に相當するを以て、之が記念工作として韓人愛國團名を以て諺、漢文兩種の檄文を作成關係各方面に頒布せり。而して其の内容概略次記の通りにして右事件を盛んに宣傳し、中韓合作に依る抗日運動を強調し居れるを以て時局柄中國民衆の抗日感情を相當刺戟せるものありと認めらる。

韓人愛國團の中國革命同志に謹告するの書 『親愛なる中國革命同志(中略)諸君は四年前の今日一人の烈士が一面に於ては自己の祖國國土を恢復する爲めに自己の生命を犠牲に供する爲めに倭奴に巨弾を投じ其の結果倭將白川及河端の諸氏を殺し世界を驚かしめた大事件を記憶してゐるか、諸君は又此の一人の烈士は即ち韓國の尹奉吉先生である事を記憶してゐるか?(中略)諸君尹烈士の此の慷慨激昂の犠牲は實に敵日本に與へた甚大の打撃である。固より白川一人を殺したからとて倭奴の野獸性を破壊するに足らないが然し尹烈士は一人の能力を以て全世界を震動せしめ尹烈士一人の能力で倭奴をして單に横暴を恃みとして必ず失敗することを知らしめ同時に我々をして正義の未だ滅びざることを、人心の未だ死せざることを國家が一時的に弱いことは必ずしも恐るべきでないことなどを知らしめた。諸君我々は尹烈士の犠牲を通じて更に我々中韓二國は抗日戰爭に對して堅く

聯合しなければならぬことを知るに足る。(中略) 諸君！中韓兩國は有史以來助け合ふた場合は枚擧げがたい、是に就て上に説いた所は尙ほ其の例を略示したのみに過ぎない。我中國革命同志は是より此の上倭奴に迷はされず全國上下は此の

上倭奴に利用されることなく此の上倭奴の離間策に陥らざることを期す。韓民國十八年四月二十九日 韓人愛國團

(2) 機關紙發行狀況 本黨は本年三月十五日黨機關紙として『韓民』第一號を發行各方面に頒布したるが、其の後四月二十九日第二號、五月二十五日第三號を繼續發行して夫々各方面に頒布せり。而して其の主なる記事内容を要約すれば次記の通りにして最近彼等の活動は頗る活氣を呈しつゝあるやに看取せらる。

(A) 韓民第二號記事内容要約

- (イ) 尹奉吉上海爆弾事件に關し別に「四・二九記念附録」として同事件前後の状況を寫眞入りにて説明宣傳し
- (ロ) 「日本は所謂對外交三原則の一たる共同防共の口實を作る爲め或る程度共產黨の跋扈に便宜を與へ居れり」と凡説を捏造宣傳し
- (ハ) 假政府は歐洲方面に於ける外交事務並に宣傳に當らしむる爲め曾て佛國巴里に於て高麗通訊社を經營し獨立運動に従事中の徐嶺海を韓國國民黨に加入せしめ、外交特派員に任命せること及米國大韓人獨立黨は昨年韓國民族革命黨に改編したるも今尙依然存在し假政府を絕對擁護し極力援助する旨表示し來りたることを報じ自派即ち臨時政府の海外發展を誇張

宣傳し居れり。

(B) 韓民第三號記事内容要約

- (イ) 大連爆弾事件の追憶と題し昭和七年五月關東廳大連警察署に於て檢査せる崔興植、柳相根兩名の所謂國際聯盟調査團「リットン」報告未遂事件を宣傳するに該事件の主目的は「リットン」報告の暗殺に非らずして同人の出迎に參列する本庄關東軍司令官、山岡關東廳長官、内田滿鐵總裁等日本側大官の暗殺にありたり」との意味を表現し更に
- (ロ) 其他種々なる題下に「日本は今や國際的危機逼迫せり」と凡ゆる逆宣傳を爲し愛國同志の一大奮起を慫慂煽動するが如き論調を以て終始し居れり。

(8) 六・一〇記念日運動 本黨は六・一〇記念日に際し當日南京某所に於て秘密裡に會合記念祝宴を催したる模様なるが、更に當日「六・一〇運動を記念せよ」と題する檄文を作成關係各方面に頒布せり。

(三) 金九派を脱退せる一味の動靜

曩に金九派を離脱せる「テロ」分子吳冕植、韓道源等は(特高月報三月分参照)其の後幾何もなく上海に赴き(本年一月)同志金昌根等を糾合して本年二月一日新に『韓國猛血團』なる不退團體を組織し専ら在滬朝鮮人に對し資金獲得の爲め屢々脅迫狀を郵送し或は之を持廻りつゝありたるが、一方一味の中心分子金東宇は其の後直接杭州に赴き韓國獨立黨再建派朴昌世、趙素昂、一派と合流すべく奔走したるも思はしからず間もなく上海に引揚げ新團體の團長として就任前記の如く資金獲得運動に専従しつゝありたり。斯くして金東宇の來滬後に於ては一味の活動愈々積極的となりたるを以て我が出先官憲に於て注意中の處、本年二月二十二日早朝上海靜安寺路張斗徹方に發生せる強盜事件の犯人張天民、ト柳澄錫を工部局に於て檢査せるを以て即時之が引渡を受け取調の結果、前記猛血團の一味なること判明引續き同人に就き一味の居所其の他を突止め三月五日以降金東宇を除く外一味全部は次の如く檢査を見るに至りたり。

韓國猛血團一味檢査表

檢査月日	檢査場所	氏名	年齢	別名	本籍	摘要
二月二十二日	上海	柳澄錫	當二十三年	張天民	河北	本名は洛陽軍官學校卒業(金九派)後金九派特務隊本部に於て情報蒐集其他に従事し本年一月同派を脱退來滬し猛血團員となり爾來上海に於て強盜、恐嚇事件を敢行しつゝありたるもの
三月五日	上海	韓道源	當三十一年	李國華	平南	本名は金九派委託學生として昭和九年九月南京中央軍官學校に入學し更に金九派特務隊員として相當活躍中の處本年一月同派を脱退金東宇等と共に猛血團を組織し上海に於て強盜、恐嚇等の犯行を敢行しつゝありたるもの
三月六日	上海	金當勝	當二十二年	金影革	平南	本名は洛陽軍官學校卒業後(子育天派)南京に引揚げ民族革命黨に入黨し活動中の處黨費私消問題に發端首領金元鳳と意見對立脱退し、後金東宇の下に奔り猛血團に加盟上海に於て強盜、恐嚇的の行爲を敢行しつゝありたるもの

検挙月日	検挙場所	氏名年齢	別名	本籍	要
三月六日	上海	吳冕 當四十四年	吳楊仲 馬仲汝	黃海	<p>本名は元來アナ系分子にして曾て金九の命に依り大正十一年上海に於て共産主義者金立を殺害したることあり最近洛陽軍官學校に於て共産主義者の監督となり安恭根と共に金九の腹心として活動中なりしが其の後安恭根の専横を憤り金九に進言したるも聞入れざる爲め本年一月脱退同志金東宇と共に上海に來り猛血團を組織し専ら上海を中心として強盜、恐喝等の不良行爲を敢行しつゝありたるもの</p>
三月六日	上海	金昌根 當三十五年	金釗同	京畿	

(四) 南華韓人青年聯盟の情勢

本聯盟は特に内地に於けるアナ系朝鮮人と密接なる連絡關係を有するものなるが、客年其の連絡員たる使命を帯びて渡滬せる元日本大學社會科學生李鍾鳳は其の後右聯盟機關紙『南華通訊』の編輯事務等に携はり居れるやの聞込あり、最近屢々内地に於ける關係方面に對し該機關紙を郵送越せるを發見しつゝあるが、其の記事内容を見るに本月初旬發行頒布せる『南華通訊』六月號に依れば極東を中心とする世界第二次大戰の切迫を豫想し朝鮮民族の聯合主義に基底を置く民衆革命戰線の單一化を強調し、且つ彼等は前項アナ系分子の金九派脱退事件に關連し反感を藏し居れるを以て金九派の前記尹奉吉事件等の自派宣傳行爲を痛罵し論難せる記事を掲載し居れり。

六、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例△印増)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者の比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
五月	一一、四六一	一〇、五一四	一、九四七	〇	三五〇	二、二九五
自五月計	六一、〇六三	五五、一八七	五、八七六	〇	七、〇五四	〇
至五月計				一		六、三九七

宗教運動の状況

一、大本事件の状況 (其の五)

京都府當局に於ける大本事件被疑者の取調は其後に於ても引續き順調に進捗し、六月中に於て起訴者六名、起訴留保者一名、起訴猶豫者十一名を數へ、檢舉以降の累計は起訴者四十五名、起訴留保者三名、起訴猶豫者三十名に達するに至れり。(其の詳細は左記第一表、第二表の如し)更に各廳府縣に於ける容疑信者の檢舉取調も着々進展し、既に國體變革の不逞目的を知悉して大本運動に狂奔しつゝありたる旨を自供し、其の犯情特に憎むべきものありて起訴處分を要すと認め、京都府裁判所檢事局と打合せの上身柄を京都府當局に移送せる者は左記第三表の如く二十名に及び、起訴猶豫意見を以て夫々各府縣より其の所轄地方裁判所檢事局に記録を送致したる者は概數六十名を突破せる情況なり。

宗教運動の状況

が査察に努め、其の盡滅を期しつゝある所なるが、表面轉宗を誓約しつゝも猶秘かに大本神の禮拜信仰を続け、又は大本の再起を夢想して其の關係物件等を知友隣人に托して隠匿を圖れる等のもの未だに其の跡を斷たず、京都、高知、静岡等を始め其他の各地に於て續々斯種頑迷徒輩を發見しつゝある状況にして、此等のものの中には新に證據品を發見せられて、遂に不逞認識を自白するに至れる事例すらある實情なり。概況絃上の如くにして、元大本信者等に對しては、今後も猶第二次、第三次の檢索説得等間斷なき機宜の取調を續行するの要あるものと認めらる。

第一表

六月中に於ける大本事件起訴者調

氏名	年齢	起訴月日	教團内の地位	學歷	職業	業	檢舉月日	送局月日
田中省三	五五	六月二日	特派宣傳使	東京帝大卒	無		一月三日	一月五日
湯川貫一	六一	六月三日	大本總務祭祀課長	東京國學院卒	無		一月三日	一月五日
瑞穂市左衛門	五一	六月四日	神聖會總本部員	島根農業卒	無		一月三日	一月五日
藤原勇造	五八	六月二日	特派宣傳使	島根農業卒	無		一月五日	一月六日
國分義一	五七	六月九日	大本柴雲郷別院管事	早稻田大學卒	東京常盤工業取締役		一月五日	一月六日
松田盛政	五〇	六月二日	大本神州別院管事	小學卒	銀行員		一月五日	一月六日

備考 一、起訴者累計 四五名

第二表

六月中に處分決定せる起訴留保並猶豫者調

一、起訴留保者

氏名	年齢	檢舉月日	處分月日	教團内の地位	職業	住	所
國分周平	二二	一月一日	一月六日	宣傳使補		埼玉縣浦和市本太一、〇四六	

二、起訴猶豫者

氏名	年齢	檢舉月日	處分月日	教團内の地位	職業	住	所
吉原享	五六	一月三日	一月六日	特派宣傳使		京都府南桑田郡龜岡町	
東島威之吉	五八	四月一日	六月八日	大本朝鮮辨理心得		東京市荏原區中延町三三五	
鈴木延吉	五四	五月三日	六月八日	大本東山分所長	農業	栃木縣那須郡馬頭町大字和見	
秋山陽三	二九	五月八日	六月二日	昭青會員		神奈川縣足柄郡大窪町風祭	
木下仙一	三三	五月八日	六月二日	同	人夫	横濱市中區北咲町四ノ一二〇	
石田卓次	四一	五月二日	六月二日	大本北海道主會長		北海道空知郡山部村字山部	
掛豊彦	四七	五月二日	六月六日	神聖會北九州本部委員		福岡縣小倉市砂津町一七六	
平木正二	五三	五月二日	六月六日	大本鳥取分所長		鳥取縣鳥取市東町一四〇ノ一	
藤田武壽	四七	五月二日	六月五日	大本米子分所長	砂糖商	鳥取縣米子市靴町一丁目一七	

氏名	年齢	検挙月日	處分月日	教團内の地位	職業	住	所
中野岩太	六六	五、二三	六、二六	大本總務		神奈川縣鎌倉町扇ヶ谷町五二八	
石丸順太郎	五三	六、五	六、二五	特派宣傳使		松山市水口町五七	

備考 起訴留保者累計 三名
起訴猶豫者累計 三〇名

第三表

各府縣より身柄を移送したる起訴見込者調 (六月末現在)		検挙取調べたる府縣名	氏名	年齢	教團内の地位	検挙月日	身柄移送月日	移送後ノ措置	備考
同	同	埼玉	宮川剛	五一	正宣傳使	四、二三	六、一四	取調中	
大	同	大阪	兒玉智二	五七	明光社泉支部長	五、五	六、一〇	〃	
神	同	神奈川	秋山陽三	二九	信者	四、一〇	五、八	起訴猶豫	
愛	同	愛知	淺井昇	三五	明光社豊橋支部長	四、八	六、一〇	取調中	
靜	同	靜岡	伊藤伊助	五六	遠州支部長	四、一五	六、二〇	〃	
宮	同	宮城	鈴木常雄	四九	宣傳使	四、七	六、一九	〃	
同	同	同	長野久治	四七	同	四、四	六、一九	〃	

同	同	同	中鉢玄策	四九	同	四、二四	六、二九	〃	
同	同	同	佐藤善四郎	五七	同	四、四	六、二九	〃	
同	同	同	佐澤廣臣	七三	同	四、四	六、二九	〃	
島	同	同	米田梅三郎	五三	正宣傳使	四、一六	六、五	起訴猶豫	
岡	同	同	牧眞平	五二	武道宣揚會員	四、一六	六、四	取調中	
同	同	同	森國幹造	五四	大本主會次長	四、一六	六、一六	〃	
廣	同	同	井上省三	四八	廣島主會長	四、八	六、一三	〃	
愛	同	同	小笠原誠雄	三九	宣傳使	四、一〇	六、五	〃	
佐	同	同	中野隆次	二九	同	四、一三	六、五	〃	
同	同	同	石井清市	六〇	昭青肥前第一主會長	四、一〇	六、一〇	〃	
同	同	同	野中嘉市	四一	准宣傳使	四、一〇	六、一〇	〃	
同	同	同	原口正次	三四	大本武雄分所長	四、一〇	六、一〇	〃	

二、類似宗教「總本教」に対する取締状況

富山縣礪波郡般若村在住農及日傭稼太郎の妻普要第三種島きよ當四十九年は、豫て變質者として近隣朋輩より異端視せられつゝありたるが、昭和六年頃治病祈禱の事より同縣下射水郡作道村居住千田庄平の祭祀する「太子像」を信奉するに及びて漸次其の信仰に感溺し、遂には其の變質的頑迷より千田の所説に反對して自ら聖徳太子の再生なりと妄稱し、昭和八年頃

よりは「總本教」と自稱して一派を樹て之が布教に努むるに至れり。
而して本教の教義は「天災地變、病氣災難等は何れも前世又は過去に於ける悪業の報にして、之を免れんが爲には自ら過去の罪障を赤裸に懺悔せざるべからず」と謂ふにあるものゝ如きも、所説概ね幼稚低劣にして未だ纏りたる教理文獻等もなく、曾てきよが經驗したる夢を「神の御告げ」と妄斷し、之に荒唐無稽の解説を附會して以て布教の有力なる資料となしつゝある状況なり。更に其の布教手段の特異なる點を掲ぐれば、殊更深夜を選びて近傍の神祠佛堂等に參詣し、又は太子講を組織して講員に異様の服装、結髪を爲さしむる等奇異の行動を爲して衆人の注目を引くに努め、或は其の教義に基きて信者の懺悔、告白を強要し「悪業拂ひ」と稱して信者の身體を毆打する等の事あり、若し總本教に對して誹謗を爲す者ある時は、「自己は聖德太子の再生なれば、其の教を譏謗する者には靦面に佛罰を與ふべし」と稱して其の個人に對し威嚇的豫言を弄するを常とせり。試みに其の一二の事例を掲ぐれば、即ち所轄署警察官某に對し同人の妻女が妊娠中なるを知りて「某巡査の妻女出産の時には佛罰として胎兒を横にして難産と爲し、且つ其の子は畸形兒たらしむ」と威嚇し、又某巡査には「今後三年以内に肺病に罹らしめて同人を死亡せしむ」と豫言し、更に農家に對しては「病氣災難を與へ、又は五穀を豊穰せしめず」等の言辭を弄すが如きなり。

而して本教の現況は「きよ」を教祖と爲し、長男太作をして教務の雜役に専従せしめつゝありたるが、其後漸次信者の累増と共に喜捨獻金も豊富となり生活の維持容易となりたる爲、他の家族も殆んど家業を放棄して本教の布教擴大に努め、熱心なる信者七、八十名を獲得するに至れり。更に之が信者等の信仰状況は相當深刻にして既に狂信の域に到達し、眞に「きよ」を聖德太子の再生なりと盲信せる者も尠からざりしものゝ如くなり。

概況敍上の如くにして、其の教義及布教の實情等は徒らに無智の信者を誑惑し、善良なる地方民心を荼毒するの外益なき邪教と認められたるを以て、富山縣當局に於ては本年六月上旬斷乎教祖「きよ」外家族、主なる信者等六名を所轄警察署に召集し、其の邪教たる所以を指摘して懇諭を加へ、今後一切同教の信奉竝に布教を爲さざる旨を誓約せしめ、更に教祖「きよ」に對しては警察犯處罰令第二條第十六號第十七號を適用して六月十九日附拘留二十五日に處する所ありたり。

三、宗教(信仰)を利用する不正行爲の取締

近時國家主義思想の擡頭と共に排外、復古の思想横溢し、動もすれば現代科學殊に醫學を排除して精神療法、漢法醫術等を偏重し、或は卜占、加持祈禱等を以て除病攘災を願はんとするの風潮を生ずるに至れるが、這間諸宗教々師又は祈禱師卜占業等の一部不良徒輩に在りては妄に吉凶禍福を説きて民心を惑亂し、或は荒唐無稽の憑靈巫呪を説きて醫療を妨害し、以て不當に金品を詐取し、若は人倫を紊る等の所爲を營むもの漸く多からんとするの情勢にあり。即ち最近各地に於て發生したる敍上の事例中、顯著なるものを例示すれば概ね後記の如くにして、斯る徒輩の跋扈は實に迷信を助長して國民の正信を妨害するに留らず、直ちに個人の生活を脅かし社會の秩序を紊る等其の弊害尠からざるものあるを以て、夫々嚴重なる取締を加へて之が剽滅を期するの要ありと認めらる。

(一) 日蓮宗行者の醫師法違反等事件

静岡縣清水市在住、興信又は法信事早川信太郎當三十九年は、昭和八年末頃より斷食修業等の結果療病的能力ある靈感を得たりと吹聴して妙光會なる類似宗教團體を組織したるが、其の後昭和十年十一月に至り、種々工作して千葉縣下所在中山法華經寺より其の所屬講社中山講として承認を受くるや、所轄地方長官の許可を得ることなく直ちに自宅内に教會所を設け、鬼子母神、御祖神(日蓮上人)七面山天女、最上經大菩薩等を祭祀して衆庶の參拜に

供し、自ら日蓮宗行者と稱して同宗の布教を爲す傍ら、同人の吹聴する靈感能力を妄信せる多数の病信者に對し、根柢もなく病名を妄断指示して「ひへぬき藥」と稱する賣藥又は早川が撞に製劑せる「妙光湯」等を投藥し、夫々藥價を徴し又は謝禮名下に金品を受けつゝありたること發覺し六月下旬神佛道教會所規則施行細則及醫師法並賣藥法違反として檢舉せられたり。

(二) 扶桑教團の不行爲 神戸市居住扶桑教訓導長崎松三郎當四十五年は小學校一年修了後各地を轉々して染物屋に奉公し、後獨立して洗濯業を開業中の所、其の後扶桑教々師と交際するに至り同人の紹介により金拾圓を扶桑教本廳に獻金し、因つて直ちに補訓導及加持祈禱の免狀を下付せられ、爾來洗濯業の傍ら加持祈禱等を執行しつゝありたり。然るに偶々昭和十年五月頃神戸市居住天羽民治の妻八重子當二十九年より産後の腹痛治療の爲祈禱の依頼を受くるや、兎角の言を弄して屢々猥褻行爲を反覆し、遂に同年十月以降に於ては加持に藉口して情交を續け、同人をして妊娠せしめたる事發覺して檢舉せらるゝに至れり。斯くて、右事件は夫々關係者の取調を完了して事案明確となりたるも、被害者(夫天羽民治)に於て告訴なき爲處罰不能となりたるが、其の他の事犯たる無許可教會所開設の廢に依り違警罪處分として拘留十日に處し、併せて社寺兵事課より右事實を扶桑教本廳に通知して訓導補任及加持祈禱免狀の取消方を要請することゝなしたり。

(三) 法華經導師の詐欺事件 埼玉縣北埼玉郡大越村居住法華經導師、登龍コト野中吉次當四十八年は昭和九年七月中旬群馬縣邑樂郡佐貫村居住篠木伊三郎より療病祈禱の信頼ありたるを奇貨として、同人の疾病は八幡様及稻荷様の崇なるに依り之を除攘せざれば治癒し難しと詐稱し、祈禱料名下に金三十五圓を騙取したる外、金錢遺失者に對し「金錢遺失は猫の祟なるが故に神に金品を奉納せざれば發見不可能なり」又は精神異常者の祈禱に際し「馬の祟りなり」等と妄稱して一件十數圓乃至數十圓の祈禱料、卜占料等を騙取しつゝありたること發覺し、五月二十五日詐欺罪として檢舉せられたり。

(四) 自稱教導職の文書偽造行使詐欺事件 前橋市居住千明民吉當五十一年は昭和九年三月「神道管長」なる印章を偽造し、同管長名を使用して自己を神道大講義に補任したる旨の辭令を偽造し、以て自ら神道教導職なりと詐稱し、同年十一月以降妄に大國主命、事代主命又は産秦大神等其他數種の神符、守札を作成し、一錢乃至五錢宛を徴して廣く之を縣下に頒布授與し、或は前掲「神道管長」の偽印を使用して前橋市居住新井喜八外數名に對する「補少講義」なる辭令を偽造交付して眞に神道管長より授與せられたるものゝ如くに装ひ、以て一件一圓乃至五圓宛を手數料名下に騙取したる事發覺し、六月中旬警察犯處罰令及文書偽造行使詐欺罪として檢舉せられたり。

(五) 弘法大師の神懸と妄稱する詐欺事件 群馬縣碓氷郡松井田町居住清水孝之當四十九年は、豫て弘法大師を信仰して療病祈禱等を業としつゝありたるが、本年二月同町居住和田よしの疾病平癒祈禱を行ふに當り「自分の身體には弘法大師の尊體が神懸りし居るが故に祈禱すれば立所に疾病は治癒すべし」云々と妄言し、自ら自己の祈禱が何等の根據なく又效果期待し得られざるを認識し居るにも不拘、合掌して經文等を呪誦し以て祈禱料名下に五十錢を騙取したる外同様の手段を以て十數名より五十錢乃至二圓程度の祈禱料を騙取しつゝありたる事發覺し六月上旬詐欺罪として檢舉せられたり。

(六) 其他

行爲者氏名	行爲者住所	行爲の概要
新禱師 森田 福次郎 當四十七年	埼玉縣兒玉郡本庄町 本町	森田は祈禱の事より病者と接近する機會多きを奇貨として「自分は東京高島嘉エ門先生の直弟子なり」と吹聴し、豫て採蒐せる川柳の樹皮を乾燥粉末としたるものを高島先生製劑の靈藥なりと詐稱して之を病者に服用せしめ、謝禮名下に五、六圓相當の金品を騙取しつゝありたる事發覺して六月十六日詐欺罪として前橋區裁判所檢事局に送致せられたり。

行爲者氏名	行爲者住所	行爲の概要
基督教信者 長谷川保 當三十四年	靜岡縣濱名郡入野村 字入野	長谷川は豫て基督教信者なる所、其の教理中の一神論を曲解して「世界救世の神は唯一にしてキリストの外になし」と妄信し、畏く、天皇は國家統治上の便宜の爲之を置くものにして何等普通の人間と異なる所なく不敬罪等の法條は不合理、馬鹿化たる法律なり」と等と冒言し、以て天皇の尊嚴を冒瀆し率りたる事發覺して檢舉せられたり。
日蓮宗信者 小池福太郎 當六十九年	群馬縣碓氷郡松井田 町	小池は信者の家族が精神異狀と爲りたるを「野狐の所爲なれば退散祈禱をなさざる限り全治せず」と虚構の詐言を弄して家人を欺罔し、自己の祈禱の無力なるを認識しつゝも之に祈禱を施して祈禱料名下に金一圓五十錢を騙取したる外同題の方法に依り數件の詐欺を犯せること發覺して檢舉せられたり。
御嶽教行者 富澤孫太郎 當六十二年	群馬縣碓氷郡松井田 町字松井田	富澤は自己の祈禱の効果なき事を認識せるに不拘高橋いちの疾病を祈禱に依りて平癒せしむべしと欺罔し金五十圓を騙取し檢舉せられたり。
御嶽教行者 萩原卯三郎 當七十三年	群馬縣碓氷郡細野村 大字上増田二一八	萩原は吉田朝雄が發狂したるを狐靈の憑依したるものなるが故に之が退散祈禱を爲さざれば治癒せずと虚妄の言辭を以て家人を欺罔し祈禱料名下に金七圓を騙取せり。

其の他の運動状況

一、元女優高島愛の不敬事件

閑院宮載仁親王殿下には、日本赤十字社北滋賀支部並帝國軍人後援會滋賀支會有功章、特別社員章御親授式總會に御台臨の爲め、本月十六日午前八時三十分御旅館京都市都ホテル御發、自動車にて滋賀縣に御成被爲遊、御儀式終了後午後一時三十分

十七分御休憩所琵琶湖ホテル御發、赤十字社滋賀支部病院に御成の途中、同一時四十分頃大津市濱大津にて奉拜者に紛れ居りたる京都市赤坂區福吉町元女優愛子コト高島愛當三十七年が突然一般奉拜者を押分け御召自動車に向つて、

『日本國民にあらざる事を希望する者ののべ盡せざる悲しみ呪ひをこゝに表現す、非國民たる事を喜ぶ一女性の言葉なき聲を投ぐ』

と記したる便箋用紙に一錢銅貨二個を包みたるものを投擲したる不敬事件の發生を見たるが、犯人は即時現場に於て檢舉し所轄大津警察署に引致目下嚴重取調中なるが、右投擲物件は御召自動車の「フェンダー」と地上との中間に落下し、御召自動車の御進行には何等の別條あらせられず御豫定通り通御被爲遊たり。

而して犯人は本名高島愛當三十七年にして曾て精神病者として精神病院に入院せることあり、最近治癒後に於ても諸方を徘徊して親族等にも見離され居る模様にして、最近就職先を求めて大阪方面に立廻り居りたる處、犯行前日たる十五日大津市琵琶湖「ダンスホール」の「ダンサー」に應募來津せる事實判明したるが、本件犯行を敢てするに至りたる原因に就ては全く不明にして、或は既往症たる精神異狀の再發したる結果にあらざるかと思料せらる。

今後の警衛上に關しては、此の種方面の人物に對する嚴重なる視察警戒を要するものありとす。

雜錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十一年六月中に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機關紙係	發行月日	發行番號	處分月日	備考
唯物論研究	唯物論研究会機關誌	六、一	第四四號		
水平新聞	全國水平社總本部機關紙	六、五	第一八號		
社會大眾新聞	社會大眾黨機關紙	六、一五	第八三號		
維新戰線	大日本生産黨機關紙	六、三〇	第六五號	六、三〇禁止	
國民運動	國民協會機關紙	六、一	第四六號		
明倫新報	明倫會機關誌	六、一	第四六號		
皇道	皇道會機關誌	六、一五	第一六號		
進め	進め社機關紙	自六、一 至六、三〇	第七二號 第七四號 第七九號		
錦旗	新日本國民同盟機關紙	六、一五	第八二號		昭和十一年四月三十日廢刊

運動日誌

國家(農本)主義運動

(月日) 大日本國粹會は、岡山市公會堂に中國四國役員大會を開催す(出席者會長森山慶三郎以下一八〇名)。

六、六 在阪、維新俱樂部は、維新政黨結成準備會に解消することを以て解散す。

七 在仙臺、東方會は總會を開催し「政治的運動は絕對に避け、信仰的倫理的團體」としての運動に邁進することを決定す。

一三 在京、愛國社主、岩田愛之助は、客年十月二十四日より、恐喝罪被告として市ヶ谷刑務所に收容中の處、本日保釋を許可せられて出所す。

一六 客年四月十七日、機關説排撃共同闘争を目標として、維新會外八團體により結成せる、政教維新聯盟は、最近自然消滅の状態にありたる所解散届出を爲し正式に取消す。

五・二五事件被告、大川周明は、病氣の爲刑の執行停止中の處本日市ヶ谷刑務所に下獄す。

二二 在京、明徳會に於ては、極度の資金缺乏より機關誌「明德論壇」を廢刊す。

下旬 本月七日、本所區内兩國國技館に開催せる「選舉廳正大會」に於ける、尾崎行雄代議士の言論は、不謹慎極はまる

運動日誌

政黨運動

ものなりとて、郷軍明徹同志會、植松源吾は本月十一日二十五日の兩回に互り、東京市長、警視總監其他に對し詰問的書簡を郵送せるが建國會本部に於ても本月二十七日尾崎代議士に對し「速やかに代議士を辭任せよ」云々の勸告書を郵送せり。

新國同有田支部(和歌山縣)解散す。

勤勞日本黨東京支部協議會書記長伊知地義一(但シ中立ヲ標榜ス)は東京府會議員選舉に立候補したるも落選す。

立憲養生會群馬縣縣水野愛輔及吉井文五郎の二名は高崎市會議員に當選す。

新國同世田ヶ谷支部は機關紙「日本黨」創刊號約二千部を發行し、各方面に配布せり。

新國同近畿協議會理事、委員會を開催し、「全愛國團體統一聯盟」支持の件外當面の問題を審議決定せり。

新國同岐阜縣支部準備會は同盟を脱退す。

五月二十二日新國同より脱退したる三重縣下四日市、松坂、三重郡各支部準備會は其後新國團體結成準備運動中なりしが農繁期の爲之が結成を八月中に延期せり。

新國同本部は七月間擴大中央常任總務委員會開催の召集

運動日誌

- 二二 愛國政治同盟長崎縣縣政守及原田克己は同縣會議員選舉上當選異議申書知事宛提出す。
- 二一 社大黨府縣緊急常任執行委員會開催、東京府會議員選舉に立候補中の黨所屬員の宣誓式を舉行せり。
- 二〇 大阪府支部聯合會常任執行委員會開催、第五十九議會開爭狀況報告。
- 一九 社大黨東區支部執行委員會(大阪)開催。
- 一八 社大黨堺支部執行委員會開催。
- 一七 岡山縣支部聯合會準備會政策委員會開催。
- 一六 社大黨所屬大阪府會議員團會合、戸畑支部執行委員會(小學校講堂、建築ニ對スル強制的寄附金反對闘争ニ關スル件)。
- 一五 社大黨港區支部年次大會。
- 一四 社大黨大阪府支部聯合執行委員會。
- 一三 東京府會議員選舉、神奈川縣會議員選舉施行(本文參照)
- 一二 社大黨八幡支部執行委員會、八幡市長、國師兼武ノ三選問題ニ對スル態度決定。
- 一一 社大黨特別議會報告演說會(同黨大阪府支部聯合會主催)。
- 一〇 社大黨廣島支部執行委員會開催。
- 〇九 社大黨比花區支部執行委員會開催。
- 〇八 社大黨小倉支部臨時大會開催。
- 〇七 大阪府社大黨第一區關係三支部協議會開催。
- 〇六 社大黨長崎支部年次大會開催。

- 一五 社大黨淺草支部執行委員會開催。
- 一四 社大黨須賀支部執行委員會(支部書記長改選並に支部分會設置の件)。
- 一三 社大黨王子支部擴大委員會開催。
- 一二 大阪社大黨南區支部主催政治教育講演會開催。
- 一一 社大黨枝稻支部公認。
- 一〇 社大黨八王子三多摩支部執行委員會開催。
- 〇九 社大黨目黒支部執行委員會。
- 〇八 新潟、社大黨縣縣主催、特別議會報告演說會。
- 〇七 宮城、社大黨縣縣常任執行委員會(臨時議會對策及び夏期闘争)。
- 〇六 栃木縣社大黨全農、全日、總同盟合同縣縣、常任執行委員會開催。
- 〇五 大阪府社大黨堺支部執行委員會開催。
- 〇四 社大黨石巻支部執行委員會開催。
- 〇三 社大黨兵庫縣縣聯合會報告演說會開催。
- 〇二 社大黨大阪府支部聯合會常任執行委員會開催。
- 〇一 社大黨葛飾支部執行委員會開催。
- 〇〇 大阪東區支部執行委員會開催。
- 九 社大黨名古屋支部執行委員會開催。
- 八 大分縣別府支部臨時大會開催。
- 七 社大黨岡山市支部常任委員會開催。
- 六 社大黨神田信交會結成大會(東京)。
- 五 大阪港區支部執行委員會開催。
- 四 社大黨靜岡縣熱海町、網代町に議會報告並時局批判の爲

- 二六 社大黨縣縣宇都宮支部主催東電廣電大演說會開催その中途にて市民大會をなす、實行委員五名決定二十七日、東京府都宮支部長を訪問手交の上植下要求をなす等。
- 二五 東京府縣縣常任委員會開催。
- 二四 深川支部執行委員會開催。
- 二三 此花區支部執行委員會、開催。
- 二二 社大黨縣縣執行委員會開催。
- 二一 大阪第四選舉區内社大黨支部協議會開催。

- 一八 港從組合長に海員組合顧問代議士岡崎憲就任す。
- 一七 組合會議第三擴大執行委員會開催(本文參照)。
- 一六 總同盟千葉縣縣大會開催。
- 一五 吳羽紡績株式會社吳羽工場爭議發生(本文參照)。
- 一四 全評關評擴大執行委員會開催年度大會の件等を議決す。
- 一三 交總關西地方委員會開催無產政黨戰線統一の件等を議決す。
- 一二 勞農無產協議會東京府知事に要請書提出す(本文參照)。

労働運動

- 二六 京都市地方に於ける舊全勞、總同盟の合同大會舉行。
- 二五 製陶労働中央執行委員會開催す。
- 二四 産勞常任理事會開催産勞政治研究會の規約、綱領等を決定す(本文參照)。
- 二三 勞農無產協議會、鐵相に抗議文を提出す(本文參照)
- 二二 愛國労働組合全國懇話會代表首相其他を訪問、メーデー禁止方に關し陳情す(本文參照)。
- 二一 來朝中の國際労働局歐外國課長イーストマン夫妻歸る(本文參照)。
- 二〇 組合會議退職積立法案施行に關する要請書を提出す(本文參照)。
- 一九 愛國労働全國懇話會常任委員會開催國際労働代表選任の件等決議す(本文參照)。
- 一八 全評中評加藤勲十等を招き議會報告演說會開催聴衆二

- 一八 千名。
- 一七 港從組合長に海員組合顧問代議士岡崎憲就任す。
- 一六 組合會議第三擴大執行委員會開催(本文參照)。
- 一五 總同盟千葉縣縣大會開催。
- 一四 吳羽紡績株式會社吳羽工場爭議發生(本文參照)。
- 一三 全評關評擴大執行委員會開催年度大會の件等を議決す。
- 一二 交總關西地方委員會開催無產政黨戰線統一の件等を議決す。
- 一一 勞農無產協議會東京府知事に要請書提出す(本文參照)。

朝鮮人の運動

- 五、三一 客月以來紛争中の兵庫縣尼崎市開明町所在、鮮人部落二十世帯約百名の土地立退紛議は阪神消費組合長金玉仲の斡旋にて立退料五十圓の支給を受け他に移轉することを條件として解決す。
- 二 神奈川縣に於て麻薬密賣者梁桂河以下十二名を檢舉麻薬取締規則違反として送局す。
- 一 東京府下調布町多摩川堤防外に於て砂利手堀中の鮮人労働者四百數十名は京王砂利株式會社の機械堀に反對紛議中なるが今回所轄府中警察署長に之が反對陳情書を提出す。
- 五 昭和九年福井縣に於て檢舉送局中の全協土建福井地區再建闘争委員會關係者徐澤在は本日起訴、身柄を福井刑務所に收容さる。

- 五 警視廳に於て麻薬密賣者大岡以下七名の内鮮人を檢挙、麻薬取締規則違反として送局す。
- 六 岐阜縣大野郡丹生川村農復舊工事場就労鮮人二十五名は客年十三日正和會高山分會幹部李良浩の煽動に依り工事請負人に對し賃銀値上要求を爲し紛争中の處、所轄警察署の調停に依り妥協成立圓滿解決す。
- 八 大阪市に於て鮮乙李信奇主宰の下に發行中の諺文新聞紙「民衆時報」六月一日付第二十二號は安寧秩序を妨害する虞あるものと認め發禁處分に附せらる。
- 九 本月九日施行の愛知縣西春日井郡新川町會議員選舉に立候補の朴云祚は得票三三三票にて當選す。
- 一〇 東京市に於て鮮甲金浩永主宰の下に發行中の「東京朝鮮民報」は本日付第三十二號を發行頒布す。
- 一一 昭和十年福井縣に於て檢舉送局中の全協土建福井地區關係者金武用は本日起訴、身柄を福井刑務所に收容さる。
- 一五 在名鮮人右翼團體「愛國青年團」は名古屋市中區吸場町事務所に於て臨時總會を開催、維持方法其の他數項目の事項に付き協議す。

- 一六 結成すべく同志を糾合して本日準備會を開催せるが本團體は中心指導者が共產主義的闘争團體に轉化せむと企圖せる疑あり警視廳に於て注意中。
- 一七 警視廳に於て麻薬密賣者張斗伯以下六名の内鮮人を檢挙、麻薬取締規則違反として送局す。
- 一八 福岡縣企救郡東谷村所在東洋セメント株式會社小倉工場鮮人採石人夫七十三名は本月十一日以來現場監督を排斥して之が解雇を要求し罷業決行中の處本日妥協成立圓滿解決す。
- 二五 在京明大生朴容七等中心となり在京朝鮮留學生の橫斷的研究機關として「朝鮮留學生研學會」を組織す(本文参照)。
- 二八 京演朝鮮人團體協議會及共親親睦會の兩團體は共同經營にて「演習労働夜學校」を開設すべく準備中の處、本日態々之が開催式を舉行鮮重二十七名を入學せしめて毎夜教授を施すこととなりたるが民族的教育に重點を置くものとして目下神奈川縣に於て注意觀察中なり。

警視廳編入鮮甲張某以下數名の共產主義系分子中心となり東京市豊島區居住の鮮人雜業者を糾合して「豊島親睦會」を結成す。

宗教運動

- 三〇—六五 道徳科學研究會に於ては、姫路市に於て、會員教養を目的とする講演講習會を開催す。
- 六、六 金光教青年會聯合本部に於ては各地方金光教青年會長に對し「駐滿支軍並傷病軍人慰問金募集及び幹部講習會並青年實修會參加懇話」の指令を發す。
- 一八 解脫教長野縣支部に於ては客年支部長永田貴明が横領竝に風規紊亂等の爲檢舉せられたる後殆んど壊滅に瀕し居たるが、近時再び教勢を恢復して本日支部創立一週年記念祭を執行せり。
- 二〇 巖に茨城縣當局に於て檢舉送局中の天津教々主竹内巨磨は、取敢へず不敬罪を以て起訴(豫審請求)收容せられたり。

- 二二 人の道教團廣島支部に於ては、文化時報社廣島支局主催の宗教批判講演會に於ける淺野研眞の「新興類似宗教批判」と題する講演は故意に「人の道教團」を誹謗せるものなりとして之が責任追及につき協議を重ねつゝあり。
- 二三 眞宗本派本願寺安藝教區布教班に於ては類似宗教の既成宗教教勢浸蝕に對する方策を協議し、類似宗教の内情調査及之に對する積極的排撃等の方針を決定せり。
- 二七 人の道教團山形支部に於ては、豫て抗爭中の山形市佛教各宗協和會に對抗する爲、東京奉仕員聯隊より多數の講師來援を得て講演會を開催す。
- 下旬 扶桑教「人の道教團」に於ては各地に於て募集中の駐滿皇軍慰問袋に同封せしむべく「皇軍の將士に贈るの辭」なるパンフレットを多量に發行し各地支部宛發送せり。

所謂人民戰線運動の狀況

Table of Contents

頁	目次
1	序
2	第一章 人民戰線運動の概観
3	第二章 人民戰線運動の發展
4	第三章 人民戰線運動の意義
5	第四章 人民戰線運動の實踐
6	第五章 人民戰線運動の展望
7	終語

序	
一、所謂人民戦線運動の沿革	
二、コミンテルン第七回大會の所謂人民戦線運動に關する決議	
三、右の決議に基くコミンテルンの我國に對する策動	
四、我國に於ける所謂人民戦線運動の展開	
(一) 非合法分子の運動狀況	
(二) 新興佛教青年同盟	
(三) 勞農無産者協會	
(四) 在大阪開身俱樂部	
(五) 大阪地方勞農無産者協會	
(六) 其の他の團體	
五、所謂人民戦線運動に對する社會大衆黨の態度	
(一) 社大黨京都府支部の態度	
(二) 社大黨大阪府支部の態度	
(三) 社大黨宮城縣支部の態度	
(四) 社大黨埼玉縣支部の態度	
(五) 社大黨奈良縣支部聯合會の態度	
(六) 社大黨岡山縣支部聯合會附成瀬橋委員會の態度	

所謂人民戦線運動の狀況

序

コミンテルンは反ファツシズム運動に一般大衆を動員すること(所謂人民戦線運動)を以て、當面の主要任務となしつゝあるが、現下の我國の社會狀勢に於ては、此の種運動に大衆が参加し其の策動に利用せらるゝの虞なしとせざるを以て、常に其の動向に對しては深甚の注意を拂ひ、苟もコミンテルンの前記方針に基く策動なる場合に於ては嚴重なる取締を加ふるの要あり、所謂人民戦線運動現在の狀況次の如し。

一、所謂人民戦線運動の沿革

ファツシズムの攻勢に對抗する左翼陣營の共同戦線運動は、世界各國に於ける近年の一般的傾向にして、所謂人民戦線運動は其の最も顯著なる表現に外ならず、而して右運動は、フランスに於ける共產黨及社會黨の反ファツシズム統一戦線が、更に進展し、昨年七月十四日急進社會黨人權同盟其他反ファツシズム各種組織の参加を見るに至りて「人民戦線」(Front Populaire)と名付けられたるを以て其の嚆矢となし、爾來同國に於て著々勢力を擴大し、今年春の總選舉には壓倒的勝利を獲得して、遂に人民戦線内閣の實現を見るに至れるものなり。更に此の運動は諸外國に波及して、スペインに於ては同じく人民戦線内閣成立し、今や之を繞る極左極右兩翼の動亂渦中に在り、其の他の諸國に於ても、次第に反ファツシズム人民戦線樹立の提唱を見つゝある所なり。

二、コミンテルン第七回大會の所謂人民戦線運動に關する決議

所謂人民戦線運動の狀況

ソ聯國內並國際客觀情勢の變化と伊獨其の他に於ける共產主義運動強行の失敗とに鑑み、近年コミンテルンは漸次其の方針を變更し來り、昨年度、「社會民主主義派に接近して反ファッショ戦線を結成し合法手段をも利用して究極に於て革命を誘導せんとする」新運動方針の決定を主たる目的としてコミンテルン第七回大會を開催したるが、席上「ディミトロフ」は其の反ファッシズム統一戦線に關する報告演説中「各企業、各地區、各州、各國に全世界労働者の統一戦線を樹立し、之を基礎として廣汎なる反ファッシスト人民戦線を創設すること」を強調し、其の間フランスの人民戦線運動に付て一言するところあり、大會は之に基きて八月二十日「反ファッシズム労働階級統一戦線」と題する決議を採擇せり。

其の決議の概要を見るに、先づ「ファッシズム反對闘争の爲、労働階級全部隊の行動統一の樹立達成は當面の主要任務なり」と宣言し、「其の統一戦線戦術の實施に關しては、大衆的スローガンを掲げて大衆の利益を擁護し、社會民主主義派團體と長期又は短期の協定をなして協同的進出を圖り、具體的情勢に適應したる種々の統一戦線型態を實現し、其の共同闘争に於て社會民主主義派の理論實踐を嚴重に批判して、共產主義の原理綱領を根氣強く説明すべきこと」等種々なる指示を與へたる後、反ファッシスト人民戦線運動に言及し、

「共產主義者はプロレタリアートの指導の下に労働農民、都市小ブルジョア及び被壓迫民族労働大衆の闘争の統一に努力すると共に、プロレタリアートの根本利益と軌を同じうする之等労働者階級の一切の特殊なる要求を擁護し、以てプロレタリア統一戦線の基礎の上に廣汎なる反ファッシスト人民戦線を達成せざるべからず。特に重要なものは基本的農民大衆に對するファッシストの掠奪攻撃に反對して勤勞農民を動員すること」なりとなし、更に進んで

「支配階級が既に大衆運動への強力なる飛躍を克服し得ざる政治的危機の情勢に於ては、共產主義者はブルジョアジエの經濟的及政治的權力を一層動搖せしめ、労働階級の勢力を増大せしめ、或は改良主義的政黨を孤立せしめ、且つ労働大衆をして權力の革命的奪取へ完全に導かしむる具體的革命的スローガン(例へば産業及銀行の統制、警察の解體、武装労働者民衆をして警察に代らしむること等々)を提起せざるべからず。而して若し大衆運動が昂揚を見、プロレタリア獨裁政府に非ざるもファッシズムと反動とに對する決定的な方策を自己の任務とするプロレタリア統一戦線若くは反ファッシスト人民戦線政府の樹立が可能となり且つ之がプロレタリアートの爲に必要な場合に於ては此種政府の樹立を達成せざるべからず」

となせり。

三、右の決議に基くコミンテルンの我が國に對する策動

コミンテルンは右の決議に基く統一戦線運動を我國に於ても展開せしめ共產主義運動の再興を企圖せんとし、最近米國共產黨を通じて各種の機關紙及び左翼關係印刷物を國內左翼分子に郵送しつゝあるが、其の内容を看るに、或はフランス共產黨書記長の人民戦線に關する演説を掲げて「日本の共產主義者戰闘的労働者は之に學ぶべし」となし、或は「フランスの人民戦線運動はコミンテルン大會の決議を實踐に移したるもの」と斷じ、或は帝都叛亂事件の情況を記して人民戦線確立の必要を説き、或は「横暴を極むる軍部に對して民衆の一大戦線を展開せざるべからざること」を強調し、「之が爲めには一般大衆は勿論民政黨員、反ファッシスト政黨、團體間に一定の期間協定を結び、可能なる限り廣汎なる人民戦線を動員せよ」と詳細なる戦術を指示する等所謂人民戦線運動に關する種々なる宣傳策動を試みつゝあり。

四、我國に於ける所謂人民戦線運動の概観

フランス、スペイン等に於ける左翼人民戦線の歴史的勝利は我國に於ける無産運動陣營を刺戟し、我國に於けるファッショムに反對する左翼、自由主義者等一切の分子を糾合せる人民戦線を樹立すべしとの主張は次第に雑誌、新聞紙上に論ぜらるゝと共に、實際運動の場面に於ても漸次表面化するに至れり。就中加藤勘十を中心とする勞農無産協議會一派は、右運動の推進力たる目的の下に活動し、又非法分子の前述コミンテルンの宣傳煽動と相俟つて其の指導権を把握すべく策動中の模様あるやにも見受けらるゝを以て之が推移に關しては嚴重注意警戒せざるべからず。

而して本運動當面の主要活動は廣汎なる人民戦線確立の爲社會大衆黨を如何にして之が戦線に合流せしむるかにあるものの如くなるが之が、方法に關しては「全評、市従、東交等の諸團體を解體し組合員は一メンバーとして社大黨又は全日本労働組合同盟に潜入して内部より人民戦線確立の爲闘争せんとする」一派と、「東京の勞農無産協議會及大阪の勞農無産團體協議會の分子を階級的に強化して全日本労働組合同盟及社大黨を分裂に導き以て其の目的を達せんとする」一派との兩派存するやの状況なるが、各團體及各地方に於ける所謂人民戦線運動の状況次の如し。

(一) 非法分子の運動状況 在東京非法分子は、如何にして本運動に廣汎なる大衆を動員し且その指導権を把握するか」に付屢次協議を重ねつゝある模様なるが、一方日本共産黨關西地方委員會は「日本に於ける民衆戦線の爲に」ファッシュト教人に對する日本民衆戦線の爲に」と題する文書を配付して宣傳に努め、又京都地方に於ける全評内非法分子は「全評、市従、東交等の諸團體を解體し組合員は一メンバーとして社大黨若くは全日本労働組合同盟に潜入して反ファッシュト人民戦線を強化する」方針を採り、全評京都維新労働組合の中心分子を使喚して六月二十五日之を解體し京都友仙職工組合に合流すべき

旨提唱せしめたり。

(二) 新興佛教青年同盟 新興佛教青年同盟は「人民戦線運動は頓落しつゝある資本主義防衛のファッシュト化運動に對して民衆の自由と幸福とを確保せんとする反ファッシュトの戦線統一運動である」(機關紙六月十五日一九二號)となし六月二十日「人民戦線と佛教」の題下に研究会を開催し、「人民戦線運動は平和と自由とを欲求する人類の良心が矛盾せる資本主義社會に對する抗議の運動にして、之への参加は苟くも社會的良心に目醒めたる人々の當然の義務である」と強調し、全國支部に其の宣傳指令を發することを申合せたり。

(三) 勞農無産協議會 加藤勘十を中心とする勞農無産協議會は「我國に廣汎なる反ファッシュト人民戦線結成の爲の推進力たらん」ことを期し、七月三日新結成聲明書を發表したるが、其の運動方針は、「無産階級の政治戦線、勤勞大衆の積極的進出に鋼鐵の如き組織と訓練を與へ、之を一定の階級的方面に統一指導すると共に社大黨より門戸を閉鎖されたる無産團體並未組織大衆を組織化し」更に「社大黨をして其の閉鎖せる門戸を解放して人民戦線運動の主要的勢力たるに必要な條件を具へしむることに努力する」を以て當面の任務となせり。

而して加藤勘十は其の後議會報告演説會に於て「ファッシュト反對人民戦線確立へ」なるスローガンを掲げ、又七月三十日には、同協議會のメンバー中心となりて人民戦線に關する懇談會を新宿白十字に於て開催したるが、約七十名参加したる事實あり。又目下擾亂中のスペイン革命に對し所謂人民戦線派たる現政府を支援すべく近く創刊豫定の大衆的機關紙「勞農無産新聞」に於て、スペイン革命の状況を説明し一般大衆の批判を求め、人民戦線派たる現政府を支持する投書を要請し、之を一括して駐日スペイン公使館に持参し、日本の勞働者農民一般勤勞大衆はスペイン現政府を支持しつゝあることの意味表示を

なすべく計畫し、本運動の展開に依つて國際連帯性を宣傳し且自派の人民戦線運動の發展擴大に資せんとし夫々準備策をなしたるが、本運動は歐洲政局に異常の紛亂を惹起しつゝあるスペイン革命の一方を支援せんとするものにして國交を阻害する虞あるを以て警視廳に於て之を中止せしめたり。

(四) 在大阪獨身俱樂部 大阪市従、自從、全評、全水、大消等の極左分子に依り構成しつゝある大阪獨身俱樂部に於ては六月二十二日極秘裡に會合し、「人民戦線運動を如何に組織するか」を中心として協議せり。其の結果、社大黨の内部に這入りて反ファツシヨ鬭争を行ひ人民戦線の擴大を計るべしとの意見多数を占めたるが、尙大阪地方勞農無産團體協議會の決定を俟ちて再検討することを申合せたり。

(五) 大阪地方勞農無産團體協議會 本會は反ファツシヨ人民戦線確立の爲、社大黨と如何なる形體に於て運動すべきかに付屢次協議を重ねつゝありたるが、七月二十三日及同二十五日の協議會に於て「社大黨に對し全的に門戸を解放すべき旨即時交渉をなすこと」及「之が目的達成の爲近畿地方に於ける社大黨外の全勞農無産團體に對し懇談會を提唱し之が統一を計ること」等の決議をなしたるが、同二十七日付社大黨大阪府聯宛全的門戸解放要請書を手交し、又之が目的達成の爲には社大黨内部に這入り鬭争するが效果的なりとの見解の下に右協議會の各組合代表八名は七月二十九日社大黨大阪府聯代表四名と會見し正式入黨を申込みたり。

(六) 其の他の團體 以上の外、在神戸の文化團體金星社は文學運動に依り人民戦線に寄與すべきことを宣傳し(機關紙閃光)六月號)又北日本農民組合は八月下旬の大會に「反ファツシヨ人民戦線統一」なるスローガンを採用することに決定せり。

五、所謂人民戦線運動に對する社會大衆黨の態度

前述の如く各團體は社會大衆黨を本運動に合流せしむることを以て當面の主要活動となしつゝあるが社大黨本部に於ては我國に於ける人民戦線論に二個の型式ありとなし、其の何れにも反對せり。即ち其の一は「階級戦線に於ける敗北主義者、分裂主義者たる勞農派の自己救済的人民戦線論にして、之等一派は社大黨の我國に於ける反ファツシヨ鬭争の防波堤たることに目を覆ひ、其の分裂策動を不斷に繼續し來れるものなり」との理由を以て之に反對し、又其の二は「自ら階級戦線に投じて直接ファツシヨと闘ふ氣力なき自由主義的評論家に依る人民戦線論にして、反ファツシヨの爲一時反資本主義鬭争を保留し「憲法擁護」を唱ふるものなり。而して此の一派はファツシヨこそ資本主義の最高型態たることを知らず、又軍部及新官僚のみならず既成政黨がファツシヨに變質され動員されつゝある事實を忘れて、人民戦線を唱ふるものにして、寧ろ其は憲法擁護の美名に隠れ既成政黨を再び跋扈せしむるものなり」との理由を以て之に反對せり。而して社大黨は黨の擴大強化を通じ組合會議、日本組織農民大衆、市民團體の組織勢力を中心とし「大衆増税絶對反對」「國民生活安定」「重要産業の社會化」への鬭争に廣汎なる勤勞國民大衆を動員することこそ當面の「人民戦線」なりとなせり。(七月二十五日付「社會大衆新聞」)

尙社會大衆黨各府縣聯の本運動に對する態度を観るに其の概況次の如し。

(一) 社大黨京都府聯の態度 社大黨京都府聯に在りては、七月十五日定例常任委員會を開催し「戦線統一問題に關する件」を協議せるが、「勞農無産協議會の人民戦線運動は如何に表面的左翼言辭を弄すと雖も、我國無産單一戦線を破壊し支配階級に奉仕するものに外ならず」とし、人民戦線運動には反對の意を表明し、又社大黨大阪府聯の提唱せんとしてゐる「大衆戦線の樹立」は如何なる意味なりや不明なるも「共產主義者を包含する戦線統一なるに於ては吾々は斷乎として之にも反對せざるべからず」と稱しつゝあり。

(二) 社大黨大阪府連の態度 七月六日開催の大阪府連常任委員会に於て七月十六日の社会大衆黨西日本代表者會議に「大衆戦線確立の件」なる議案を提出することに決定し、代表者會議當日は場内に「大衆戦線確立」なるスローガンを掲げたるが、「大衆戦線確立」に關し同府連橋本繁夫は、「反ファツシヨ戦線統一は我々に課せられたる歴史的任務なる」を以て「此際如何なる人も無産階級を分裂せしむるが如きことは斷乎排撃せざるべからず」と稱し、「社会大衆黨は門戸を開放して何時にても反ファツシヨ勢力を傘下に糾合し共同戦線を張るの準備を持つものなり」と稱せり。

尙前述の大阪勞農無産團體協議會より八名の入黨申込ありたるに對しては、七月二十九日の常任委員会に於て協議の結果、七名の特別委員を擧げ調査研究せしめて決定することとせり。

(三) 社大黨宮城縣連の態度 社大黨宮城縣連書記長大川修造は、七月三十日付の「社大黨縣連ニュース」に於て「我國に於ても所謂極左又は其の亞流により人民戦線の問題が提議されつゝあるが、フランスと我國の無産戦線の現状は非常なる相違あり日本に於ては此の運動は發展性なし」と稱し、反對の態度を表明せり。

(四) 社大黨埼玉縣連の態度 社大黨埼玉縣連常任書記荻島三郎は七月三日勞農無産協議會が結成せられたるに關し、「政治的立場を作る準備工作として加藤勘十一派の結成したる無産勞農協議會に對しては目下躍進途上に在る我黨は今更共同行動を採るの必要なし」との意旨を洩せり。

(五) 社大黨奈良縣支部聯合會の態度 社大黨奈良縣支部聯合會は七月十九日の議會報告演說會に於て「反ファツシヨ大衆戦線確立」のスローガンを掲げたり。

(六) 社大黨岡山縣支部聯合會結成準備委員會の態度 本委員會は五月二十四日當面の闘争題目に關し協議の結果「反ファツ

シヨ人民戦線確立の爲闘争する」ことを決定し、又七月十一日の社大黨岡山支部結成大會に於ては「反ファツシヨ人民戦線樹立」なるスローガンを掲げたるが、尙當日全國水平社岡山縣聯合會、在岡山労働者エスベランチスト、岡山消費組合劇團青年舞臺、全農岡山縣連青年部は右大會に對し祝詞メツセーヂ等を以て明白に人民戦線運動を提唱し或は贊成の意を表したり。

入國、居住、送還關係

官取	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地						
警視廳	江蘇省上海 向島區吾場町西四丁目 理髮營業 周 登 三六 江蘇省儀徵縣 東區龜戶町七丁目 理髮營業 戴 寶 二九	昭和十年三月神戸に渡來、九月明治大學に入學十二月退學せる處本國よりの送金社經營せる爲め五月以降明大生盧興外七名より八回に亘りて書籍三十八冊餘のものも起訴猶豫となれり	周は大正十一年七月神戸に渡來、横濱を経て同十五年上京轉々就働せるもの、戴は大正十二年三月神戸に渡來、昭和二年二月上京轉々就働せるものなる處兩名は四月二十五日より一兩日同國人二名と共に向島區寺島町麻雀俱樂部岳興志方に於て麻雀賭博せるを檢擧せられ六月八日夫々罰金五十圓及四十圓に處せられしもの兩名共常習者にして各前科一犯を有す	犯罪	六月十八日、横濱淺間丸上海	取接	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
江蘇省無錫縣	神田區神保町一丁目芦原方 無學籍 顧 鳴 二六	昭和十年七月神戸に渡來、料理職に従事し後自ら飲食店を營業せるが、昭和十年九月より十二月に亘るの間日支人七、八名と共に謀し神戸力商店其の他より金地金十九貫餘を買入れて上海に密輸し四百五十圓を利得したるを檢擧本年三月十八日懲役四月に處せられ六月二十六日滿期出所せるもの	大正十五年七月神戸に渡來、料理職に従事し後自ら飲食店を營業せるが、昭和十年九月より十二月に亘るの間日支人七、八名と共に謀し神戸力商店其の他より金地金十九貫餘を買入れて上海に密輸し四百五十圓を利得したるを檢擧本年三月十八日懲役四月に處せられ六月二十六日滿期出所せるもの	犯罪	六月二十九日、横濱阿蘇丸上海	江蘇省無錫縣	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
浙江瑞安縣	城東區大島町七丁目徐培柱 人夫 李 永 五二	大正十五年七月神戸に渡來、同年八月上京人夫となり轉々運搬労働に従事するもの	大正十五年七月神戸に渡來、同年八月上京人夫となり轉々運搬労働に従事するもの	無許可労働並要救護の虞	六月二十三日、横濱筑波丸上海	浙江瑞安縣	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
本籍同右	住所同右 人夫 張 日 三一	大正十五年十二月山口行商と稱し神戸に渡來直に上京人夫となり運搬労働に従事しつゝ轉々中のもの	大正十五年十二月山口行商と稱し神戸に渡來直に上京人夫となり運搬労働に従事しつゝ轉々中のもの	同右	同右	本籍同右	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
江蘇省泗陽縣	下谷區池ノ端七軒町益水方 無職 吳 春 二五	昭和十年一月神戸に渡來、洋書を研究中の處日本語個人教授を受けるべく、治安維持法違反刑の執行猶豫中の小野富子(二五年)と接近するや之を誘惑して同棲するに至れるが、尙他の邦人婦女とも醜關係ある等素行不良なるのみならず、反日、共產主義思想を抱持し本國同志と連絡して宣傳に従事する虞あり	昭和十年一月神戸に渡來、洋書を研究中の處日本語個人教授を受けるべく、治安維持法違反刑の執行猶豫中の小野富子(二五年)と接近するや之を誘惑して同棲するに至れるが、尙他の邦人婦女とも醜關係ある等素行不良なるのみならず、反日、共產主義思想を抱持し本國同志と連絡して宣傳に従事する虞あり	素行不良並反日 共產主義者	同右	江蘇省泗陽縣	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
江蘇省揚州府	京都市伏見區毛利橋通西町 徐寶山方見區毛利橋通西町 理髮職 居 金 三八 妻及子供二	大正十三年十二月渡來京都名古屋及大阪等轉々就働し昭和三年十月歸國、昭和六年四月本國に於て管轄朝なる者の甥管鶴和が京都府より下付せられたる理髮從業許可證を貰受け、管鶴和と偽名渡來京都府下を轉々他人に雇はれ就働せるもの	大正十三年十二月渡來京都名古屋及大阪等轉々就働し昭和三年十月歸國、昭和六年四月本國に於て管轄朝なる者の甥管鶴和が京都府より下付せられたる理髮從業許可證を貰受け、管鶴和と偽名渡來京都府下を轉々他人に雇はれ就働せるもの	不正入國並無許可労働	六月十八日、神戸生駒丸上海	江蘇省揚州府	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
浙江省	住所不定 日傭人夫 范 寶 三八	大正十三年名古屋に渡來、四ヶ年行商に従事したる後大阪に轉入せるも、僅少の商品以外所持金皆無、木賃宿を轉々中のもの	大正十三年名古屋に渡來、四ヶ年行商に従事したる後大阪に轉入せるも、僅少の商品以外所持金皆無、木賃宿を轉々中のもの	要救護の虞	六月九日、大阪筑波丸上海	浙江省	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
浙江省青田縣	南河内郡大草村中橋紡績工場 職工 陳 三三	大正十年二月門司渡來、名古屋市御器所町にて日傭人夫に従事、昨年九月大阪府に轉入雇書に於て職工に従事なりしもの、内妻千葉縣長生郡白濁村横塚ナツ(二一)及女兒を有せり	大正十年二月門司渡來、名古屋市御器所町にて日傭人夫に従事、昨年九月大阪府に轉入雇書に於て職工に従事なりしもの、内妻千葉縣長生郡白濁村横塚ナツ(二一)及女兒を有せり	無許可労働	六月十一日、神戸鹿兒島丸上海	浙江省青田縣	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地

入國、居住、送還關係

官取	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地						
警視廳	江蘇省上海 向島區吾場町西四丁目 理髮營業 周 登 三六 江蘇省儀徵縣 東區龜戶町七丁目 理髮營業 戴 寶 二九	昭和十年三月神戸に渡來、九月明治大學に入學十二月退學せる處本國よりの送金社經營せる爲め五月以降明大生盧興外七名より八回に亘りて書籍三十八冊餘のものも起訴猶豫となれり	周は大正十一年七月神戸に渡來、横濱を経て同十五年上京轉々就働せるもの、戴は大正十二年三月神戸に渡來、昭和二年二月上京轉々就働せるものなる處兩名は四月二十五日より一兩日同國人二名と共に向島區寺島町麻雀俱樂部岳興志方に於て麻雀賭博せるを檢擧せられ六月八日夫々罰金五十圓及四十圓に處せられしもの兩名共常習者にして各前科一犯を有す	犯罪	六月十八日、横濱淺間丸上海	取接	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
江蘇省無錫縣	神田區神保町一丁目芦原方 無學籍 顧 鳴 二六	昭和十年七月神戸に渡來、料理職に従事し後自ら飲食店を營業せるが、昭和十年九月より十二月に亘るの間日支人七、八名と共に謀し神戸力商店其の他より金地金十九貫餘を買入れて上海に密輸し四百五十圓を利得したるを檢擧本年三月十八日懲役四月に處せられ六月二十六日滿期出所せるもの	大正十五年七月神戸に渡來、料理職に従事し後自ら飲食店を營業せるが、昭和十年九月より十二月に亘るの間日支人七、八名と共に謀し神戸力商店其の他より金地金十九貫餘を買入れて上海に密輸し四百五十圓を利得したるを檢擧本年三月十八日懲役四月に處せられ六月二十六日滿期出所せるもの	犯罪	六月二十九日、横濱阿蘇丸上海	江蘇省無錫縣	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
浙江瑞安縣	城東區大島町七丁目徐培柱 人夫 李 永 五二	大正十五年七月神戸に渡來、同年八月上京人夫となり轉々運搬労働に従事するもの	大正十五年七月神戸に渡來、同年八月上京人夫となり轉々運搬労働に従事するもの	無許可労働並要救護の虞	六月二十三日、横濱筑波丸上海	浙江瑞安縣	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
本籍同右	住所同右 人夫 張 日 三一	大正十五年十二月山口行商と稱し神戸に渡來直に上京人夫となり運搬労働に従事しつゝ轉々中のもの	大正十五年十二月山口行商と稱し神戸に渡來直に上京人夫となり運搬労働に従事しつゝ轉々中のもの	同右	同右	本籍同右	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
江蘇省泗陽縣	下谷區池ノ端七軒町益水方 無職 吳 春 二五	昭和十年一月神戸に渡來、洋書を研究中の處日本語個人教授を受けるべく、治安維持法違反刑の執行猶豫中の小野富子(二五年)と接近するや之を誘惑して同棲するに至れるが、尙他の邦人婦女とも醜關係ある等素行不良なるのみならず、反日、共產主義思想を抱持し本國同志と連絡して宣傳に従事する虞あり	昭和十年一月神戸に渡來、洋書を研究中の處日本語個人教授を受けるべく、治安維持法違反刑の執行猶豫中の小野富子(二五年)と接近するや之を誘惑して同棲するに至れるが、尙他の邦人婦女とも醜關係ある等素行不良なるのみならず、反日、共產主義思想を抱持し本國同志と連絡して宣傳に従事する虞あり	素行不良並反日 共產主義者	同右	江蘇省泗陽縣	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
江蘇省揚州府	京都市伏見區毛利橋通西町 徐寶山方見區毛利橋通西町 理髮職 居 金 三八 妻及子供二	大正十三年十二月渡來京都名古屋及大阪等轉々就働し昭和三年十月歸國、昭和六年四月本國に於て管轄朝なる者の甥管鶴和が京都府より下付せられたる理髮從業許可證を貰受け、管鶴和と偽名渡來京都府下を轉々他人に雇はれ就働せるもの	大正十三年十二月渡來京都名古屋及大阪等轉々就働し昭和三年十月歸國、昭和六年四月本國に於て管轄朝なる者の甥管鶴和が京都府より下付せられたる理髮從業許可證を貰受け、管鶴和と偽名渡來京都府下を轉々他人に雇はれ就働せるもの	不正入國並無許可労働	六月十八日、神戸生駒丸上海	江蘇省揚州府	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
浙江省	住所不定 日傭人夫 范 寶 三八	大正十三年名古屋に渡來、四ヶ年行商に従事したる後大阪に轉入せるも、僅少の商品以外所持金皆無、木賃宿を轉々中のもの	大正十三年名古屋に渡來、四ヶ年行商に従事したる後大阪に轉入せるも、僅少の商品以外所持金皆無、木賃宿を轉々中のもの	要救護の虞	六月九日、大阪筑波丸上海	浙江省	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地
浙江省青田縣	南河内郡大草村中橋紡績工場 職工 陳 三三	大正十年二月門司渡來、名古屋市御器所町にて日傭人夫に従事、昨年九月大阪府に轉入雇書に於て職工に従事なりしもの、内妻千葉縣長生郡白濁村横塚ナツ(二一)及女兒を有せり	大正十年二月門司渡來、名古屋市御器所町にて日傭人夫に従事、昨年九月大阪府に轉入雇書に於て職工に従事なりしもの、内妻千葉縣長生郡白濁村横塚ナツ(二一)及女兒を有せり	無許可労働	六月十一日、神戸鹿兒島丸上海	浙江省青田縣	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡	來	後	の	経	歴	送	還	事	由	送	還	月	日	出	帆	地

視察人物	日時及場所	視察内容	備考
駐日佛國大使館付武官 陸軍中佐 シー・エー・マスト	一日 久留米戰車第一聯隊 四日 陸軍豐橋教導學校	全般 騎兵科の編成設備等	特異の質問なし 同右
駐日佛國大使館付武官 航空兵少佐 エム・ブルイエール	五月二十七日 三菱重工業名古屋航空機製作所	第二工場風洞試験場、木工場、鍛冶工場、調質工場等	相當質問あり適宜回答 同右
駐日獨逸大使館付武官 砲兵大佐 イー・オット	十三日 大阪工廠 十五日 八日市飛行第三聯隊 十六日 名古屋工廠千種兵器製造所	火砲製造所、鐵材製造所 隊内、格納庫及作業場等 秘密箇所を除く全工場	特異の質問なし 同右
駐日獨逸大使館付武官 海軍大佐 ピー・ダブルユー・ウエネツケル	十一日 浦賀船渠會社工場 十六日 軍需工場日本光學會社大井工場	機械、鑄造、電氣各工場 レンズ研磨工場、潛望鏡工場の一部	職工數其他質問適宜回答 同右

三、國情調査容疑照會調 (昭和十一年六月中)

照會月日	照會者	被照會者	照會内容	申報府縣	摘	要
五、日不詳	白耳義國 アントワーブ、チユーリターシ ヨフストラト街三九 ダブルユー・フリーベルツ	横濱商工會議所	ガスマスクの製造工場の所在地等	神奈川	不回答	不回答
六、日不詳	葡萄牙國 リスボン市ルアダプラタ九八ノ一號 アノノセハ會社	東京商工會議所	航空機用爆彈外皮、同機機筒外皮、同機機筒外皮、防音マスク、ガス保護器の構造等 の軍需品製造會社の所在地名稱等	警視廳	不回答	不回答

社會運動の國際的連絡關係

邦文左翼出版物の送付者は殆んど北米方面に限定せられたる感ありしが、最近に至り佛蘭西、白耳義、智恵古等よりも送付し來るに至れり、本年六月中に於ける重要な事例を舉示すれば次の如し。

發見月日	發送者	送付先	事	例
六、六	在米國際通信社	社大黨廣島支部書記長	「明明日本の爲に」(昭和ソウシヨ新報第三號)	
六、八	桑港に於て何者かが船員室に投入	伏木港入港の英國汽船ブライト・スター號内にて發見	一、海上通信(シヤトル市海上通信社發行一月三十日附第十二號)一部 二、同紙(二月二十九日附第十三號)一部 三、同紙(第三卷第二號特別附録)「軍部は大家の味方か」と題するもの一部	
六、一〇	在紐育國際通信社	本邦各種労働團體、農民組合宛	「日本の労働組合農民組合内の職團的労働者農民に與ふ、共產黨の統一強化擴大に參加せよ」(國際通信パンフレット第五號)	
六月上旬	白耳義フラツセル市、労働者及社會主義者インタナショナル書記局	神田區神保町、全國労働組合自由聯合會	政治因狀態通信	
六月上旬	巴里市ジュニール街、國際平和闘士同盟	神田區神保町、全國労働組合自由聯合會	國際平和闘士同盟機關誌週刊佛文「ル・パラージュ」	
六月上旬	智恵古スロダアキア國ブライグ市、石版寫眞製版凸版從業員組合	神田區神保町、全國労働組合自由聯合會	石版寫眞製版凸版從業員組合機關誌「グラフィシエール」トシヤウ(一九三六年二月二十八日附第十三卷第二號)	
六月中旬	佛國リモンジュ市、佛國革命的サンヂカリスト總同盟	本郷區千駄木町、延島英一外一名	佛國革命的サンヂカリスト總同盟機關誌佛文「ル・コンバ・サンヂカリスト」	
六月中旬	羅府	大阪市港區、日本海員組合大阪支部	一、「まつしぐら」に「太平洋労働者昭和十一年四月」 二、「進歩か?反動か?」(太平洋労働者昭和十一年五月)	
六月中旬	自耳義ブラツセル市、労働者及社會主義者インタナショナル書記局	神田區神保町、全國労働組合自由聯合會	労働者及社會主義者インタナショナル書記局機關誌「國際情報」	

發見月日	發送者	送付先	事
六月中旬	北米方面	警視廳管下某所	一、海上通信第十三號 二、(全的)合同に向つて(一九三六年二月發行宣傳印刷物) 三、(用意はよい)か(昭和十一年三月發行宣傳印刷物) 四、將來戦は如何に戦はれるか(國際通信一九三六年第一號)
六月下旬	白耳義ブラツセル市、労働者及社會主義者インターナショナル書記局	神田區神保町、全國労働組合自由聯合會	労働者及社會主義者インターナショナル書記局機關誌「國際情報」 婦人附録

情報其の他

一、「ゲ・ペ・ウ」密偵黃日順の逮捕

本籍	朝鮮咸鏡南道端川郡水南面
住所	ソ聯邦サンダエズ
姓名	煙秋ゲ・ペ・ウ隊密偵鮮人(女) 黃日順

當二十七年

右者ゲ・ペ・ウ隊密偵としてソ聯邦より鮮内に潜入し活動中本年五月九日滿洲國太陽村滿洲國警察署員により逮捕せられ、目下暉春憲兵隊に於て取調中の趣なるが、本名の身許、入鮮當時の状況、其他参考事項摘記すれば次の如し。
本名は大正三年露領に移住し、夫と死別後住所サンダエズ食堂雜役として就働中、本年四月煙秋ゲ・ペ・ウ隊アンドレー

の謀者となり、四月十三日「セルソツイエト」會長より鮮内派遣謀者として活動すべきことを命ぜられ一旦は拒絶せるも、ゲ・ペ・ウの壓迫にあひ、之を承諾、十四日サンダエズを出發し、警備船に便乗ボセット港に上陸、ゲ・ペ・ウ差廻しの自動車にて煙秋ゲ・ペ・ウ隊員宿舎に到着せり。

同所に於てゲ・ペ・ウより入鮮後の注意竝に調査項目に付詳細なる指示を受け、出發に先立ち十三日間に互り密偵としての訓練を受け、五月二日愈、鮮服に著替へ、煙秋出發、長嶺子ゲ・ペ・ウ隊を経て暗夜を利用し越境入鮮せり。

羅津、雄基に於ては、斷髮を「カモチ」にてカモフラージュし巧みに官憲の目を遁れ、主として兩港の埠頭(未完成、又は豫定埠頭を含む)の築造材料、延長、幅員、海水と比高、鐵道引込線の状況、道路網、倉庫、格納貨物の種類、數量、埠頭労働者數、國籍男女別、兩港に於ける軍隊駐屯部隊、兵種人員兵舎の位置等調査すべく努めたるも、服裝の相違、地理不案内等の外鮮人より怪まるゝの虞ありしを以て何等調査を爲さず歸露の途中逮捕せられたるものゝ如し。

尙同人が入鮮に際しゲ・ペ・ウより受けたる注意事項を舉示すれば

- (イ) 滿、鮮官憲より不審尋問を受けたる場合は滿領大河田に居住し行衛不明の夫捜査のため來れりと答へ、密偵なることは絶対に口外すべからず。
- (ロ) 停車場、渡船場、列車内等多數人の集合しある場所に於て相手より話掛けらるゝ前、現況に適應せる問を發し、一般住民に怪まれざる様注意のこと。
- (ハ) 宿泊、晝食等は旅館は避け場末の鮮人民家に於て爲すべし。
- (ニ) 埠頭、建築物は目測、歩測により記憶すること。

(二) ソ聯邦通商代表部員所持の邦字赤化宣傳パンフレット

大正十四年十二月通商代表部法律顧問として渡來、去る六月十五日賜暇のため歸國せる猶太系ソ聯邦人アルカディ・ベツタマンは、共產主義邦字宣傳パンフレット

(一) 前 哨 一九三五年六月十五日文學出版本部代表者B第五〇九號

(二) 三日兵 一九三五年三月二日文學出版本部代表者B第九四一〇〇號

(三) 縦 死 一九三五年莫斯科外國労働者出版所發行

部 署 八 右 同

の四種を所持し居りたるが、該パンフレットは何れもエヌ、ア、ネフスキー教授(身許後記)編纂の和露註釋書を添付しありたり。

而して該出版物廣告欄には姉妹編として

軍需工場 澤 本 鶴 二

白 い 壁 本 庄 陸 男

工 場 へ 加 賀 秋 二

三百十五日 小林多喜二

黒島傳治集 黒 島 傳 治

の五種も邦人主義者宣傳用として莫斯科に於て出版せる旨の廣告あり。之等印刷物は何れも反戦思想宣傳文にして、その新

刊なると、滿洲國派遣日本兵士を材題とせる等の點より、その資料は恐らく日本より送附され、在莫斯科土方與志、佐野破等により編纂せられしものと思料せらる。

前記、ネフスキーの略歴——本名は本邦在住中小樽高商、大阪外語等に露語教師たりしことあり、邦人萬谷イソと結婚、昭和五年頃歸國、目下レーニンングラード東洋學院日本語教授として勤務中なり。

佐々木属

嚴
秘

特高外事月報

昭和十一年七月分

内務省警保局保安課

凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要な關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特 高 關 係

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、政黨運動
- 一、勞働運動
- 一、農民運動
- 一、商工運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、宗教運動
- 一、無政府主義運動
- 一、其の他の運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、其の他

外 事 關 係

- 一、入國、居住、送還
- 一、社會運動の國際的連絡關係
- 一、外謀取締關係
- 一、情報其の他

特高關係

(運動狀況)

一、概説……………一

二、共產主義運動の狀況……………五

一、警視廳に於ける極左一派の檢舉取調狀況……………一三

二、日本共產黨關西地方委員会の狀況……………一四

三、日本労働組合全國協議會の運動狀況……………一七

四、日本労働救済會準備會の運動狀況……………一七

五、プロレタリア文化運動の狀況……………一七

一、國家(農本)主義運動の狀況……………一九

一、叛亂事件審理狀況(其の四)……………一九

二、相澤元中佐に對する死刑執行……………四六

三、統天熟一派の不穩計畫事件判決……………四七

四、巴團の檢舉狀況……………四八

五、商大教授の不穩文書法違反……………五〇

六、核心社の解散……………五一

七、全日本護國聯盟の解散……………五一

八、又新俱樂部の結成(北斗俱樂部の改組)……………五三

九、國家主義團體の戰線統一運動……………五五

一、政黨運動の狀況……………六七

一、新日本國民同盟の情勢……………六七

二、愛國政治同盟の情勢……………七三

三、大日本生産黨の情勢……………七五

四、立憲修正會の情勢……………八二

五、社會大眾黨の情勢……………八三

一、労働運動の狀況……………九六

一、労働無産協議會再結成等の狀況と關係労働團體の動靜……………九六

二、海上三労働團體の待遇改善運動狀況……………一一一

三、日本産業軍全國代表者會議狀況……………一一五

四、愛國労働組合全國懇話會の情勢……………一一六

五、交總常任委員會狀況……………一一八

六、日本産業労働俱樂部産勞政治研究會結社届出……………一一九

七、通信従業員聯盟の動靜並に第二回大會の狀況……………一二九

八、通信従業員會同盟の動靜並に第二回大會の狀況……………一二三

九、通信事業擁護聯盟の結成狀況……………一二五

〔附〕昭和十一年前半期に於ける労働爭議の概況……………一二九

(二)X(一)労働爭議發生件數調表……………一三〇

労働爭議發生月別表……………一三四

一、農民運動の狀況……………四〇

一、全國農民組合の情勢……………四〇

二、全農(全會)福佐聯合會の總本部復歸……………四三

三、農村關係諸團體の運動……………四五

一、商工運動の狀況……………四九

一、全國實業團體聯合會の運動……………四九

二、日本商工會議所の運動……………四九

一、朝鮮人運動の狀況……………五〇

一、最近に於ける朝鮮人融和親睦團體の動向……………五〇

二、朝鮮人の不正渡航斡旋者の取締……………五一

三、在支不逞鮮人の近況(其の四)……………五二

四、朝鮮人の内地出入狀況……………五五

(三)X(三)労働爭議業態別表……………一三四

(四)X(三)同盟罷業工場閉鎖要求事項調表……………一三六

(五)X(三)同盟罷業工場閉鎖に對する労働團體關與調……………一三八

(六)X(三)労働爭議に伴ふ犯罪檢舉調……………一三八

一、宗教運動の狀況……………一五六

一、大本事件の狀況(其の六)……………一五六

二、大日本神明會主の檢舉……………一六一

三、既成宗團の所謂「邪教排撃」運動の狀況……………一六三

(雜 錄)

一、特高關係主要機關紙發行狀況……………一六九

一、運動日誌……………一七〇

(研究資料)

一、國家(農本)主義運動……………一七五

一、愛國労働農民新聞(創刊號)……………一七五

一、政黨運動……………一七五

一、新日本國民同盟擴大中央常任總務委員會に於ける運動方針草案……………一七七

一、労働運動……………一七三

一、政治闘争強化に關する件草案(日本労働組合全國評議會)……………一八三

外事關係

一、概説……………一八九

一、入國、居住、送還關係……………一九〇

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………一九〇

二、中國人(滿洲國人)送還調……………一九一

一、外謀取締關係……………一九六

一、情報蒐集方法の新事例……………一九六

二、「エス」語に依る國情調査容疑照會……………一九七

三、國情調査容疑照會……………一九八

一、社會運動の國際的連絡關係……………一九八

一、後援者	一六六
二、中野人	一六六
三、大隈	一六六
四、大隈	一六六
五、大隈	一六六
六、大隈	一六六
七、大隈	一六六
八、大隈	一六六
九、大隈	一六六
十、大隈	一六六

代事関係

一、代事関係	一六六
二、代事関係	一六六
三、代事関係	一六六
四、代事関係	一六六
五、代事関係	一六六
六、代事関係	一六六
七、代事関係	一六六
八、代事関係	一六六
九、代事関係	一六六
十、代事関係	一六六
十一、代事関係	一六六
十二、代事関係	一六六
十三、代事関係	一六六
十四、代事関係	一六六
十五、代事関係	一六六
十六、代事関係	一六六
十七、代事関係	一六六
十八、代事関係	一六六
十九、代事関係	一六六
二十、代事関係	一六六

特高関係

運動状況

概説

帝都叛亂事件に對する東京軍法會議の判決、戒嚴解止、肅軍を趣旨とする陸軍の定期異動等は各種社會運動の動向に重大なる影響を及ぼす所なるを以て其の處斷と結果の如何は各方面より特別の關心を以て注目せられたる所なるが、七月三日には相澤元中佐に對する死刑の執行あり、七月五日には叛亂部隊参加の元軍人及常人一二三名に對し判決行はるゝ事となりたり。同判決は首魁及謀議參與並群集指揮者たりし元將校及常人二十二名には死刑又は無期禁錮等極めて峻嚴なる處斷行はれたるに反し、下士官兵に對しては其の大半に無罪又は刑の執行猶豫となりて即日釋放せられたり。而して死刑の判決ありたる十七名中村中、磯部を除く十五名は十二日朝陸軍衛戍刑務所に於て死刑執行せられ次いで十八日より戒嚴解止の旨七月十七日勅令の公布を見たり。更に同二十九日には叛亂事件と最も密接なる關係ありたる山口大尉以下六名に對しても判決言渡あり。斯くて肅軍の意味を含みたる八月定期異動は七月二十七日其の内命を發せられたるやにて其の結果待命又は豫備役編入者中には建川、小畑、持永、平野、橋本、佐野等諸將星あり、之等退役軍人等將來の動向は政治的にも相當注目さることとなりたり。

敘上叛亂事件及相澤事件の措置並に所謂肅軍異動に對する民心の一般的意嚮は、大部分當局苦心の結實なりとして好評賞讃を博しつゝあるに不拘一部の右翼分子等にありては、深刻なる憤懣を以て之を批難する者ありて、之等の分子は戒嚴解止

を契機として夫々運動方針に基き策動しつゝありて決して樂觀を許さざる情勢にあり。

共産黨關西地方委員會は七月中旬民衆戰線、反ファツシヨ統一戰線等に關するパンフレットを發行し全国各地の左翼分子に配布する所あり、又七月中東京、京都及福岡縣下に組織せられたるプロレタリア文化團體は八團體に及べり。警視廳にありては六月下旬以來其の中心的策動體「コム、アカデミー」「時局新聞」等の中心分子五十餘名を檢舉し目下取調中なり。

右翼戰線統一運動は七月五日皇國農民團體關西地方準備會結成され、關東地方準備會との統合により維新政黨樹立への主體勢力を確立せんとする過程にありたる所、此間愛國勞働農民同志會(小林順一郎派)の表面的進出に伴ひ關東關西兩派互に指導權の爭奪乃至勢力抗爭感情對立等の爲め大合同の前途に暗影を投ずるに至れり。一方關東學生協議會は七月四日結成を見漸次之を全國組織に及ぼさんとするあり、又在京都洛北青年同盟の主唱に係る純正日本主義青年思想團體の結成運動行はるゝ等右翼戰線統一運動の情勢は漸く錯雜混頓たる情勢を呈するに至れり。

政黨運動の主なる動靜を見るに、新日本國民同盟は從來の獨善主義を清算し現下の社會情勢に適應すべく方向轉換を行ひ戰線統一運動に對し白紙妥協的贊意を表し聲明書を發表するあり、同同盟革正會又農民戰線統一運動に参加して本部派率制策に奔命するあり。一方愛國政治同盟は本部首腦部に對する一般同盟員の不滿の空氣表面化し荒川支部幹事長君島茂の不敬事件により俄然小池委員長以下全總務委員の辭任、代行機關の設置となり今や本同盟は内部に對する統制力を失ひたる觀あり、大日本生産黨は最近青年分子神兵隊事件關係者等中心的地位を得るに及びて俄かに活氣を呈し尊皇絶對、生命奉還、金權奉還のスローガンを掲げ皇國維新祈願祭の執行、組織方針書の發表、選舉法改正運動、朝日新聞糾弾運動等を敢行し黨勢漸く舊勢を挽回せんとしつゝあり。次に社會大衆黨にありては、七月十六日大阪に於て西日本代表者會議及西日本黨員大會、

時局批判並に議會鬭爭報告演說等を開催して一大示威を敢行し、國民大衆の支持を得て現内閣を打倒し政權獲得の政戦に上らんとする決意を表明したる外黨本部は全國的遊説計畫を樹て逐次之を實行しつゝあり。

勞働農民運動の分野にありては、勞農無産協議會は其の結成理由として標榜したる戒嚴令下に於ける政治鬭爭の自由獲得及東京府會議員選舉鬭爭の成功的遂行も豫期の成績を收め戒嚴令は解止せられたるを以て結成の意義解消したりとなし中心分子は將來の方途に關し協議を重ねたる結果、新に反ファツシヨ人民戰線樹立の推進力たらんとして恆常的政治團體を再結成し規約、綱領、當面の運動方針等を決定せり。然るに参加組合内部に於て或は「政治的野望」に基き若は「コミンテルンの指導理論を根底に置き」再結成を批難するものありて贊否區々に別れ不統制を暴露しつゝあり。日本海員組合、海員協會、新日本海員組合の三團體にありては夫々五月より海事協同會、船主協會に對し待遇改善の嘆願書を提出し折衝中、勞資間の意見相違し幾度か交渉決裂を傳へ組合側は總停船準備を爲す等罷業決行の危機を孕みたるも夫々勞資の妥協成り解決を見たり。日本産業軍は十九日全國代表者會議を開催し愛國勞働組合全國懇話會との關係及當面の運動方針、政治運動に對する態度等を表明し、愛國勞働組合全國懇話會は七月中近畿、中部に夫々地方委員會を結成し本部は全國大會開催の準備中なり。選信從業員聯盟は昨年來選信省の勞働政策に原因する指導方針問題に關し遂に一部は脱退して別個に選信從業員會同盟を結成し、更に聯盟殘留會員中に改組派、現状維持派の對立を生じ又々改組派の脱退を見る等不統制を暴露しつゝありたるが偶々今般大藏當局の昭和十二年度財政計畫中に郵便料値上益金一般會計繰入問題あるやに傳へらるゝや兩派は從來の感情乃至運動方針の相違による對立を一擲して兩團體共同の下に選信事業擁護聯盟を結成し當面せる待遇改善問題を掲げ結束を固めつゝあり。猶本年前半期に於ける勞働爭議の傾向を見るに、發生件數八七五件参加人員四三、六四九名就中同盟罷業若は工場

閉鎖を伴ひたるもの二六五件にして昨年同期間に比し七九件の減少を示す、之れ専ら非常時局の影響と認められ、其の帝都叛亂事件は特に格別影響を與へたるものとも斷じ難し、而して労働者の積極的要求の増加傾向就中賃銀増額要求其の七三%を占むること及自然發生的争議の増加競争議に伴ふ犯罪の減少は注目すべき傾向と云ふを得べし。

全國農民組合は最近未組織農民並に農村關係者等の、愛國農民戦線統一運動に對する關心高まりつゝある事實に鑑み、將來は自派陣營に迄腐蝕し來るを虞れ先づファツショ團體の排撃指令を發し或は全國的に演説會を開催して地方的組織活動の強化に努めつゝあり。一方昨年來進展を見つゝありたる全農戦線統一運動の主要問題なる全會派全農復歸問題は二十五日福佐聯合會の復歸實現により分裂前の如く統一を見るに至りたるを以て今後全農の活動は一段と強化するやに認めらる。又産業組合に於ける課税、事業制限、信用組合の監督權大藏省移管の三問題反對運動、農産物販賣統制運動及系統農會の地方活動強化運動並全國町村長會の税制改正並地方財政調整交付金制度及地方制度改正等の具體化要望運動等漸く活況を呈し來れり。

大本事件の取調は關係廳當局及檢事局の努力により、本月末迄に取調をなしたる者六九三名中起訴者五三名起訴猶豫者八五名に達し既に警察取調は大體完了するに至れり。然れども一般信者中には今尙秘かに信仰を續けつゝあるもの尠なからず、甚だしきは再び組織的再興を計らんとしたる事例あり之等に對する取締乃至轉向輔導に關しては留意を要する所なり。

最近内地在留共産主義系朝鮮人にして融和親睦團體の利用を策し以て一般組織鮮人の民族意識の誘發昂揚に努めむとする傾向濃厚となりつゝあり、又在支不逞鮮人一味にありては日蘇開戦近きにありとの豫想の下に愈々朝鮮獨立の野望を逞ふし最近益々活潑なる活動を展開しつゝあるやの狀況なるを以て内外共に愈々嚴密なる警戒を必要とする状態にあり。

共産主義運動の狀況

一、警視廳に於ける極左一派の檢舉取調狀況

最近共産主義運動擡頭の兆あり警視廳に於ては極力之が内偵に努めたる結果、「コム、アカデミー」一派、時局新聞、其他の者の策動あること判明したるを以て、先づ六月二十六日相川春喜コト矢浪久雄及櫻井武雄の兩名を秘かに檢舉して事案の取調を行ひ、續いて七月十日より關係者五十餘名を檢舉し、目下取調中なるが、現在迄に判明せる所によれば、所謂正統派共産主義學徒たる山田盛太郎、平野義太郎、小林良正等は、昭和七年春頃より共産黨中央委員野呂榮太郎等の指導下に、日本共産黨の戰略戰術を科學的理論的に研究し、同黨の實踐的活動に寄與すべく所謂「コム、アカデミー」の役割を擔當し居りたること、又此等一派の矢浪久雄、櫻井武雄等は共産黨組織の再建を目的として時局新聞、雑誌「文藝街」、「ズドン」、「現實」等の文化諸團體を指導し來りたる疑ひあり、更に一部左翼分子中には右翼分子と連絡提携して左翼運動の擡頭を企圖したる者或は家庭教師其の他の假面の生活をなしつゝ左翼運動に従事し居りたる者あること判明せるが、之等は、最近に於ける共産主義運動上極めて注目を要するものと認めらる。その狀況次の如し

(一) 講座グループ(コム、アカデミー)の運動狀況 講座グループの中心をなす山田盛太郎、平野義太郎、小林良正等は、何れも昭和五年七月共産黨シンパ事件に連座し、執行猶豫となりたるものなるが(何れも猶豫期間滿了せるもの)爾來此等分子は所謂正統派共産主義學徒として、岡田宗司、向坂逸郎、鈴木茂三郎等の所謂勞農派に對抗して、理論的抗争を續くる一方、日本資本主義發達史講座を發行し、或は日本封建制講座の發行を計畫して、共産主義の理論的解明、及其の正當性を科學的

に立證することに努むる等専ら黨の理論的問題を研究し、黨の戦略戦術に寄與すべく、ロジヤの例に倣ひ「コム、アカデミー」の役割を擔當し來りたるものにして尙最近に於ては黨の再建活動と思はしむるが如き活動ありて目下取調中なり。其の状況の如し

(1) 日本資本主義發達史講座關係 本講座は野呂榮太郎、大塚金之助、平野義太郎、山田盛太郎を編輯者として、昭和六年十二月執筆者の第一回會合をなし、爾來昭和八年九月まで岩波書店小賣部二階に於て毎週一回研究會を開催し、各自研究の結果を發表して、之に對する會同者の批判を求め、最後に黨員野呂榮太郎の斷案を経て執筆し居りたるものにして、昭和七年五月第一回配本をなし、昭和八年九月第七回配本を以て完結せるものなり。

本講座の目的とする所は、日本共産黨の戦略戦術の理論的基礎をなさんとすることにありたるものにして、最初は野呂榮太郎著「日本資本主義發達史」を中軸として、所謂二八年テーゼの線に沿ひ起述したるが、昭和七年九月所謂三二年テーゼ發表せられたる爲、爾來同テーゼの線に沿ひつつその正當性を科學的理論的に究明することに努めたる模様なり。

而して本講座は、前述の如く黨員野呂榮太郎の指導下にあり野呂が病氣其の他の關係により前記會議に出席し得ざる場合は、黨員井吸卓一が連絡者となりて講座を統制し、重要原稿に就ては野呂自ら病床に於て檢閲加筆をなし、又昭和八年一月野呂榮太郎が地下に潜入し、同年五月井吸亦警視廳に檢舉せらるるや、黨員逸見重雄之に代りて指導をなしたるものにして本講座は終始日本共産黨の指導下にありたるものなり。

(2) 日本封建制講座關係 前記日本資本主義發達史講座完了後、其の中心人物山田盛太郎、平野義太郎、小林良正等は、更に三二年テーゼの戦畧問題に對する理論付を爲さんが爲、日本封建制講座グループを組織することとし、昭和九年十二月

神田白揚社に、山田盛太郎、平野義太郎、小林良正、服部之聰、山田勝次郎、矢浪久雄の六名集合し、研究題目、及執筆者を嚴選決定し、爾來昭和十年十月頃迄、山田、平野の指導下に共同研究を遂げたる後刊行する豫定を以て、本年二月帝都叛亂事件發生まで毎週一回宛白揚社二階に執筆者グループの會合を爲し來りたるが、七月十日前記の如く檢舉せられたるものなり。而して本講座の目的任務は前記日本資本主義發達史講座と同一なることは勿論なるが、被疑者矢浪久雄は「更に日本共産黨の成立を促進せしめる氣運を作る」ことにある旨陳述し居り、又山田盛太郎、平野義太郎も大體之を承認せり。因にその目的任務に關する矢浪久雄の陳述を掲ぐれば次の如し

日本封建制講座ノ目的任務ニ關スル矢浪久雄ノ供述

現下ノ黨壇後ノ情勢ニ於テ日本共産黨ノ成立ヲ待望スル立場カラ轉向セザル共産主義的學研ヲ嚴選糾合シテ研究會ヲ開催シ、日本資本主義ノ半封建的性質ヲ歴史的二分析シ、是レヲ各項ニ別ケテ分擔執筆シ且ツ編輯刊行シテ待望スル日本共産黨ノ精成ノ場合ニ於ケル戰略戦術ノ確立ニ資シ、全國ノ革命的勞働者農民並知識分子ニ其ノ成果ヲ與ヘルコトヲ目的トシテ居マス。其ノ目的ヲ達スル爲ニ直接ニハ日本共産黨ノ戦路上最モ重要且ツ困難ナル問題アル所ノ日本資本主義ノ半封建的型制(日本型)ノ主題ヲ分析研究シ其ノ戰略ノ確立ニ資スルモノデアリマス。日本共産黨ノ戰略論ニ於テ特ニ三二年テーゼニヨツテ與ヘラレタ中心主題ハブルヂョア民主主義革命ヲプロレタリア革命ニ強行的ニ轉化スルト云フ點デアリマス。此ノブルヂョア民主主義革命カラプロレタリア革命ヘノ強行的轉化ノ基礎條件トシテハ日本ニ殘留スル半封建的要素ノ清掃特ニ土地革命ノ遂行ガ重點デアリマス。之レヲ明カニス

ルタメニハ日本農村ノ半封建的階級關係(地主的土地所有)ノ詳細ナル分析ガ必要トサレルデアリマス。既ニ此ノ問題ニ就テハ山田氏ノ「日本資本主義分析」ニ編入基抵ニ半封建的土地所有制ノ部分ヲ概要カ明カニサレテ居ルガ、更ニ夫レヲ詳細ニ分析シ以テ日本資本主義ノ日本型ノ基礎特質ヲ究明スルデアリマス(中略)。此研究發行過程ニ於テ日本共産黨ノ戰略ノ確立ニ寄與シ且ツ之レヲ大衆化スルデアリマス即チ。現在ノ情勢ニ於ケル理論ノ黨派性ノ確立ヲ身ヲ以テ行フコトヲ意味シマス。理論ノ黨派性ノ確立ト云フコトハ該理論ノ作成或發表ノ過程ニ於テ日本共産黨ノ戰略ノ確立ニ密ニ沿ヒ且ツ其ノ理論内容ニ於テ共産黨ノ戰略戦術ヲ正確ニ内含スルコトヲ意味シマス。此ノ理論ノ黨派性ヲ現在ニ於テ最大限ニ堅持シツツ具體的ニ果スコトガ即チ前ノ言葉テ言ヘバ理論ヲレーニン的段階(引上ゲルト云フコト)ニナルデアリマス。次デ間接ニハ右ノ研究的任務ノ遂行ニヨツテ講座グループノ歸趨ヲ明カニシ以テ日本共産黨ノ成立ヲ促進セシメル氣運ヲ作り又大衆的

ナ出版ニヨツテ全國ノ革命的勞働者農民知識分子ヲ轉向セシメズ
シテ黨ノ成立ヲ待望セシムベキ理論的並精神的支柱ヲ與ヘルモノ

デアリマス(下略)。

(3) 指導體結成關係 尙右講座グループメンバーたる矢浪久雄、櫻井武雄等は、本年一月頃より自ら又は他の同志を介して、學内研究會、時局新聞、雜誌「文藝街」、「ズドン」、「現實」、其他に對し策應し、指導的意見を述べ分散せる同志の糾合並各種運動を共産主義的に統一せしめんとする活動を爲しつつありて、黨再建グループの結成を思はしむる状況なるが、此の點に關しては、警視廳に於て目下取調中なり。(後述各團體の状況参照)

(二) プロレタリア文化運動の状況(プロレタリア文學運動の非合法的指導體再建活動) プロレタリア文化運動は、日本プロレタリア文化聯盟内の作家、演劇、美術の各團體が、右聯盟より脱退し自らの組織をも解體以來、之等分子は多く同人雜誌に立籠り或は他の合法團體に潜入して客觀狀勢の變化を俟たんとするやの状況にありたるが、最近に於ける左翼運動擡頭に魁けし、已に昨年の後半期以降頻に蠢動するに至れり。就中江東方面の勞働者を中心とする同人雜誌文藝街及同地方の舊キヤツプ、舊ナルブ員等に依る同人雜誌警笛は、合同して文藝街を發行し、一方その文藝街を江東方面のアチト的役割を果しつつ、ある江東讀書クラブ、江東娯樂クラブの準備機關紙として極左分子の連絡糾合に努めたる結果、淺野次郎、松尾洋、淺野辰雄、深田一二、中島正伍等の尖鋭分子を糾合したるが、之等分子は漸次非合法活動に入り又淺野次郎、同辰雄、中島正伍は別に分派として發行し居りたる雜誌「文學地帯(その後「ズドン」と改題)」を中心として文學運動の非合法的指導體の再建活動をなすに至れり。

即ち前記の淺野次郎、淺野辰雄、中島正伍の三名は昭和十年十二月下旬東京市瀧野川區所在の「ズドン社」内に秘密裡に會

合協議の結果、「文學運動の組織化を計る爲には非合法活動をも辭せざる」ことに意見一致し、更に今後の運動方針として
(一) 創作方法は組織方法と一致發展せしむること (二) 同人雜誌の統一を計り下からの組織を作ること等を申合せ此の非合法グループを「三人會」と命名せり。

爾來實踐活動として同志の糾合を目的に、本年一月十八日「作家ニ物ヲ聞クノ會」を開催して同人雜誌「全貌」責任者牧山勝治事石原守明をメンバーに獲得して之を「四人會」とし、更に本年四月中旬石田陽造事小澤要を獲得し之を「五人會」とせり、一方同人雜誌の協議會を非合法に持つべくその目標雜誌を「文藝街」、「羅針盤」、「文藝山脈」、「シユプレヒュール」、「文學實踐」、「東大春秋」、「ズドン」等に決定し策應したる結果、「羅針盤」、「文藝街」、「全貌」、「ズドン」等の獲得に成功せるが、之と氣脈を通じたる者の氏名を掲ぐれば次の如し。

淺野正文	大江滿雄	打木保	近藤とし子	足立芳一
藤田六二	畠山永之助	久保俊一	深田市藏	金井セイ
笹野徳三郎	松尾洋	藤原春雄	中神史郎	金斗鎔

而して「右協議會は文學運動の基本的(政治的)組織とし、其の外廓に文學愛好者を以て新人クラブを組織し、その中より協議會にメンバーを吸収して、その組織の強化を圖り必然的に黨結成まで進展せしむること」を企圖し「黨結成後は五人會は文學運動團體内フラクションとして活動する」の方針を以て活動し居りたるを、前記の如く本年七月十日所謂コム、アカデミー關係者と同じく檢擧せられたるが、コム、アカデミー一派との連絡關係等については目下取調中なり。

(三) 時局新聞の運動状況 (1) 組織發展の經過 雜誌「サラリーマン」の社長、長谷川國雄は五・一五事件直後の社會情

勢に刺戟せられ、勤勞者大衆の時局認識の要望に應ふるためなりとして、「合法的範圍内に於て進歩的立場に立ち國內外の政治、經濟文化等諸情勢の歪曲せられざる解説的ニュースの提供を目的」として、昭和七年八月十五日雑誌サラリーマンの五週年記念事業として「時局新聞」創刊號を發行せるが、その後之が編輯者として、清水宗兵衛なるものを入社せしむる一方、青野季吉、鈴木茂三郎、大宅壯一、赤神良讓、山崎清純等を顧問として之を發行するに至れり。

而して昭和八年十二月末よりは、更に元プロ科員坂井徳三郎、元全協長野地方オールド内山學、元コップ書記局共青フラク石田精一、元全農全會青年部長黨フラク松原宏遠等の左翼分子を相次いで入社せしめ、又編輯顧問には戸坂潤、秋田雨雀、貴司山治、新井格、江口渙等を加へ、編輯に關しては之等の顧問會議を開催して、その希望意見を聞くこととなしたる爲、その編輯方針は漸次所謂「勞働者農民勤勞者大衆に歡迎せらる、新聞たることにその重點を置く」に至り、又その具體的記事の蒐集編輯は主として坂井徳三郎、松原宏遠等の左翼分子之に當りたる爲、その主要執筆者(有料)は、石濱知行、大森義太郎、向坂逸郎、荒畑寒村、加藤勘十、布施辰治、江口渙、小岩井淨等の左翼的分子がその中心をなし、時局新聞は漸次左翼化の傾向を辿るに至れり。

更に此の間に處し、坂井徳三郎は現在發行されつつある他の進歩的新聞雑誌等の編輯方針及技術の研究の爲と稱し、「生きた新聞」(昭和十年十月時局新聞に合流)歴史科學、テアトロ等の左翼的新聞雑誌を勧誘し、昭和十年六月頃より四回に互り編輯者會議を開催して連絡を採り、一方内山學は勞働組合内に時局新聞の讀者層を開拓すべく、東交、全評、全農市従、全映、全勞、社大黨等の間を奔走し、昭和十年十月及十二月の二回に互り勞働組合代表者會議を開催して、時局新聞に對する意見を徴し或は支持を懇請して本新聞を左翼的方面に發展せしめんことを策せり。

(2) 時局新聞の目的 前述の如く、本新聞は創刊當初に於ては、特に左翼的目的を有するものにあらざりしが、前叙の經過を辿り漸次左翼新聞化し本年に入りては「マルクス主義の觀點より毎週生起する政治、經濟、社會問題等を最も平易に且つ合法的に解説して勤勞大衆の各層各階級に對し自己の日常生活に於ける諸問題をマルクス主義的立場より批判檢討し、その生活態度を決定し得べき思想的訓練を與へ、以て之を共産主義運動の實踐に立ち上る素地を作ること」にその目的を轉換し常に發禁ならざる程度に於て左翼思想の宣傳煽動に努め來れり。

就中同新聞昭和十年十月二十八日付第一二九號附録に掲載したる「勞働組合の統一に寄す」と題する村川源次の論文の如きは多少の左翼意識を有するものには、明かに黨的立場に立脚せる論文なることを窺知せしむるに充分なるものにして、又本年二月十六日付第一四八號に掲げたる「太陽の輝くまで生きやう」と題する一讀書よりの意見記事は、黨全協の再建を要望せるものなること明なるを以てその指導連絡關係及其の背後關係等については目下取調中なり。

(四) 右翼運動との連繫關係 (1) 鹿島宗二郎と國粹會幹事長蓮井繼太郎との關係 高杉三郎事 鹿島宗二郎は、昭和六年八月日本共産黨に入黨技術部B班の指導部員となり、主として資金活動に従事中檢舉せられ治安維持法違反により懲役二年執行猶豫五年の判決を受けたが、その後依然共産主義思想を放棄することなく、啓蒙雜誌「生きた新聞」の發行及神山茂夫一派の再建共産黨事件に關與して、昭和十年七月十六日檢舉せられたるものなり。然るに釋放後「日本に於ける一般大衆は、天皇制に對しては確固たる信念を抱持し居り殊に在郷軍人青年團、愛國婦人會、處女會等には、マルクス主義者若くはその臭味ある分子の言動は絶體に反響なきを以て、之等を獲得する爲には右翼的言動を以て之等に接近し、又その要求を取上げて指導するの必要あり、又此の方法に依れば從來最も苦難とされたる資金問題も容易に解決し得べし」となし、之が爲國粹

會幹事長連井繼太郎と結ぶに至れり。

而して連井とは、「左右兩翼の運動は結局天皇制の問題以外は、共に共産主義なり」と意見一致したる爲、愈々連井より資金供給を受け、右翼的假面の下に左翼運動を飛躍的に發展せしむべく策動し、又一方に於ては左翼に對する指導權をも把握すべく、前記文化團體關係の「五人會」一派を指導中なりしこと判明せるが、之等鹿島の背後關係並に指導連絡關係等に付ては目下取調中なり。

(2) チャーナリスト俱樂部の關係 本俱樂部は昭和十年四月頃、當時の函館新聞特派員大澤三郎、「事業の日本」編輯部員伊東稔、高橋經濟研究所員武藤榮一、市場經濟研究所員龍原二郎等の主唱に依り組織に著手し、同年九月「チャーナリスト」の総合的なる全般的向上並に會員相互の親睦機關たらしむる目的の下に組織したるものにして（その會員約二五〇名を算す）結成後は野田豊、島本健作等を招きて「北支問題の動向」「一つの轉機」の題下に所謂「物を聞く會」を開催する等の活動をなし來りたり。

而して本俱樂部は、その會員並顧問中には、自由主義者、共産主義者、共産主義實踐の前歴者及右翼關係者等雜多なる分子を包擁し、思想的には必らずしも統一せられたる團體には非ざるも、俱樂部主事大澤三郎は元來左翼運動に従事したることある共産主義者にしてその言動に徴する時は明かに本俱樂部を左翼的方向へ移行せしめんと努めつつある如く認めらるゝも、又一方に於ては右翼團體農林新聞社同人として右翼運動にも關係し居るを以て、此等の具體的關係、殊に左右兩翼の運動に關係せる事實については目下取調中なり。

(五) 假面の生活下に左翼運動に従事し居りたる者の關係

本年七月十日時局新聞社に張込中、同社を訪問せる家庭教師河

野登事中田榮を檢舉取調中なるが、その結果、本名は昭和六年中福岡地方の共産青年同盟再建運動に關係し、同七年十一月懲役二年の判決を受け控訴し保釋中逃走せる者なること、及同八年一月豫ねて檢舉拘束中關係ありたるモツブルと連絡し大阪に至り、更に連絡を求めて本年四月上京し、「黨再建は全然新しき出發に依る外なし」として、消費組合東交等の合法團體に接觸面を開拓すべく畫策すると共に、時局新聞に「イズベスチャ」よりソ聯事情を譯載し、左翼的啓蒙をなしつゝあること判明せるが、一方品川區西大崎町二丁目五七番地に居住し、品川第一日野小學校訓導藤澤忠之助の紹介に依り、同校五年生兒童五名の家庭教師として全く假面の生活をなし居たること判明せり。

而して右中田榮と連絡策動中なるものには畫家山田若くは齋藤、井野川事田中正夫、同内妻ふみ子事吉田綾子及著述業謙二事榎南謙一等あるが、右田中正夫は元全協一般使用人組合組織部員として執拗なる運動を繼續し來りたるものにして、昭和八年十月大阪島之内署に檢舉せられ、病氣の爲鶴橋病院入院加療中監視の際に乘じ逃走し、逃走後は直ちに上京して趣味とする寫眞繪畫を通して之亦小學兒童研究會の假面に陰れて策動中なること判明し、又吉田綾子は前記田中の逃走に際しての資金の調達其他援助同伴して上京し、爾來同棲中のものなること又著述業榎南謙一は、在郷中の同志たりし前記田中正夫の訪問を受け、左翼運動に参加方を求められ、ポストの任務を遂行中なること判明せり。而して之等の具體的運動狀況並に後關係については目下取調中なり。

二、日本共産黨關西地方委員會の状況

關西地方委員會は、本年一月の檢舉によりて一時潰滅したるが、其の後再建せられて本年五月上旬頃、パンフレット「統一戦線樹立の爲に」(三月十五日付)、を發行し、關係方面に配布したる事實あり、七月中旬、パンフレット「日本に於ける民

衆戦線の爲に」(野坂参式筆二・二六事件関係記事)、及「労働者階級の反ファッショ統一戦線の爲に」(コミンテルン第七大會デイシトロフの報告に對する討論の結語)を發行し、全国各地の左翼分子に配布したり。

三、日本労働組合全国協議会の運動状況

(一) 城南地区準備委員会関係者檢舉状況 關東地方に於ける全協残留分子中一部の者は昭和九年七月頃より全協別動隊(昭和十年一月城南地区準備委員会とす)なるものを組織し機關紙「城南ニユース」を發行して主として東京城南地区各職場の直接指導に當ると共に一方合法労働組合たる全国労働組合員の革命的意識の昂揚に努め共同して全協再建のため策動中なる旨は本誌昨年六月號に既載の通りなるが爾來警視廳當局にありて是等一派の策動に付ては内偵の結果本年四月十九日以来首謀者大山榮照外六名を檢舉せるため本組織は潰滅するに至れり。

(二) 全協再建委員会名義の檄文發行 本月十日警視廳に於て「コム・アカデミー」関係者を檢舉せること一般新聞紙上に報導せらるゝや一部左翼分子は全協再建委員会名義を以て本月十三日附にて別記の如き「コム・アカデミー事件に關する覺書」と題する檄文を發行關係方面に配布せる模様なり。

記

コムアカデミー事件に關する覺書(草稿)

プロレタリア日本労働組合全国協議会再建委員会

一九三六年七月所謂「コムアカデミー」事件として發表された黨再建運動の一種に對して吾々組織の周圍に注意すべき動向が窺取された。

それは或種の憂慮すべき現象であつた。何んとなれば労働者の

一部はこの思慮は浅いけれども善良な意金を持つて居る爲めに警視廳の第一課擴張の口實を作つた人々に同情を持つ前に白眼視しはじめたのである。この事件がかねてより黨に對して不信を表明して居た組合主義的、その他の労働者の黨に對する意見を硬化せしめたことは確である。テロルがかゝる部分にさへかくの如き効果を得つゝあることかゝる種類の出来事が支配階級の末期的壓迫と共に益々今後頻發するであらうことは労働組合内に於ける共産

主義的同志を沈黙せしめては置かない。

我が再建委員会はこの事件に關しては直接に餘りにも知る所がないけれども、如上の理由に依つて取急ぎ覺書を發表すべき必要を認めた。

A 全協再建委員会はこの事件に對して如何なる認識をもつか?

事件は黨再建運動の一種に對する彈壓と認めることが出来る。然し乍ら神山共産黨事件(一九三五年)に於いて某中心人物が自分が黨の大立物として警視廳に檢舉されたと言ふラデオのニュースを警察病院の前にある自宅に於いて聞いて居たと云ふ驚くべきカラクリは無いにしても相當のインテリキ性を認めなければならぬ。第一に警視廳が低級な興行師となつて種々な役者(人情警官極悪人等)を養成し、これ等のお芝居に對してジャリーナリズムがボスター化して居ることは最も遅れた小市民さへ知つて居るが今回の事件もその例外たり得ないのであるのみならず最近のロシア大使館スパイ事件(三月)と共にこの事件は最も内容の貧弱なる興行に屬して居る。

大使館事件に於て出入の御用商人や新聞社説(朝日、日々等の)書抜の筆耕やが一躍大スパイとなつて居た様にこゝではマルクス學者達の先輩が支配階級に虐殺された元日本共産黨員田邊道、野呂榮太郎の二同志であつたと云ふだけである、たゞ背景の二・二六と云ふ日本資本主義の最後を飾るケンランたるものであつたこと若くはその血の色はあせたがより思はずみ不穩文書取締法を始めとする悪法實施被嚴令の成果の清算新ナヨク手段の強化の時期に當つて居たことに過ぎない彼等は役付のまへ皇軍將校統

殺劇の傍役として立つて居たに過ぎない。

然しこれは單なる舞臺劇に過ぎないものであるがその一つ／＼が單なる戯畫であらうか、否!そこには我々が無視し笑ひ去る様は何事もないのだ!嚴然たる一つの事實は蓋ひ去ることは出来ないのだそれは何か?日本のプロレタリアートが農民が勤勞階級がインテリゲンチアが兵士が官公吏が轉向者が一齊に支配階級とその機構に向つて反抗し進歩的部分が日本共産黨をはじめとする一切の階級的組織の再建と強化の爲に英雄的闘争に試みつゝある現實の姿だ!コム・アカデミー事件の同志達が如何に誤謬に充ち又輕卒であつたが爲めにその事業に失敗し労働者階級の黨再建闘争に好ましからざる影響をもたらしてもマルクス、レーニン主義乃至は黨の爲めになした(黨再建の爲めになした)その献身的努力は餘す所なく評價されその失敗を憤つて餘りあるものとしてプロレタリアートの陣營から認められねばならぬ。

B 黨再建運動としての批判

今回の事件は黨再建運動乃至はその基礎工作として見る時多くの教訓を與へて居る、そも／＼日本のプロレタリアートは如何なる黨を要求して居るのであるか。公式主義者は答へるであらう如何なる黨も無い黨は一つだと然り!概念の黨は一つだ、然し労働階級はこの日本の現實に生きて呼吸する黨を要求し書物やおしやべりや神棚の「黨」に反對して居るのだ日本の大家は決して潰されない共産黨を要求して居る彼等の工場、職場、居住に於ける闘争のなかに生々と存在する前衛黨を欲してゐるのだ(これは單にプロレタリアートの聲のみでない客觀狀勢の一つ一つが日本の共産主義者にかく呼びかけて居るのだ)この聲を度外視したかどうか

はしばらく問題の外に置くとしても彼の同志達が許されたる學究、實踐を離れたる合法的理論研究を以つて自己及その組織を守り得ると思料した點は決定的な誤りである。組織を防衛するものは工場、職場闘争に基礎を置く非合法技術と闘争の擴大のみである、合法でも許可できない(今日では!)この故に今回の事件を無慈悲約言すれば労働運動の逸脱的傾向が著しく高度な理論の武器に依つて武装されて居たにも関わらず合法主義の日和見のために失敗したと云ひ得るサービス(支配階級人の)的黨再建運動はもう澤山だ!労働運動のA、B、Cも知らぬ(忘却した)英雄主義は眞ッ平だ!

「今回の事件の參拜者達は黨再建の意思もなんにもないのに寄つてたかつて黨再建運動者と命名された人達であるかも知れない——確報がない爲——もしそうだったらBの批判は當然ないであらう、然しこの一文は特にそれらの人達をのみ問題としたのではなくそれに数十倍数百倍する或る一定の(こゝに問題にした如き)同志達の運動に訴えて居るのである」

吾等は今回の事件が彼方に敵のコウカツなる腐敗役人の政策を見抜くことが出来る、敵は第二、第三のコム、アカデミー事件を準備しつゝあるのだ、第四、第五のそれを養成しつゝあるのだ、かくして先頭を弾壓することに依つてその次の無力化せしめ乍ら小出しに警察費の支出と膨張にテンポを合せながら計画的に「赤狩り」をやらうとして居る、この時に當つて我が再建委員会は全日本に於ける同志、特に黨再建の爲めに英雄の闘争を敢行せんとしてゐる(現に敢行されつゝあるも勿論)兄弟姉妹に訴へる、一兵も無駄

にするな!一錢も惜め!諸君の職場は工場職場だ!労働者の居る所だ!總べての黨再建運動は工場職場に於ける日常闘争から再出發すべきだ!諸君の職はその最も根本的な、最も困難にして忍耐を要する職に始まりかつ了るのだ!自然發生的闘争の波に乗れそしてそれを導け!決して破壊されることのない指導部隊と敵の網より廣い闘争これなくして眞の共産黨とは云へないのだ。再びでも三度でも云ふ。共産主義者にとつて職場内景闘争の遂行が國際會議での代表演説黨再建準備會合への出席、黨の街頭の活動よりも劣ると云ふ理由は何處にもないのだ!

寸断された全團の舊組織と、巨大なる新聞闘争に向つてテロルは一層荒れ狂ふであらう、テロルを絶體に防止する努力を現在の状況下になすことは意味なきことである、然し乍らその犠牲を最少限に止めその教訓を百パーセントに學び採ることは最も必要である。吾々は同志諸君に對して殆んど何物ももたらすことが出来なかつたことを深く恥じてゐる、この覺悟は多くのチュウシヨウの空論や故なき苦言に終つたかも知れない、黨再建問題に對しても同様であつた。

然し吾々に意見がないのでは決してない。吾々は出来るだけの努力を拂つて吾々の後少年も周囲の同志に話して居る、印刷もされない労働新聞の原稿が山積し既に印刷済の文書もストツクして居る、出来得れば吾々と聯絡をとりたい、そして協力されたい。それかれ多くの同志達にとつてレニソ著「何を爲すべきか?」等はこの問題に對して有益なものをもたらすであらうから再讀あらんことを希望する。

最後にこの覺悟はこれで最後のものではないと思つていただき

たい。訂正すべき點を發見したら改めて書きかへたい。そしてつと根本的に論じて見たいと欲してゐる。

一九三六・七・一三

四、日本労働教授會準備會の運動狀況

(一) 大阪東成診療所設立三週年紀念講演會の狀況 東成診療所に於ては設立三週年紀念の爲本月二十七日午後一時二十分より東成區今里新地演舞場に於て講演會並映畫の會を開催せるが、井藤與志雄、水野進、桑原康則、久保田鶴松、小岩井淨等交、立つて醫療問題の重要性、新潟縣下に於ける醫療同盟發展の顛末、大衆の協力に依る無産者醫療問題の解決、ソヴェートロシアに於ける醫療施設等に關し講演を試みる處あり、午後四時三十分終了せるが當日は勞救、大阪市電從、全評、全水共他在阪意識分子の結集を見相當の活況を呈したり。

五、プロレタリア文化運動の狀況

既に五、六月分月報に記載せる如く最近左翼陣營擡頭の氣運に乗じ各種文化團體の結成を見つゝあるが、更に七月中組織せられたる文化團體の狀況左記の通りにして益々簇出の傾向にあるのみならず、殊に京都文藝俱樂部の如きは洋裁研究座談會に藉口し秘密裡に會合しオール文學團體の横斷的聯絡機關として結成せる事實ある等現社會狀況に鑑み其動向注意を要するものあり

府縣團體名	創立月日	綱領主旨	中心人物	所屬員數	組織經過並注意ヲ要スル事項
東京 東京詩人俱樂部	二月二十日	メンバア相互の文學的友誼の伸張詩文學の純粹な研究文化の研鑽等を目的とす	常任幹事 長田恒雄 安藤一郎 北園克樹 近藤東	五〇	上記の主旨綱領に基き組織せられたるものにして目下容疑すべき行動なきが如きも會員中には「アナ系」分子介在し居りて其動向注意を要す

東京 科学ペンクラブ	七月六日	會員の親睦並科學の向上 展に寄與するを目的とし	評議員 入澤建吉 金子純二 石原純	八七	上記の目的を以て組織せられたるものに して待望頭入澤建吉始め會員の大半は醫 師にして目下思想的傾向認められざるも 最近の社會状況に鑑み思想的注意を要す 介入の虞なしとせざるを以て注意を要す
東京 YDNペンサークル	六月五日	探偵小説會の現状不振、 文壇に於ける一方的偏傾 を懐かずとなし組織せる もの	委員長 光石介太郎 中山任太郎	一八	上記の主旨に依り創立せるものにして目 下同人中には思想的注意を要するものな るを以て時節柄注意を要す
東京 同人雑誌クラブ	七月十日	同人雑誌を糾合して大雜 誌經營に對抗すると共に 文學の向上發展に資する を目的とす	委員 山本和夫 石谷正一 神谷雄介 高呂信介	二〇	雜誌星座編輯人山本和夫の提唱下に結成 せられたるものに於て表面思想問題を取 扱はざるも加盟雜誌中には左翼的傾向あ るもの多數存在し居るを以て注意を要す
東京 高圓寺ペン俱樂部	七月二十三日	相互の親睦を計るを以て 第一義とし精神的互助啓 發の美果を期す	島山清身 米田華人 江口華	二〇	最近に於けるペン俱樂部の傑出に刺戟を 受け結成せられたるものにして會員中に は左翼分子混入し居りて注意を要す
東京 テアトルアンチーム	三月二日	現代舞臺藝術の研究及其 普及向上を期すると共に 劇團員各自の情操の陶冶 を以て目的とす	深見和夫 片岡三夫 長松隆治 成屋隆夫	四〇	未だ思想的傾向を認めざるも新人(青年) のみの集團にして現社會状況に鑑み動向 注意を要す
福岡 飯塚映畫鑑賞クラブ	七月二十一日	映畫の鑑賞及座談會を開 催し映畫の改善を圖り高 尚なる大衆的映畫の出現 に努力することを目的とす	田中宣市 青原富太郎 宮原富太郎	五一	上記の主旨に依り結成せられたるものに して表面容疑すべき行動なきもメンバー 中には左翼的思想抱持者介在し居るを以 て時節柄動向注意を要す
京都 京都文藝俱樂部	七月二十五日	人民戦線進展の影響を受 け極秘裡に結成せられ而 かもメンバー中には極左 組織の再建に活動中の疑 濃厚なるもの等あり	宮崎則忠 永島千次 立川邊究	加盟團體 リアル社 一行詩社 青樹社 他五社 其	一行詩社宮崎則忠、リアル社永島千次 等中心となり洋裁研究座談會に名を藉り となく各種文藝團體同人に局限するこ となく各種文藝團體同人の横断的聯絡機 關として結成せられたるものにして極左 組織の準備行動にあらざやと認められ其 動向最も注意を要す

國家(農本)主義運動の状況

一、叛亂事件審理状況(其の四)

叛亂事件部隊参加者中起訴せられたる百二十三名に對しては既報の如く四月二十八日より五班に分ち東京特設軍法會議法
廷に於て審理を續行され、既に夫々論告及求刑も終り今は判決言渡を俟つのみの状態となり居たるが、他方相澤中佐に對す
る上告審判決は六月三十日斷乎上告棄却と決定し、翌七月一日其發表行はれたるが同三日には別項の如く遂に死刑の執行さ
るゝあり、漸く當局の決意は闡明せられつゝありたり。

斯くて同月五日叛亂事件被告に對して後記の如く死刑十七名、無期禁錮五名、其他五十四名の有期禁錮(内刑執行猶豫者
三十名)無罪四十七名の判決言渡あり、同月七日之が發表行はれ、越へて同十二日村中、磯部を除く十五名に對して死刑の
執行あり即日之亦發表を見たり。(村中、磯部は他の關係者取調の爲執行を延期さる)

更に又叛亂部隊に直接参加せざりし將校の中、山口一太郎大尉以下六名に對しても七月三日以降公判開廷され、同月十五、
十六日の兩日に互りて無期禁錮乃至禁錮五年の求刑あり、同月二十九日無期禁錮乃至禁錮四年の判決言渡され同三十一日此
旨發表ありたり。

而して以上の外目下豫審中の眞崎大將、平野少將以下現役軍人二十二名常人二十七名に對しては何れも目下審理續行中
あり。

(一) 叛亂部隊参加者の判決

第一班 (二十三名)

國家(農本)主義運動の状況

(二) 判決に對する陸軍當局の發表 (七月七日午前二時)

理由の要旨

一、原因、動機

(イ) 村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤軍三、栗原安秀、對馬勝雄、中樞基明は夙に世相の頹廢人心の輕佻を慨し國家の前途に憂心を覺えありしが就中昭和五年の倫敦條約問題、昭和六年の滿洲事變等を契機とする一部識者の警世的意見、軍内に起れる滿洲事變の根本的解決要項の機運等に刺戟せられ逐次内外の情勢緊迫し我國の現狀は今や默視し得ざるものあり當に國民精神の作興、國防軍備の充實、國民生活の安定等方に國運の一大飛躍的進展を策せざるべからざるの秋に當面しあるものと爲し時難の克服打開に多大の熱意を抱持するに至れり尙此間軍隊教育に従事し兵の身上を通じ農山漁村の窮乏、小商工業者等の疲弊を知得して深く是等に同情し就中一死報國共に國防の第一線に立つべき兵の身上に後顧の憂多きものと思惟せり

濫川善助亦一時陸軍士官學校に學びたる關係に依り同校退校後も在學當時の知己たる右の者の大部と相交はるに及び此等と意氣相投するに至れり

斯くて前記の者は此の非常時局に處し當局の措置徹底を缺き内治外交共に萎靡して振はず政黨は黨利に墮して國家の危急を顧みず財閥亦私慾に汲々として國民の窮狀を思はず特に倫敦條約成立の経緯に於て統帥權干犯の所爲ありと斷じ斯くの如きは畢竟元老、重臣、官僚、軍閥、政黨、財閥等所謂特

權階級が國體の本義に悖り大權の尊嚴を輕んずるの致せる所なりと爲し一君萬民たるべき皇國本然の眞姿を顯現せむが爲速に此等所謂特權階級を打倒して急激に國家を革新するの必要あることを痛感するに至れり

而して其の急進矯激性が國軍一般將士の健實中正なる思想と相容れざりしに由り思想傾向相通する歩兵大尉大藏榮一、同菅波三郎、同大岸賴好等の同志と氣脈を通じ、天皇親率の下學軍一體たるべき皇軍内に所謂同志觀念を以て橫斷的團結を敢てし又此の前後より前記の者の大部は北輝次郎及西田税との關係交渉を深め其の思想に共鳴するに至りしが特に北輝次郎著「日本改造法案大綱」たるや其の思想根底に於て絶對に我が國體と相容れざるものあるに拘らず其の雄勁なる文章等に眩惑せられ爲めに素朴純忠に發せる研究思索も漸次獨斷偏狹となり不知不識の間正邪の辨別を誤り國法を蔑視するに至れり而して此間生起したる昭和七年血闘團事件及五一五事件に於て深く同憂者等の颯起に刺戟せられ益々國家革新の決意を固め右目的達成の爲には非合法手段も亦敢て辭すべきに非ざると爲し終に統帥の根本を紊り兵力の一部を僱用するも已むなしと爲す危險思想を包藏するに至れり

斯くて昭和八年頃より一般同志間の連絡を計り又は相互會合を重ね種々意見の交換を爲すと共に不穩文書の頒布等各種の措置を講じ同志の獲得に努むるの外一部の者在りては軍隊教育に當り其の獨斷的思想信念の下に下士官兵に革新的思

想を注入して其の指導に努めたり

次で昭和十年村中孝次、磯部淺一などが不穩なる文書を頒布せるに原由して昭和十年官を免せらるゝや著しく感情を刺戟せられ且上司より此種運動を抑壓せらるゝに及びて愈々反撥の念を生じ其運動頓に尖鋭を加へ更に天皇機關説を繞りて起れる國體明微問題の進展と共に其の運動益々熾烈となり時恰も教育總監の更迭あるや之に關する一部の言を耳にして輕々なる推斷の下に一途に統帥權干犯の事實ありと爲し大に憤激せるが會々相澤中佐の永田中將殺害事件に會し深く此の舉に感動激發せらるゝ所あり遂に該統帥權干犯の背後には一部の重臣、財閥の陰謀策動ありと爲すに至り就中此等重臣は倫敦條約以來再度兵馬大權の干犯を敢てせる元兇なるも而も此等は國法を超越する存在なりと斷斷し合法的に之が打倒を企圖すとも到底其の目的を達し得ざるに由り宜しく國法を超越し軍の一部を僱用し直接行動を以て此等に天誅を加へざるべからず而も此の行動は現下非常時に處する獨斷的義舉なりと斷じ更に之を契機として國體の明微、國防の充實、國民生活の安定を庶幾し軍上層部を推進して所謂昭和維新の實現を齎らざしめむことを企圖せるものなり

(ロ) 竹島編夫、丹生誠忠、坂井直、田中勝、中島莞爾、安田優、高橋太郎、常盤稔、林八郎、池田俊彦及山本又も豫てより我國現時の狀態を以て國體の本義に反するものありと爲し特權階級を排除して所謂昭和維新を促進するの必要を痛感しつゝありしが昭和八年前後より逐次村中孝次等の思想信念に共鳴し同志として此等に接觸して遂に直接行動をも是認するに至

國家(農本)主義運動の狀況

れり

二、計畫及準備

(イ) 昭和十年十二月第一師團が近く滿洲に派遣せらるべき旨の報傳はるや村中孝次、磯部淺一、栗原安秀等は第一師團將士の渡滿前主として在京同志に依り速に事を擧ぐるの要ありと爲し香田清貞及濫川善助と共に其の準備に著手し相澤事件の公判を利用して或は特權階級腐敗の事情或は相澤中佐颯起の精神を宣傳し以て社會の注目を集め且同志の決意を促しつゝありしが今や諸情勢は正に維新斷行の機熟せるものと觀取し爾來各所に於て同志の會合を重ね近く決行することを定め且之が實行に關する諸般の計畫及準備を畫策し又歩兵大尉山口一太郎、北輝次郎、西田税、亀川哲也等と所要の連絡を爲せり

(ロ) 之が具體案を確定する爲昭和十一年二月十八日頃夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、安藤軍三及亡元航空大尉河野壽は栗原安秀方に會合し襲撃の目標、方法及時期等に關し謀議の上近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊及歩兵第三聯隊の各一部の兵力を出動せしめて在京一部の重臣を襲撃殺害し別に河野壽の指揮する一隊を以て伯爵牧野伸顯を襲撃殺害し又豊橋市在住の同志をして興津別邸の公爵西園寺公望を襲撃殺害せしむること及決行の時期を來週中とする等と決定し同月十九日磯部淺一は豊橋市に赴き對馬勝雄に東京方面の情勢を告げ相謀りて公爵西園寺公望襲撃殺害を確定せり

(ハ) 同月二十二日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、亡元航空兵大尉河野壽は再び栗原安秀方に會合し颯起の日時及襲撃部

署等に付謀議を遂げ同月二十六日午前五時を期し同志一齊に
 騒起することに決し且夫々部署を定めて總理大臣岡田啓介、
 大藏大臣高橋是清、内大臣子爵齋藤實、侍從長鈴木貫太郎、
 伯爵牧野伸顯、公爵西園寺公望を殺害すること爲し得れば宮
 城坂下門に於て奸臣と目する重臣の參内を阻止すること及警
 視廳を占據して其の機能の發動を阻止すること並に陸軍省、
 參謀本部、陸軍大臣官邸を占據し村中孝次、磯部淺一、香田
 清貞等より陸軍大臣に對し事態收拾に付善處方を要望するこ
 と等を謀議決定せり

(二) 同月二十三日栗原安秀は豊橋市に赴き對馬勝雄、竹島繼夫
 等に右決定事項を傳達し襲撃に關する打合せを爲せり

同日頃澁川善助は前記計畫を知り村中孝次、磯部淺一などと
 東京小石川水道端二丁目直心道場其の他に於て連絡の結果自
 らは神奈川縣湯河原町に於ける伯爵牧野伸顯の所在を偵察す
 ること及同人は直接行動部隊に加はらず専ら外部に在りて被
 告人等の企圖達成の爲策動すること等を謀議決定し又同日夜
 村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三及亡元歩兵大尉野
 中四郎等は歩兵第三聯隊に會合し内大臣子爵齋藤實私邸を襲
 撃したる後更に教育總監渡邊健太郎私邸を襲撃し同人を殺害
 すること等を謀議決定せり

(ホ) 同月二十四日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、香田清貞、
 亡野中四郎等は歩兵第一聯隊に會合し騒起後企圖達成の爲陸
 軍上層部に對する折衝は村中孝次、磯部淺一、香田清貞等に
 於て、之を擔當すること及部外参加者は二十五日午後七時迄
 に歩兵第一聯隊に集合すること等を謀議決定せり

の印刷交付せり

(チ) 是より先き對馬勝雄は同月十九日豊橋自宅に於て磯部淺一
 の來訪を受け東京方面の情勢を承知し相謀りて同時に豊橋市
 在住の同志を以て公爵西園寺公望を襲撃殺害すべきことを決
 定し同月二十日以後竹島繼夫と共に同志歩兵中尉井上辰雄、
 同塩田淑夫、同板垣徹及一等主計鈴木五郎に對し之が参加を
 求めたるに板垣徹は其の贊否を保留し他の三名は孰れも之を
 承諾し同月二十三日對馬勝雄、竹島繼夫及鈴木五郎は連絡の
 爲來れる栗原安秀より東京に於ける襲撃計畫及執行目的等に
 關する決定事項の傳達を受け靜岡縣興津町西園寺公望別邸の
 襲撃も豊橋陸軍教導學校の下士官兵約百二十名を以て同月二
 十六日午前五時を期して決行し同人を殺害すること並に其の
 實行計畫の概要を謀議決定し其後對馬勝雄、竹島繼夫等は之
 が細部に關し準備する所ありしが同月二十五日に至り板垣徹
 が兵力使用の點に付敢然反對したる爲遂に公爵西園寺公望襲
 撃を中止し對馬勝雄、竹島繼夫は急遽上京して同志の行動に
 参加するに至れり

三、行動の概要

斯くて以上同志は相團結の上前記各決定事項に基き左の如く行
 動せり

1. 栗原安秀、林八郎、池田俊彦、對馬勝雄は内閣總理大臣官
 邸を襲撃し總理大臣岡田啓介を殺害する任務を擔當せるが二
 月二十六日未明所屬歩兵第一聯隊機關銃隊下士官等に所要の
 件を傳達し次で非常召集を行ひ機關銃隊全員を舍前に整列せ
 しめ騒起の趣意を告げ其の一部を丹生部隊に配屬し自ら銃隊

(ハ) 以上謀議決定したる事項は極力之が秘密を保持しつゝ同月
 二十五日夕迄に其の全部又は所要の部分を他の同志に通過せ
 し同志は何れも之を快諾若は之に同意せり

但し妻屋清濟、鈴木金次郎、清原康平は未だ兵力を使用し
 直接行動に出づるの意思を有せざりしも前記計畫の示達を受
 くるや遂に小節の情義に従ひ或は強制的勸誘を排するの氣力
 を缺き妻屋は中隊附として又鈴木及清原は各所屬中隊下士官
 兵を率ひて之に参加を決意するに至れるものなり

(ト) 同月二十五日夕村中孝次は龜川哲也方に於て西田税及龜川
 哲也と相會し應々明二十六日拂曉を期し決行すべきことを告
 げ以て同人等と所要の連絡を遂げ且つ龜川哲也より騒起資金
 若干を受領せり

同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞等は歩兵第一聯隊に
 會合し前記襲撃及占據後陸軍大臣に對し要望すべき事項とし
 て

- 一、陸軍大臣の斷乎たる決意に依り速に事態を收拾して維新
 に邁進すること
 - 二、皇軍襲撃の不祥事を絕對に惹起せしめざること
 - 三、軍の統帥破壞の元兇を速に逮捕すること
 - 四、軍閥の行動を爲し來りたる中心人物を除くこと
 - 五、主要なる地方同志を即時東京に招致して意見を聽き事態
 收拾に善處すること
 - 六、前各項實行せられ事態の安定を見る迄騒起部隊を現占據
 位置より絕對に移動せしめざること
- 等を謀議決定し且つ村中孝次の起草したる騒起趣意書なるも

下士官兵約三百名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し同五
 時頃内閣總理大臣官邸を襲撃し同邸を護衛せる警官村上嘉茂
 左衛門、土井清松、清水與四郎及小館喜代松の四名並總理大
 臣秘書官事務囑託松尾傳藏を殺害したるも松尾傳藏を以て岡
 田首相と誤信し爲に同人を殺害するに至らず

2. 中橋基明、中島莞爾は大藏大臣高橋是清私邸を襲撃して同
 人を殺害する任務を擔當し二月二十五日夜近衛歩兵第三聯隊
 第七中隊下士官兵約百二十名を守衛隊控兵と突入隊とに二分
 し前者は歩兵少尉今泉義道をして之を率ひしめ後者を以て同
 邸内に侵入して高橋蔵相を殺害すること等を決定し翌二十六
 日午前三時頃中橋基明、中島莞爾は同中隊營内居住室に在り
 し今泉義道の許に到り昭和維新斷行の爲高橋蔵相の殺害に赴
 く旨を告げ且行動を共にすべく勸告したるも諸否を明にせざ
 るを以て中橋基明は我々と行動を共にすると否とは自由に委
 寸但し騒起後は當然守衛隊控兵の派遣あるべきを豫想せらる
 るが故に控兵副司令たる貴官は唯控兵を引率せよと申渡し同
 室を立去れり今泉義道は事茲に至る既に已むを得ずと爲し中
 橋基明の意に従ひ行動せむと決意するに至れり

次で同四時頃中橋基明は非常召集を行ひ明治神宮參拜と稱
 し下士官兵約百二十名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し
 自ら突入隊を率ひ同五時頃大藏大臣高橋是清私邸を襲撃し同
 人を殺害し次で一同同邸を退去し中島莞爾は中橋基明の指示
 に依り突入隊を指揮して内閣總理大臣官邸に到れり

一方今泉義道は暹羅公使館附近に位置し中橋基明等の高橋
 蔵相私邸襲撃間待機の姿勢に在りしが中橋基明と共に襲撃後

守衛隊控兵を率ゐて守備隊司令官の許に到り次で命令に依り坂下門の警戒に任じたる後同十一時頃勤務の交代を命ぜられ所屬聯隊に歸營せり

3. 坂井直、高橋太郎、栗屋清、安田優は内大臣子爵齋藤實私邸を襲撃して同人を殺害し更に高橋太郎、安田優は教育總監渡邊鏡太郎私邸を襲撃し同人を殺害する任務を擔當し下士官兵約二百名を指揮し同四時二十分頃兵營を出發し同五時頃子爵齋藤實私邸を襲撃して同人を殺害し其の際身を以て内府の危害を防がんとしたる夫人春子に對し過つて銃剣を負はしめたる上同五時十五分頃一同同邸を退去し坂井直、栗屋清は主力部隊を率ゐて陸軍省附近に到り高橋太郎、安田優は下士官以下約三十名を指揮し豫ての計畫に基き赤坂離宮前に於て田中勝の交付せる軍用自動車に搭乗し教育總監渡邊鏡太郎私邸に向ひ同六時過頃同邸を襲撃し妻と子の制止を排して同人を殺害し同六時三十分頃一同同邸を退去し陸軍省附近に到り坂井部隊の主力に合せり

4. 安藤三は侍從長官邸を襲撃し侍從長鈴木其太郎を殺害する任務を擔當せるが二月二十六日午前三時頃非常召集を行ひ全員を各前に整列せしめ同三時三十分頃兵營出發同四時五十分頃侍從長官邸を襲撃し侍從長に數箇の銃剣を負はしめ次で安藤三は侍從長に「止め」を刺さんとせしが夫人孝子の懇請に依り之を止め遂に殺害するに至らず同五時三十分頃一同同邸を退去し麹町區三宅坂附近に到れり

5. 常盤稔、清原康平、鈴木金次郎は亡野中四郎の指揮の下に警視廳を占據するの任務を擔當し二月二十六日午前二時頃各

所屬中隊の非常召集を行ひ准士官以下約五百名を指揮し同四時三十分頃兵營出發同五時頃警視廳前に到り同警視廳省側及櫻田門側道路上數箇所に機關銃、輕機關銃、小銃若干分隊を各配置して同邸の各出入口を扼し又同邸屋上に輕機關銃、小銃若干分隊を配置し更に電話交換室に一部を配置して一時外部との通信を妨害せり

6. 丹生誠忠は陸軍大臣官邸を占據し陸軍省、參謀本部周圍の交通を遮斷し香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍上層部に對する折衝を怠りならしむる任務を擔當したるが二月二十六日午前四時頃非常召集を行ひ下士官兵約百七十名を指揮し、村中孝次、磯部淺一、香田清貞、竹島龜夫、山本又等と共に同四時三十分頃兵營出發、同五時頃陸軍大臣官邸に到り主力部隊を以て、同官邸に表門に位置せしめ以て特定人以外の出入を禁止せり

7. 田中勝は所屬野戰重砲兵第七聯隊の自動車を以てする檢送の任務を擔當したるが二月二十六日午前二時三十分頃下士官兵十三名に對し夜間自動車行軍を兼ね靖國神社參拜を爲すと稱し聯隊附の乗用自動車一輛、自動貨物車三輛、側車附自動二輪車一輛に夫々分乘せしめ之を指揮して午前三時十五分兵營出發、途中靖國神社に參拜し次で宮城を拜し同五時頃陸軍大臣官邸に到り、磯部淺一の指示に依り直に乗用自動車に搭乗し且兵二名をして自動貨物車一輛を運轉せしめ共に赤坂離宮前附近に到り折柄齋藤内大臣私邸の襲撃を終へ更に渡邊教育總監私邸襲撃の爲持合せ居たる高橋太郎、安田優の指揮する部隊に右自動貨物を交付し次で同九時頃東京朝日新聞社

を襲撃するに當り乗用自動車一輛、自動貨物車二輛を之に交付して其の部隊の輸送に充て其他所屬自動車或は首相官邸備附の乗用自動車を使用し以て連絡輸送に任じたり

8. 栗原安秀、池田俊彦、中橋基明、中島莞爾は同月二十六日午前九時頃下士官兵約五十名を指揮し軍用自動車三輛に分乘して東京朝日新聞社を襲ひ、同社をして一時新聞發行を不能ならしめ次で東京朝日新聞社、時事新報社、國民新聞社、報知新聞社及電報通信社等の各社を廻り、賑起趣意書を配布し之が掲載を要求して首相官邸に歸還せり

9. 澁川善助は二月二十三日神奈川縣湯河原町に赴き牧野伸顯の所在を偵察したる上歸京し事件勃發後は外部に在りて同志等の企圖を達成せしめんが爲同月二十七日夜麹町區九段一丁目中橋照夫と相謀り豫て氣脈を通し居たる山形縣農民青年同盟長谷部清十郎等をして相呼應して事を擧げしむる事に決し、之が實行の爲め前記中橋に拳銃及同實包を與へ更に栗原安秀に依頼し某銃包店より右拳銃用實包三百發を入手せんとしたるも事發覺して目的を達せず同月二十六日以後歩兵大尉松平昭光等と連絡し外部情報の蒐集に努め之を被告人等の部隊に通報し居たるが二十八日安藤三の部隊に投じて士官を鼓舞し、同日夕陸軍省に到り諸般の助力を爲し又坂井直と同官邸附近警戒線を巡視して區處を與へたり

10. 亡河野壽は神奈川縣湯河原町伊藤屋旅館別荘に滞在中の牧野伸顯殺害の任務を擔當し二月二十五日夜豫て栗原安秀の招致に依り歩兵第一聯隊に集合せる歩兵軍曹宇治野時參外兵一名並に民間の同志宮田晃、中島清治、黒田親、水上源一及

綿引正三を指揮し輕機關銃二挺其他を携行し翌二十六日午前零時四十分頃自動車二輛に分乘出發し、同五時頃湯河原町に到り伊藤屋旅館別荘を襲撃して牧野伸顯を捜索したるも之を發見し得ざるに依り同人を殺害せんとし同別荘に放火して之を燒燬し又右襲撃に當り護衛巡查皆川善孝を射殺したる外附添看護婦森すゝ江に銃剣を、折柄清火の爲め駆付けたる岩本龜三に銃剣を負はしめたるも遂に牧野伸顯殺害の目的を達するに至らず、此間水上源一は亡河野壽の重傷を負ひ再起し難きを知るや爾餘の者を指揮督勵し率先抜刀して屋内に闖入し或は牧野伸顯を殺せんとし家屋に火を放ち或は消火の爲め駆付けたる者に對し刀を振擲して威嚇制止に勉むる事の行爲を取てせり

亡河野壽等は右襲撃の際負傷したるに因り一同東京第一衛戍病院熱海分院に到りしが同所に於て各轉に就きたり

11. 二月二十六日東京方面の襲撃を終へたる部隊は豫め計畫せる所に基き首相官邸、陸軍省及警視廳を占領し麹町區西南部地區一帯の交通を制限し以て香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍首腦部に對する折衝工作を支援せり

前記香田清貞村中孝次磯部淺一等は丹生誠忠の指揮する部隊と共に二月二十六日午前五時頃陸軍大臣官邸に到り陸軍大臣川島大將に面接し香田清貞は一同を代表して賑起趣意書を朗讀すると共に各所襲撃の狀況を説明したる後維新斷行の爲善處を要望し又眞崎大將古莊陸軍次官山下少將瀧井歩兵中佐を招致して事態收拾に滿慮せられたる旨要請せり此の間同日午前十時頃磯部淺一は同邸表玄関前に於て折柄來合せ居たる

片倉歩兵少佐に對し拳銃を以て射撃し同人に銃創を負はしめたり

次で彼等は折柄來邸したる山下少將より軍首腦部に於て起案したる説得文を讀聞け示せられたるものに應ぜず

第一師管轄時警備の下令せらるゝや成るべく此等部隊は流血の慘を避け説得に依り歸隊せしめむとする警備司令官の方針に基き同二十六日夕より歩兵第一聯隊長小藤大佐の指揮に入らしめられ次で同二十七日早朝戒嚴令中の一部施行ありし後も前日と同一方針の下に右状態に持續せしめられたるが幹部は之を以て一般の情勢昏轉せりと判断し益々其の所信を深め其の企圖を斷行推進せむと志すに至れり

12. 同月二十七日朝村中孝次は滿井中佐等の勸告に依り陸軍省參謀本部の執務の便宜を顧慮し同地を解放し寧ろ此際各所屬部隊に引揚ぐべき旨同志に提議せるが一同の容るゝ所とならず結局首相官邸及新議事堂附近に部隊を集結することに一決したるを以て村中孝次、香田清貞は戒嚴司令部に到り司令官香椎中將、參謀長安井少將等に對し驅起の趣意竝に軍上層部に對する要望を述べ部隊の配備を縮少せる件を説明し現警備状態を暫く是認せられたる否らざれば軍隊相撃の危険性ある旨を力説し次で村中孝次、磯部淺一等は北軍次郎より事態收拾に關する電話の示教に基き香田清貞、栗原安秀、亡野中四郎等と協議し同日午後四時頃陸軍省に於て一部軍事參議官と會見し事態收拾に關し要請する所ありしが却て先づ小藤大佐の命に従ひ現位置を撤去するの必要を説示せられ一應は之を諒解せるも撤去意思を確定するに至らず而して此等部隊は

小藤大佐の指揮に基き同夜より首相、藏相、鐵相、農相、文相各官邸、料理店幸樂及山王「ホテル」等に宿營せり

13. 二月二十八日朝村中孝次、香田清貞等は近衛歩兵第三聯隊長より中橋基明に對する聯隊命令として「戒嚴司令官は勅命を奉じ占據部隊をして連に歩兵第一聯隊長附近に集結せしめらるゝに依り同中尉は其の指揮にある部隊を率ひ小藤大佐の指揮に入り行動すべき旨の電話通達ありたるを承知し小藤大佐に對し其の措置の不當を難せるが會、小藤大佐は戒嚴司令官に對し下されたる同志を速に原所屬に復歸せしむべき旨の勅命に基き第一師團命令を受領し之が傳達を企圖せる時なりしも同人等の感情の激化甚だしきに由り姑く之を保留せり之と前後して村中孝次香田清貞對馬勝雄等は午前十時頃第一師團司令部に到り師團長及參謀長に對し勅命の下令なき様態を陳情し陸軍省に歸來せるに山下少將來邸し是等首腦者に對し勅命に基き行動の實施近きこと確實なるを以て善處すべき旨通達する所あり依て首腦者一同會議の結果自決の決心を爲し偶、説得に來れる師團長及小藤大佐に對しても陛下の御命令に服従すべき旨誓ひたるも北軍次郎、西田税等の電話激刺と一部幹部中朝來四圍の情勢の急變と各種情報の混濁糾紛とに積り復歸命令は眞の大御心に非るべしと主張するものあり又第一線を指揮ありたる者も情況の不明に基き或は流言に惑はされ心境一變し包圍部隊が彈壓の措置に出づるに於ては飽くまで現位置を固守して抗戦せむと決意し今月二十八日夜より首相官邸、新議事堂、陸軍省、山王「ホテル」等に位置して職團準備を爲すに至れり

14.

斯くて戒嚴司令官香椎中將は小藤大佐に對し被告人等部隊の指揮權を解除し一般包圍部隊に對し二十九日朝を期して一齊に占據地區の掃蕩を下令するに至りしが叛亂幹部の大部は二十九日早朝「テヂオ」放送竝に撤布せられたる「ピラ」等に依り勅命に基き行動の既に開始せられたるを確知し且包圍部隊の逐次近迫せるを目撃し抵抗を斷念して下士官兵に對し屯營に歸還を命じ先に此等の手裡を自ら脱して歸營せる數十名を併せて同日午後二時頃までに下士官兵の全部歸順するに至れり

15.

爾後山本又を除き幹部全員陸軍省に集合し其の多くは自決を決意したるも一部の者は其の時機に非ざるを主張し遂に亡野中四郎を除くの外一同自決を斷念し同日夕何れも東京衛戍刑務所に強制收容せられ山本又は其の宗教心より同日正午頃逃れて身延山に向ひしが三月四日東京憲兵隊に自首せり

國家(農本)主義運動の状況

として宮城内の警戒に任じたり

16. 前田仲吉は二月二十五日夜丹生誠忠より明二十六日早朝を期し昭和維新断行の爲驅起する旨を告げられ次で二十六日午前二時三十分頃同人より驅起趣意書と題する檄文を讀聞けられ且つ之が配布を受け更に當中隊の任務等を告げらるゝや直に參加を決意し非常呼集に依り中隊兵員と共に丹生誠忠の指揮の下に屯營出發午前五時頃陸軍大臣官邸に到着するや兵五名を率ひて陸軍省通信所に至り電話等に依る通信機關の使用を禁止したり

17. 尾島健次郎は二月二十六日午前三時頃舊上官たる栗原安秀より昭和維新断行の旨告げらるゝや豫て同人より國家革新の思想を注入せられ之に共鳴し居たるところより本屬系統を離れて直ちに之に參加を承諾し同人の指揮の下に屯營出發、機關銃小隊長として兵約六十名を率る總理大臣官邸裏門に到り各分隊を部署して同邸外部の警戒を爲さしめ且自ら其の警戒線を巡視し爾後引續き部下を率ゐて同官邸に位置せるものなり

18. 林武及新正雄は二月二十五日夜所屬中隊週番士官たる坂井直より驅起の趣意を告げらるゝや自ら進んで本行動に參加する意志なきも上官の言辭に魅惑せられ且平素の命令服従關係に拘束せられ其の違法なることを推知しつゝも已むなく齋藤内大臣邸襲撃に參加せり

尙新正雄は出發前坂井直の指示に依り聯隊彈藥庫を開扉し實包を取出し之を各中隊彈藥受領者に交付したる後指示に基き分隊長として齋藤内大臣私邸襲撃に参加し同邸内に侵入して同家裏側の警戒に任じたり

又林武は齋藤内大臣邸襲撃に當り輕機關銃分隊長として兵十四名を率ゐる同邸内に侵入し坂井直の命に依り輕機關銃を以て女中部屋門戸を破壊せしめ同所より屋内に入り齋藤實を射撃したる際拳銃六發を發射せり尙林武は右襲撃後渡邊教育總監私邸襲撃に分隊長として参加せり

19. 永田露及堂込喜市は二月二十五日夜中隊長安藤輝三より明朝賦起して鈴木侍從長を襲撃すべき旨を告げらるゝや同人が命令を強制下に参加せしめんとするものなるを諒知したるも平素の情誼上之を拒み得ずして出動を決定し小隊長の任を帯び安藤輝三指揮の下に屯營を出發し二十六日午前四時五十分頃前記侍從長官邸附近に到り和田露は第一小隊長として下士官兵約八十名を率ゐる同官邸裏門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃を發射し又堂込喜市は第二小隊長として兵約八十名を率ゐる同官邸表門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃を發射し次で安藤輝三に隨ひ部下を率ゐて陸軍省新議事堂幸樂及山王「ホテル」等に位置したり

20. 立石利三郎は第七中隊長たりし亡野中四郎より本行動に参加を求めらるゝや所屬隊週番士官に何等報告する事なく統帥を素ることを承知しつゝ之に同意し同機關銃隊下士官四名、兵約七十名を指揮し機關銃八及同實包を携行して野中部隊の警視廳襲撃に参加せり

21. 伊高花吉は安藤輝三の思想に稍々共鳴しありしが二月二十五日夜所屬中隊にあらざる第一中隊週番士官坂井直より賦起の趣旨を告げらるゝや直に之に同意し次で長瀬は姪田正夫に青木は小原竹次郎に其の旨を傳へ且何れも所屬中隊週番士官に何等報告することなく輻かに二年兵の一部を率ゐて坂井部隊に加はり内大臣齋藤實私邸の襲撃に参加せり右襲撃後更に姪田及長瀬は共に輕機關銃分隊長として渡邊教育總監私邸の襲撃に参加せしが特に長瀬一は同邸外扉を射撃破壊し或は自ら進んで屋内に侵入し安田優に續いて寢室に殺到し既に斃れたる總監の背部に對し拳銃を發射せり

尙長瀬一は入營前より團體の研究に志し且居常明治維新烈士の言行を敬愛しありしが入營後安藤輝三の指導と相俟つて團體顯現の爲には一身を犠牲とし直接行動を爲すも敢て辭せざるの信念を有するに至れるものなり

22. 宇治野時參、宮田晃、中島清治、黒田親、黒澤鶴一、水上源一及綿引正三等は夙に栗原安秀の思想信念に共鳴感激し特に水上は軍隊を利用するに非ざれば革命は成功し得ずとの信念に基き青年將校中多數の同志に進んで接近し又自宅其他の各所に於て栗原と會合を重ね直接行動の目標、實行方策並其

時期等に關し屢々意見を交換し且つ同人より多額の資金を受け只管賦起の時機を待望し居りたるものなる所前記の者は二月二十五日栗原安秀の招致に依り同夜宇治野時參、黒澤鶴一は擅に其の本屬部隊を離れ同機關銃隊栗原安秀の許に召集し其他の者は隊外より來り會し栗原より實行計畫の概要を説示せられ且つ亡河野壽指揮の下に在湯河原伊東屋旅館別荘牧野伸顯襲撃暗殺の任務を授けらるゝや孰れも勇躍参加したるものにして其の襲撃に方りては宮田晃は黒田親と共に亡河野壽に從ひ屋内に闖入し巡查皆川義孝を殺したるも河野及宮田と共に重傷を負ひたり

黒田親は最初同別荘裏門口より闖入し拳銃を亂射し次で同別荘裏側道路に廻り牧野伸顯の脱出を警戒中火焔に追はれて裏庭湯殿附近の空地に避難せる婦女子數名中に同人らしき姿を認め直に「天誅」と叫び拳銃三四發を亂射せり

宇治野時參は日本刀を携へ最初水上源一に從ひ同別荘支關に向ひたるが同人の放火後は同別荘西南側高地附近に於て牧野伸顯の脱出及警戒隊の來襲を警戒し次で焔上中の屋内に輕機關銃を亂射せり

綿引正三は刑事巡查らしき寢卷姿の男三名を發見するや拳銃を擬して威嚇撃退し次で水上源一の放火後は同別荘東側石垣上に數名の婦女子が避難躊躇しあるを認め其の中に牧野伸顯も潜伏しあるべしと直感し之に向ひ拳銃を發射せり

(三) 刑の執行狀況

斯くて半ば豫期され居たる首謀將校に對する極刑が如實に決定するや事件の叛逆性を痛論しつゝありし者にも漸く被告に同情の意を表するに至りたるが更に現實に死刑の判決言渡あるや人道的意味乃至憐憫の情より、

中島清治、黒澤鶴一は最初外部の警戒に任じありしが水上源一の區處に依り輕機關銃又は拳銃を以て附近に亂射し威嚇せり

罪 狀

被告人中將校、元將校及重要な常人等が國家非常の時局に當面して激發せる慨世憂國の至情と一部被告人等が其の進退を決するに至れる諸般の事情とに就ては之を諒とすべきものなきにあらざるも其の行爲たるや聖諭に悖り理非順逆の道を誤り國憲、國法を無視し而も建軍の本義を素り苟も大命なくして斷じて動かすべからざる皇軍を僭用し下士官兵を率ゐて叛亂行爲に出でたるが如きは其の罪究に重且大なりと謂ふべし仍て前記の如く處断せり

又下士官、兵中有罪者一部の者に在りては黨を結び兵器を執り叛亂を爲すに當り進んで諸般の職務に従事したるものと認め得べしと雖も其の他の者に在りては自ら進んで本行動に参加するの意志なく平素より上官の命令に絕對に服従するの觀念を馴致せられあり、尙同僚始め大部隊の出動する等四圍の状況上之を拒否し難き事情等の爲已むなく参加し其の後に於ても唯命令に基き行動したるものにして今や深く其の非を悔ひ改悛の情顯著なるものあるを以て之等の者に對しては刑の執行を猶豫し爾餘の下士官、兵は上官の命令に服従するものなりとの確信を以て其の行動に出でたるものと認め罪を犯す意なき行爲として之を無罪とせり

或は家族に對する同情より、漸く當局の措置を難するに至りたるが、七月十二日午前七時より同九時迄の間、遂に東京衛戍刑務所構内刑場に於て香田清貞以下十五名の死刑執行はれたり。

此日刑務所周圍に於ては一般の交通を禁止し執行時間中は隣接代々木練兵場に於て歩兵部隊の演習行はれ旺に空砲を放ち居たり。執行は五名宛三班に分ち第一班(香田、安藤、栗原、竹馬、對馬)は午前七時より同十五分迄の間、第二班(中橋、丹生、坂井、田中、中島)は七時四十分より五十分迄の間、第三班(林、澁川、安田、高橋、水上)は同八時二十分より三十分迄の間に於て夫々執行され、遺骸は東京衛戍刑務所長に於て遺族に對し本人の刑務所内の生活、最後の状況等を説き遺族に對して慰藉等を與へたる後順次同刑務所裏門に於て引渡を爲し、讀經、燒香の後、各自靈柩車に移し、豫め手配せる各火葬場に直行茶屋に附し、遺骨は夫々遺族に於て引取りたり。

尙死刑確定の村中、磯部兩名は獄中に於て軍首脳部に對する告發を爲したるやにて其取調の必要上執行を延期されつゝあり。

禁錮刑被告は刑の確定と共に漸次小菅、豊多摩、府中各刑務所等に移管されつゝありて、刑の執行猶豫者及無罪を言渡されたる元下士官五十八名は即日釋放され、兵十九名は夫々原隊に復歸して軍務に執掌しつゝあり。尙釋放されたる元下士官の一部は其希望により逐次滿洲國警士に採用されつゝあり。

(四) 部隊非参加者の判決 叛亂部隊に直接参加せざるも叛亂元將校等と最も密接なる關係にありたる山口一太郎大尉以下六名に對しては、七月三日以降二組に分ちて東京特設軍法會議に於て審理中なりしが同十五、六の兩日に互りて論告求刑あり、二十九日左表の如く判決言渡行はれ同三十一日後記の如く陸軍省發表ありたり。

罪名	判決	求刑	元所屬身分	本籍	氏名	年齢
叛亂者を利す 司令官軍隊を率ふる故 なく配置を離る	無期禁錮	無期禁錮	歩兵一聯隊 歩兵大尉	岡	山口一太郎	三七
叛亂者を利す	禁錮六年	禁錮十五年	歩兵三聯隊 歩兵中尉	栃	木新井 勳	二六
叛亂豫備	〃	〃	歩兵六聯隊 一等主計	愛	知木五郎	三三
叛亂者を利す	〃	〃	歩兵三聯隊 歩兵中尉	埼	玉柳下良二	二六
叛亂豫備	〃	〃	豊橋教導學校 歩兵中尉	福	岡井上辰雄	二八
叛亂豫備	〃	〃	歩兵十八聯隊 歩兵中尉	岐	阜田淑夫	二七

(陸軍省七月卅一日午前九時發表) 二二六事件直接参加者以外の者中陸軍歩兵大尉山口一太郎外五名に對し七月廿九日東京陸軍法會議の判決言渡ありたり、判決の概要左記の如し

犯行の概要

(一) 山口一太郎 は夙に皇國の前途眞に憂慮に堪へざるものありと斷じ速かに之れを革新是正して國體の眞姿を顯現し特に國民生活の安定、國防軍備の充實を圖らざるべからずと思惟し今次叛亂事件被告人村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、澁川善助等と相識るに及び同人等が被告人と同一思想信念を有するも直接行動を以て所謂特權階級を打倒し其の目的を達成せむとする企圖を有するものなるを知り同人等を指導誘掖しつゝ合法的に局面を打開せむと志し或は自宅を以て其の集會所に充て或は隨所に於て屢々西田税及び前記青年將校等と會合し且一般の情勢等

國家(農本)主義運動の状況

を傳へ青年將校等の直接行動を制止しつゝ其の誘導に努め兼て同人等の騒起の機運を偵知し其の情勢を利用し被告人の所謂「先廻り合法手段」に依り國家革新を齎さしめむことを企圖せるが昭和十年三月歩兵第一聯隊に勤務するに及び同年末頃より同志青年將校等の間に直接行動の機運漸次醸成せられあるを看取し被告人從來の立場上斯かる事態を如何に誘導處理すべきやに關し苦慮し居たる折昭和十一年二月十日前後栗原安秀より同月下旬週番司令として職務せられたる旨の懇請を受け或は直接行動に参加方を懇願せらるゝ等のことありたるに依り其の機運の頓に昂まれるを看取せしが同月十八日頃自宅に於て村中孝次、磯部淺一等の來訪を受け同人等が同志青年將校と相謀り歩兵第一聯隊其他の兵力を出動せしめ元老、重臣等を襲撃し帝都樞要の地區を占據し所謂昭和維新を斷行する爲近く騒起することとなりたるを以て右兵力出

動等を看過黙認すると共に外部に在りて對上部工作を援助せられたる旨を諷示せらるるや敢て反對を唱ふることもなく若し然る場合上部工作に付努力するは當然のことなりとの意を暗に表示せるが本會見に依り決行の機應よ切迫せりと思惟し同月廿一日頃西田税を自宅に招致し之が對策を協議し同月廿二日より所屬聯隊週番司令に服務し應よ同週中に驅起あるべきを推知し同月廿三日警備用として麹町區附近要圖及内閣總理大臣官邸附近要圖合計約二百枚を作製準備し同月二十四日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞、栗原安秀等が聯隊内に於て驅起に關する細目の打合せを爲すことを知り更に其の情況を偵知し游處すべき企圖の下に進んで週番司令室を其の用に供し且之に立會ひ親しく其の狀を見聞するに及び彼等の決意鞏固にして到底抑止し難きを看取し同夜再び西田税を週番司令室に招致會見し所要の連絡をとれるが被告人は現狀革新の根本趣旨に於ては素より彼等青年將校等と大いに相通するものあり加ふるに此種行爲に對する順逆の理に透徹せる信念を有せざりし爲遂に非合法手段を用ふるも亦已むを得ずと爲し敢て防止の手段に出づることなく寧ろ此の驅起を機とし所謂上部工作を以て彼等の行動の目的を達成せしめむことを決意し同月廿五日夜點呼の際栗原安秀より本夜は何事も爲さざるにより十分安眠せられたる旨の言を聞き愈よ同夜決行せらるべきことを察知し次いで村中孝次、磯部淺一外數名の民間同志が決行の爲夜中來營し栗原安秀等に面會を求めに對し之を許可し且同夜栗原安秀等が彈藥を撤出することあるべきを豫察したるも之を放任し翌廿六日午前四時稍々前週番副官及衛兵司令より機關銃隊が非常召集を行ひ居る旨の報告を受けしも故らに措置するところなく午前四時卅分ころ栗

原安秀、丹生誠忠外將校下士官兵約四百六十名が兵器彈藥を携行し同志部隊の襲撃と時を同うして東京市麹町區永田町内閣總理大臣官邸を襲撃し或は陸軍大臣官邸等を占據すべく同聯隊を出發するに當り之を黙認し次で午前四時卅分過に至り部隊は既に出發したる旨の報告を受くるに及び始めて所要の措置を執り以て故らに週番司令たるの職責を懈り彼等の出動を容易ならしめ右部隊の屯營出發後同日朝被告人の電話報告に接し急遽來隊したる所屬聯隊長小藤惠より同部隊の情況偵察の爲週番司令交代の上隨行すべきを命ぜられ次で其の副官たるべき命に接し之を絶好の機會なりとし其の職務を利用して彼等驅起の目的を貫徹せしめむが爲或は陸軍大臣其他に對し本事件の處置として市民を傷けざることを皇軍相撃を爲さしめざることを驅起部隊が義軍なりや賊軍なりやを速に決定し所謂昭和維新に邁進する強力内閣を組織し現事態に善處せられたることを懇請す又驅起將校等の手段は兎も角として彼等の精神を生かさざれば斯かる事件は何回も發生すべしと進言し或は所屬師團長に對し同部隊を今遂に分割して現位置より撤去せしむるが如き方策を用ふることもなく親心を以て漸を追ひ處置せられたる旨を懇請し且歩兵第三聯隊長は其の態度彼等に有利ならずと爲し之が交代を進言し或は陸軍大臣官邸に於ける村中孝次、磯部淺一、香田清貞、栗原安秀等と軍事參議官との會見の席に列し、同會見を圓滑に誘導斡旋し又は兩者の意思疎通を圓り以て彼等の意圖達成に努め或は廿八日午前零時頃陸軍大臣官邸に於て同朝五時頃同部隊を何れかに集結せしむべき命令下達せらるる豫定なることを聞知し斯くては同部隊の目的達成を挫折せしむるものなりと痛憤し聯隊長を促して直に戒嚴司令部に到り同日午前三時頃司令部に

於て司令官に對し叛亂部隊を代表するが如き態度を以て其の措置の不當を難じ撤去に關する命令の無期延期を要請し次いで偕行社に到り同所に在りし軍事參議官に對し右と同趣旨の懇請を爲す等村中孝次等叛亂者に軍事上の利益を與ふる行爲を爲したるものなり

(二) 柳下良二 は從來國家革新運動に關心を有せざりし所二月廿二日より歩兵第三聯隊機關銃隊週番士官として服務中同月廿六日午前零時頃週番司令安藤輝三より出動部隊に對し機關銃を配屬すべき旨示達せられたるが右は安藤輝三が週番司令たるの地位を濫用し平素抱懐せる所謂昭和維新の爲不法に兵力を使用し叛亂行爲を爲すものなることを感知し種々煩悶せるも當時緊張せる隊内の雰囲気は壓迫感を覺へ加ふるに生來の優柔不斷と薄志弱行等に禍せられ遂に之に應じたるものなり

(三) 新井勳 は豫て村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀等と相識り矯激なる國家革新思想を抱懐せしが其後北京駐屯歩兵隊に勤務するに及び直接行動を以て國家を革新せむとするの思想を放棄するに至り昭和十一年二月村中孝次、磯部淺一等より昭和維新の爲驅起を應進せられたるも見解を異にするを以て同意し難しとして之を拒否せしが同月二十六日今次叛亂事件の勃發に際し豫て彼等將校の思想信念と其の根柢に於て相通するものありと被告人は爾後下達せられたる命令其の他諸情報等が孰れも彼等に有利にして其の行動が是認せられつゝあるものと思惟しつゝ二十七日朝所屬大隊長の命により部下中隊を指揮し警戒配備の位置に就くや屢次上司等に對し事態の圓滿收拾方を意見具申せるに拘らず情勢所期に反するものあるを認め憤懣する

能はず焦慮煩悶を重ねありし所二十八日午前彼等部隊は其位置を撤去し原所屬に復歸せよとの命令下達せられたるを知り斯くては皇軍相撃の不祥事の勃發は必然なりとなし一途に憤激の餘上長を信ぜず職分を忘れ今や最後の措置として自己の行動に依り上司の反省を促すの外途なしと爲し其の行動が叛亂者を利用するを認識を有せずして同日午後二時頃豫に警戒を撤去し部下中隊を引率して青山墓地に到り次いで明治神宮外苑に於て休止を行ひたる後引續き九段靖國神社に到り參拜の後同所に待機し居たるが爾後上司の説示に應じ午後九時頃原警備位置に歸還したるものなり

(四) 鈴木五郎 は磯部淺一、對馬勝雄の感化誘導を受けて其同志的關係にあり所謂昭和維新の實現に就ては非合法手段の必要性を感じありしも未だ自ら進んで之を決行せんとするの信念を有せざりし所昭和十一年二月二十日對馬勝雄の來訪を受け東京同志は愈よ二月下旬或は三月上旬兵力を用ひて驅起すことゝなれるに付豊橋在住の同志も亦之と呼應して靜岡縣興津町の公爾西園寺公望を襲撃すべく決意したるを以て其の決行資金の調達依頼を受くると共に磯部淺一よりの依頼状を受取り同志として直に之を受諾し金三百圓を調達して二月二十三日直接襲撃行動に加らざる旨を付言して之を同中尉に交付せり次で同日對馬勝雄、竹島龜夫と共に東京より來豊せる栗原安秀より東京同志は同月二十六日午前五時を期して兵力を使用して驅起すべき細部の計畫に關し説明を受け且同人等が右計畫に呼應し西園寺公望襲撃計畫として豊橋陸軍教導學校の下士官及學生約百二十名を以て貨物自動車に依りて興津町に到り二十六日午前五時を期し之を襲撃し目的を達成したる後直に上京して東京部隊に合流することに關し謀議せるに際

し其の席に列し彼等より右貨物自動車は鈴木五郎に於て準備すべきを依頼せられ之を承諾し次で二十五日夜間演習の爲と稱し貨物自動車七輛「ガツリン」二十四輛、清酒一斗を準備せり

(五) 井上辰雄 は竹島總夫及對馬勝雄と共に豊橋教導學校に於て同中隊に勤務し同人等の思想の影響を受けしも未だ所謂國家革新運動には深き關心を有するに至らず又鹽田淑夫は曩に栗原安秀と共に同一聯隊に勤務し同人の感化指導に依り所謂昭和維新斷行に關し同志として氣脈を通じ滿洲に轉任後は又對馬勝雄とも相交はるに至れるも逐次之が斷行の熱意を失ひ居たるものなるが兩者は二月二十一日對馬勝雄より東京同志の斷起に呼應して之と同時に豊橋部隊を以て西園寺公望を襲撃せんとする旨を告げ其の決意を求めらるゝや井上辰雄は斷起の時機と方法とに就ては考慮したきも決意は有する旨を答へ鹽田淑夫は一應決行の延期を提議したるも從來の立場上已むなく参加を決定し次で同月二十四日對馬勝雄、竹島總夫と會合し同人等が豫め既定せる西園寺公望襲撃計畫に基き細部の實行方法に付協議せるが井上辰雄は對馬勝雄に對

する情誼と所屬中隊學生の参加に拘せんとの念に驅られ徒らに小節の信義に繼り之が参加を確定し且小夜食の調達を引受け翌二十五日之が準備を爲し又鹽田淑夫は此頃より逐次参加を避けむとの念を抱くに至れり

(六) 鈴木五郎 井上辰雄、鹽田淑夫の三名は對馬勝雄、竹島總夫等と共に西園寺公望襲撃の計畫準備を爲したるものなるが對馬勝雄より参加を懇請せられたる豊橋教導學校歩兵中尉板垣徹が同月二十五日兵力使用に關しては如何なる手段を以てするも之を阻止すべき強硬なる決意を表明するに及び右計畫の實施は遂に中止の已むなきに至り(板垣中尉は不起訴處分となる)對馬勝雄、竹島總夫は上京して叛亂事件に参加するに至りしが井上辰雄は對馬勝雄等の上京に際し行動を共にすべき提議に對し自己が参加を決意せる理由既に消滅せりと爲し之を拒絶して後始末を引受け鈴木五郎は貨物自動車其他の註文を取消し鹽田淑夫は此間遂に参加を忌避し自宅に引籠り居たるものなり

(五) 豫備中のもの 敘上の如く叛亂部隊に直接關係ありたるものに對しては夫々處斷行はれ、同月十七日には戒嚴令一部施行の勅令第十八號廢止の勅令公布され、同十八日より戒嚴解止さるゝことゝなれり。而して事件背後人物及幫助關係者に對しては引續き豫審繫屬中なるが其氏名等左の如し。

(1) 軍人

罪名	事件當時所屬	階級	氏名	備考
叛亂豫備陰謀	歩四五	歩大尉	菅波三郎	
叛亂豫備	鐵二	工中尉	楠田曠	
叛亂幫助	歩五	歩大尉	末松太平	
同	歩五	歩中尉	志村陸城	
同	歩五	歩中尉	杉野良任	
叛亂	關東野戰兵器廠	歩大尉	西山敬九郎	
同	戰車第四大隊	歩大尉	北村良一	
同	歩七ノ三	歩中尉	市川芳男	
同	山砲九ノ二	砲中尉	明石寛二	
同	歩七三	歩大尉	大藏榮一	
同	歩七三	歩大尉	佐々木二郎	
同	山砲二五	砲大尉	朝山小二郎	
同	陸大	歩中佐	滿井佐吉	
同	獨立守備歩六大隊ノ一	歩中尉	黒崎貞明	
叛亂陰謀	歩一二	歩中尉	江藤五郎	
同	歩一二	歩大尉	小川五郎	

罪名	事件當時所屬	階級	氏名	備考
叛亂教唆	豐後要司司令部	豫備陸軍少將	平野助九郎	
叛亂陰謀	歩三八歩砲隊	步中尉	松浦邁	
	參本	步大尉	田中弥	
	歩一三	步中尉	志岐孝人	
	近歩二	步大尉	松平紹光	不拘束
	戸山校	步大尉	柴有時	不拘束
叛亂者を利す	横濱市中區吉田町五八	豫備步中尉	木村義明	
叛亂	金澤市横山町二番地二五番地ノ四六	後備步少尉	越村捨次郎	
叛亂幫助	東京市大森區上池上町八九	豫備陸少將	齊藤瀧	
叛亂	東京市目黒區三田町五四大倉邦彦方	豫備步少尉	宮本誠三	
叛亂者を利す	東京市世田ヶ谷區世田ヶ谷一ノ一六八ノ三	豫備陸大將	眞崎甚三郎	

(2) 常人 (西田、北の兩名は七月二十四日起訴)

本籍	住居	所	職業	氏名	年齢
鳥取縣米子市博勞町一丁目一八戸主	東京市澁谷區千駄ヶ谷二丁目四八三番地		著述業	西田 稅	三六
東京市杉並區和泉町番地不詳戸主	東京市中野區桃園町四〇番地		無職	北 輝次郎	五四

石川縣金澤市下今町三番地	大連市朝日町八番地	滿鐵調査課勤務	島野 三郎	四四
千葉縣印旛郡千代田町四街道一、五三二番地	哈爾濱地段街六五番地	哈爾濱日々、ハルビンスコエウレミヤ社長	大 澤 準	四三
鹿兒島縣出水郡野田村上名三八五番地	滿洲國奉天省公主嶺池田町二ノ五番地	公主嶺圖書館長	辻 正 雄	四二
東京府三宅島伊ヶ谷村八三番地	滿洲國奉天省紅梅町十七番地山下	滿洲國輻重兵少尉	淺沼慶太郎	二九
兵庫縣赤穂郡鹽屋村字鹽屋四五〇番地	滿洲國公主嶺花園町四番地	旅館業	濱本 義一	二四
東京市深川區門前仲町一ノ二ノ二番地	不定	著述業	井 上 亨	三八
東京市芝區白金三光町三、〇一七番地	東京市麻布區龍土町六七番地	著述業	亀川 哲也	四六
大阪市北區中之島二丁目丙一三番地	東京市芝區白金今里町十八番地	無職	久原房之助	六八
佐賀縣神埼郡千歳村柳島一、〇三七番地篤二長男	東京市麹町區九段一丁目二ノ一〇號	志人莊	中 橋 照夫	二五
佐賀縣佐賀郡高木瀬村大字高木三二三番地戸主	東京市淀橋區柏木四ノ九七九番地	大眼目著述業	福 井 幸	三四
茨城縣筑波郡葛城村下平塚一五〇番地	東京市日本橋區本町四丁目一四ノ五番地	無職	杉 田 省吾	三五
青森縣弘前市鷹匠町四〇番地戸主	東京市杉並區阿佐ヶ谷三丁目二五六番地	東成莊中大生	佐 藤 正三	二三
福島縣伊達郡保原町字河原二四番地善助四男	埼玉縣大宮市清水公園内	土木技手	加 藤 春海	三三
東京市本郷區向ヶ丘彌生町二番地	東京市赤坂區青山南町三ノ六〇番地	畫家	田 夫 清	四二
京都市下京區吉祥院西ノ内町四〇番地	同上	石原産業海運株式會社社長	石原 廣一郎	四七
德島縣阿波郡柿島村字柿原二一番地ノ一	東京市麹町區永田町一ノ三〇番地	國際探訪通信社員	瀨尾 榮太郎	五六
青森縣下北郡大畑町新町一一五力四郎三男	東京市豊島區西巢鴨町二ノ二、三九〇番地	皇道維新聯盟中講師	宮 浦 修三	三四

本籍	住居	住所	職	業	氏名	年齢
埼玉縣北埼玉郡埼玉村字埼玉番地 不詳戸主金之丞從弟	東京市王子區岩淵町二丁目二八七番地 柴崎武四郎方		千代田通信場託		町田 專藏	三〇
奈良縣吉野郡十津川村大字高津二七〇番地	東京市澁谷區千駄ヶ谷一ノ三六二番地		無職		空華ヨト 松井 龜太	五五

(六) 判決に對する一般の意嚮 叛亂事件の鎮定直後に於ては、其真相が一般に徹底せざりし爲に、或は此行動を以て軍全體の動向と誤認し或は「騒起の動機は五・一五事件等と擇ぶ所なし」等の觀察を爲すものありたるが、其後軍當局の適正なる善後措置により漸次「本事件の如き軍の統制を紊り、或種の意圖を持ち遂に勅命に抗したる行爲に對しては斷じて容認すべからず」と極度の反感を抱くに至りたり。

而して本事件判決の直前に於て相澤中佐に對する死刑の判決及其の執行ありたる爲、一般には叛亂將校等に對しても、當然極刑あるべしと豫想し居たるを以て判決の發表に際しても概ね、大英斷、名判決なりと爲し、首謀將校に對する極刑の反面に於て兵の大部分が無罪となりたる點に關しては一層好感を持しつゝあるものゝ如し。

然れ共一部右翼分子等に於ては「暗黒裁判」の不當を難じ五・一五事件と比し嚴刑なりとし、安政の大獄に等しと爲し、或は現狀維持派の暴壓なり等當局の措置を批難しつゝありしが、愈々死刑執行の旨發表あるや純眞なる「二十餘才の青年が一擧に十數名銃殺されたるは痛しきものあるのみならず、國家的にも損失なり」等の同情論より、當局に對する憤懣を藏するものなきにあらず、之等動向に對しては相當注意を要するものあるべし。

二、相澤元中佐に對する死刑執行

六月三十日陸軍高等軍法會議に於て上告棄却となり死刑の判決確定せる元歩兵中佐相澤三郎に對する刑の執行は、七月三

日午前五時三分東京市澁谷區宇田川町陸軍衛戍刑務所に於て執行せられ、同五時五十分頃納棺の上讀經、燒香等行はれたり。而して遺族に對しては執行と同時に通知せられたるも、突然の事として漸く午前十時三十分妻ヨネ子長男正彦外五名出頭し直ちに靈柩車にて落合火葬場に至り茶毘に附したる後、遺骨を中野區野方町鷺の宮九〇〇の自宅に引取りたり。而して該遺骨は本人の遺言により二個に分骨し一個は永久に自宅に安置し他は同月七日郷里の菩提寺たる仙臺市充國寺に埋葬したり。

尙荒木大將、眞崎大將、其他關係辯護士同期生代表一部右翼分子等は夫々七月三日以降出發迄に同家を訪問燒香する所ありたり。

三、統天塾一派の不穩計畫事件判決

本年四月分月報所載の如く首題判決は東京刑事地方裁判所に於て四月二十二日檢事の論告求刑ありたる所なるが、其後二回に互る辯護人の辯論行はれたる後、七月十五日、同二十九日の兩回に互り左の如く判決言渡ありたり。尙執行猶豫者を除き他は全部控訴したり。

刑名	判決	判決月日	求刑	氏名	年齢
強盜未遂、銃砲火藥取締法施行規則違反	懲役七年(未決四百日通算)	七、二九	懲役十二年	鈴木 款	二七
同右	懲役四年(未決四百日通算)	七、二九	同十年	百田 勝	二二
同右	懲役二年(執行猶豫五年)	七、二九	同六年	小森 忠夫	二七
同右	懲役二年(執行猶豫五年)	七、二九	同五年	棟方 正一	二五

刑名	判決	判決日	求刑	氏名	年齢
強盜未遂、銃砲火藥取締法違反、竊取物侵入窃盜未遂	懲役三年 (未決四百日通算)	七、二九	同六年	藤村又彦	二八
強盜豫備補助	懲役一年 (執行猶豫一年)	七、一五	同二年	大屋源幸	二八
建造物侵入窃盜未遂	懲役二年六箇月 (未決四百日通算)	七、一五	同三年	渡邊甚内	四八
同右	懲役二年 (未決四百日通算)	七、一五	同二年	折笠彌之	二四
同右	懲役二年 (未決四百日通算)	七、一五	同二年	關根虎吉	三八

四、巴團の檢舉狀況

本年六月福岡縣下折尾直方警察署等に對し左翼團體の暴動計劃あるやの記名投書竝にダイナマイト等を兒童をして届出せしめたるものありたるを以て、特高課に於ては六月二十五日を期して關係者十四名を檢舉して取調を爲すに、遠賀郡中間町の大隈、深坂炭坑坑夫等による恐喝團體的祕密結社、巴團の組織せられ居ること判明せり。而して團員中副團長向井光男等兩三名は地方的治安の攪亂により所謂昭和維新を斷行すべしとて、ダイナマイト雷管等を窃取準備中なりしを以て事件は強盜豫備、爆發物取締罰則、銃砲火藥類取締法竝に治警法違反として七月二十日福岡地方裁判所検事局に送局せられたり。

(一) 關係者

罪名	本籍、住所	職業	巴團ニ於ケル地位	氏名	年齢
強盜豫備、爆發物取締罰則、治警法違反	大分縣別府市田ノ町一、九一三 遠賀郡香月町大隈炭坑	仕操夫	副團長	向井光男	二二

罪名	本籍、住所	職業	巴團ニ於ケル地位	氏名	年齢
銃砲火藥類取締法施行規則違反	福岡縣宗像郡大島村一九五 遠賀郡中間町深坂炭坑	採炭夫	未加入	岡村寅市	二三
治警法違反	大分縣宇佐郡長峯村赤尾二二三 遠賀郡中間町中鶴第二坑	採炭夫	團長	古寺政利	二三

(二) 祕密結社の組織

巴團は昭和九年十一月二十四日古寺正利等數名により組織されたるものにして後記の如き主旨の下に連判状を作製し團員の血判を徴しつゝありたり。而して副團長たる向井光男は嘗てマルクス主義の研究を爲したる結果、其の誤謬を認め、日本主義的國家革新こそ刻下の急務なりとて、巴團の急進化を策しつゝありたるが、翌昭和十年九月頃には團員も二十餘名を算するに至れり。

(三) 不逞計劃

斯くて向井光男は本年四月頃に至り巴團の尖銳分子約十名を選抜し九水變電所襲撃、公會堂、學校の放火、中間郵便局の襲撃等を計劃し團員田志忠をしてダイナマイト十五本、導火線三尺八寸を窃取せしめ、岡村寅市をして保管せしめ置き決行の準備中にありたるものなるが、本計劃は向井以下二、三名のみの行爲にして他の團員は殆んど時局認識を有せざるのみならず、計劃自體も之れにより直ちに昭和維新を翹望するものと認められず、擾亂に乘じ公金を奪取し以て巴團の滿洲本部を結成すべく滿洲に逃走せんと云ふにありて純然たる思想事件とは云ひ難きも社會的的危害並影響に於ては他の不逞事件と些の徑庭なきを以て福岡縣當局にては引續き殘留分子の摘發に努めつゝあり。

(後記)

主旨

靜座シテ現時ノ世ヲ見ルニ正道行ハレズ惡鬼坊間ニ其ノ意ヲ振フ政治ニ、經濟ニ、軍事ニ、外交ニ、不逞ノ輩横行シ左傾思想人

心ニ浪潮ス然モ國交ハ風雲只ナラズ今ニシテ之ヲ改革セズンバ如何ナル事態ニ至ルヤモ測リ知ラズ吾人ハ斯カル難局ヲ打破シ昭和ノ維新ヲ建設セムトスルモノナリ
天地神明ニ誓ヒテ其ノ努力ヲ破ラザルコトヲ誓約ス

五、商大教授の不穩文書法違反

警視廳に於ては、本月中旬頃より三二二六事件林八郎(元少尉)氏の刑死前母への書信」と題する不穩文書の頒布されつゝあるを採知し極力捜査中の處、七月二十日、牛込區若宮町二七東京商科大学豫科教授、峯間信吉當六十四年を檢舉取調の結果同人の所爲と判明したるを以て、事件は不穩文書臨時取締法第二條違反として七月三十一日東京刑事地方裁判所檢事局に送致せり。

峯間教授は、帝都叛亂事件發生以來事件關係將校の行爲は、眞の愛國心より國家の革新を企圖したるものとして同情を寄せつゝありしが特に同校事務員、青柳春雄(事件關係者林八郎少尉の叔父)より林少尉實父、林大八少將の上海事變戰死に家庭の狀況等を聴取するに及び益、同情を深むるに至りし所、偶、七月九日同校事務室に於て、右青柳より林少尉が刑死前獄中より實母に宛てたる信書の寫なりと稱する、書簡箋三枚に互る不穩文書を提示さるゝや、之を借受け自ら謄寫版原紙に三二二六事件林八郎(元少尉)氏の刑死前母への書信」と題して書寫し、青柳を通じて同校小使藤森良雄に四百數十部を印刷せしめ、内約七十部を講演會其他の機會を利用し同校生徒其他に頒布したるものにして、右印刷物は七月二十五日發禁處分に附せられたり。

六、核心社の解散

直心道場に於ては昭和九年九月十六日核心社の名によりて「維新工作の綜合機關」と銘打ちたる月刊雜誌「核心」を創刊し、所謂皇道派系全國右翼團體に頒布して自派勢力の擴充に努めつゝありしが、直心道場同人は毎號之に執筆して矯激なる論陣を張り始んど發禁處分に附され居たり。就中本年一、二月合併號には不敬的記事を掲げたる爲發行編輯人中村光三は五月十

九日刑法第七十六條及新聞紙法違反として東京刑事地方區裁判所に起訴收容さるゝ等の事あり、他面澁川善助以下の同人が叛亂事件に關與したる爲事實上雜誌も休刊の狀態にありたるが、七月六日核心社の社長たる西郷隆秀は左記の如き核心社解散の挨拶狀を各方面に發送すると共に同月十日雜誌「核心」も廢刊するに至れり。

(左記)

拜啓 彌々御雄健の段邦家慶賀至極に奉存候陳者去る昭和九年秋、不肖等志業を一にする若輩相結んで核心社を組織し、雜誌「核心」を創刊致し候ひてよりは、内外共に多大の御厚情に浴し候事を偏に奉感謝候、爾來雄新翼賛の核心的勢力打成の一事に微力を捧げ、心魂を勞して拮据すること茲に三年、業漸く緒に就き、將に一期を劃して更に展開を新にせんとする際、端なくも三二二六事件に當面するや、同人中より數名のこれが關係者を出したることは誠に遺憾とするところに御座候、故を以て世上往々にして不肖等の抱朴歸眞の道業を目して潛行不穩の行動を策するが如くに曲解するもの不慚候へ共、曲解は曲解として敢て不肖等の意とする處に無之、卓然として脚々歩公行するのみに御座候、然れども編輯發行人たる中村光三氏の如く、該事件そのものには全然無關係とは申し乍ら、不肖等の全く豫期せず夢想だせざりし罪名を以てその責任を問はるゝに至り申候事は、實に不肖等同人として深く慚愧に堪へざる處に御座候、事茲に至つては不肖等同人の眞意如何の言擧げをせんよりは、寧ろ潔く筆劔を投じて覆被し以て只管恐懼成懼の意を表すること皇道國民の本懐と存し申候。更に一面より考

七、全日本護國聯盟の解散

北海道小樽市所在標記聯盟(昭和十年末現在、支部四、會員七八〇名)は、昭和五年八月十五日、現總務、林貞四郎等六名

ふれば核心社としての不肖等の使命も略ぼ之を遂行し一段落せるもの、如くに存せられ候間、茲に雜誌「核心」を廢刊するのみならず、進んで核心社自體をも解散して時代の進運と共に、より高次の發展に備へ度く存候、而して同人は今後各自獨自無變の立場より、それ〴〵各個に皇道國民運動の興隆に貢獻致す覺悟に御座候間、例へ核心社解散後と雖も何卒倍舊の御交誼と御指導とを奉祈上候、茲に謹んで過去三箇年間に互る御懇情を拜謝すると共に右解散の御挨拶を申上ぐる次第に御座候

昭和十一年七月六日

核心社同人代表 西郷 隆 秀

殿

追而不肖等經營に係る直心道場は過般當局の取調べによりても明かにされたる如く活人打成の修練場に有之候間、核心社の解散とは無關係に事業を繼續致可候、從つて不肖等は益々其の眞義を鮮かにし、その道業を昂揚し、専ら人材の養成、己心の鍛錬に精進し、御維新途上に於ける人物貯水池たるの役割に於て鴻業翼賛の存念に御座候間これ亦今後一層の御高庇奉願上候

の同志によりて結成せられ、當初は、漸進的方針の下に共産主義思想の普及に重点を置き、講演會、座談會等を開催し或は機關紙月刊「盟報」(後に護國日本と改題す)を發行する等處に宣傳活動を爲したる結果會勢頗る發展せり。

然るに昭和七年、五・一五事件後、在京右翼團體と連絡するに及びて、従来の方針を急変して急進的國家革新運動に出し、昭和九年には、道内右翼二十八團體を糾合して北海道愛國團體同盟會の結成に成功したる外、五・一五事件被害の誠刑數願、機關説排撃、其の他の時局問題に關し所謂急進的國家改造戦線の一翼として、全国各地の右翼團體と連絡活動する所あり、從つて其の發行に係る機關紙の如きも筆調著しく矯激化し毎號の如く發禁處分に附されつゝありたり。

斯くて本年二月帝都叛亂事件發生するや、中心幹部たる林貞四郎は豫て親交ありたる、水上瀧一、益川善助等が事件關係者として檢擧せられたるが爲相當衝撃を受けたるのみならず、本人自身の家庭的事情等よりして積極的運動より遠ざかるが如き意圖を洩しつゝありしが其の後中央に於ける時局の安定を知るに及び再び急進的運動を展開すべく企圖し所屬支部員に對し非合法手段を示唆するが如き言動を爲し、五月二十五日緊急理事會を召集して役員の改選を行ふと共に陣營強化の方針を決定したるが、右方針を繞りて幹部間に意見の對立を生じ内訌を醸成して其の活動意の如くならざるに至り、且つ這種運動に對する當局の取締は將來益々峻厳となるべしとて遂に解散を決意したるものゝ如く、七月二十五日會長山本一郎以下本部支部幹部十八名集合し後記聲明書を發表本聯盟並に護國日本社、護國道場の解散式を舉行せり。

彼上の如く本聯盟は、何等具體的の理由を發表せずして突如解散するに至れるが、従来の運動に微し巧みに警察の視線を逸脱して、潜行的運動の舉措に出づるにあらざるやと思料せられ今後の動靜に關しては相當注意の要あるものと認めらる。

解散聲明書

時局益々多難の折、全國同愛諸彦の御健闘に對し北方の一端より謹んで敬意を表するものなり

本聯盟生れてこゝに七箇年、創立趣意にのつとり解放運動の美名に隠れたる赤色共産主義運動の粉砕につとめ、又一度滿洲事變興るや其の出兵に對し國論の統一をなし、他面ロンドン條約による統帥權の干犯の不忠を難じ、更に又國際聯盟の脱退より軍縮會議の破裂へと其の正道の直進の爲に一死報告、其の間にあつては純正なる護國皇道主義を其の指導精神となし、明徹なる皇國意識の基調の上に昭和維新斷行を意圖しつゝ來り進んだることはこゝに更めて説くを要しないと信ずる

而して又國體明徹問題興るや、起つて全國の同志諸彦と糾合しもつて國體明徹の徹底を期する爲に、あらゆる方法を持つて純正日本主義運動への闘争を展開したるものなり、我等の七箇年の闘争は其の根本の思想にをへて所謂フアツシズム的なものにあらず、又國家社會主義にあらず、況や一國的社會主義の如きは全然的に異なるものであつた

我等は次の綱領に基き維新運動に直進したるを論ず
一、同志ノ男女ヲ糾合シ帝國ノ眞面目ヲ發揮セシメノコトヲ期ス
一、天皇親政ノ實現ヲ期シ世界ノ道義的統一ヲ期ス

八、又新俱樂部の結成(北斗俱樂部の改組)

(一) 北斗俱樂部並日本國體研究所の解散 北斗俱樂部は、昭和十年二月神武會の解散直後、榊原文次郎を中心とする青年分

國家(農本)主義運動の状況

一、一君萬民ノ國風ニ基キ産業大權ノ確立ヲ期ス

一、國體破壞ノ運動者ノ擊滅ヲ期シ純正ナル愛國運動タルコトヲ期ス

而して此の四大綱領の(一)、(四)の完成相なかげを見るに至り此れが實現の爲には二十有餘の支部を統一し純正日本主義團體として今日に至りたるものである

我等は今昭和五年八月二十日の創立の當時と現代の國家狀勢に鑑みて其の趣意目的の部分的の完成を見るに至りたるは、今日迄の諸彦の後援のしからしむるところと拜察すると共に我等はこゝに全日本護國聯盟本部、護國日本社、護國道場の解散の熱意と考へ全陣營をあげてこゝに嚴として解散の聲明を滿天下に斷す

皇紀二五九六年七月二十五日

小樽市稻穂町

全日本護國聯盟本部

護國日本社

護國道場

代表 林貞四郎

一、聯盟旗は神社へ奉納

一、解散式 七月二十五日午後六時

一、龍宮神社 小樽市稻穂町

子等に於て正統俱樂部の名稱を以て結成せられた後、大川周明に依りて標記名稱に變更したるものにして、爾來舊神武會系團體の連絡統制の機關として活動し金内良輔の主宰する日本國體研究所(麹町區内幸町大阪ビル内)に事務所を併置し、同研究所と密接なる關係を保持し來りたり。

日本國體研究所は昭和九年六月金内を中心とする舊神武會系幹部等に於て「國體の原理を闡明し國策の研究を爲す」ことを目的として創設し爾來不定期に「情報」を發行して、啓蒙運動に努め來りたるが、本年二月、帝都叛亂事件勃發以來全く活動を中絶するの餘儀なきに達著したるのみならず、背後唯一の指導者たりし大川周明も亦六月十六日遂に下獄したる爲、金内は本研究所の將來性に望み薄きを見極め、七月三十一日を以て研究所を解散すると共に愛國運動の第一線より後退し、東亞經濟調査局に於て經濟資料の調査研究に専念することとなりたり。

斯くて右金内より物質的援助を受けつゝありたる北斗俱樂部に於ても尠からず經濟的打撃を蒙ることとなりたるが、之より先既に一部分子の間には、叛亂事件以來何等の指導方針をも明示せず無活動の状態に置きたる中央部役員態度を非難し、活潑なる運動の方針確立、或は斷乎たる解散を要望する者等輩出し統制困難の状態にありたる際なりしを以て、幹部輩本正義等は舊神武會系分子と語り、日本國體研究所の閉止と同時に本俱樂部をも解散し別に新團體を結成することとなりたり。

(二) 又新俱樂部の結成 斯くて増田光(舊神武會)、大原信一(同辯護士)、藪本正義(北斗俱樂部)、樋日記八郎、石井寅雄、小黒將水等の俱樂部幹部は屬、協議の結果新團體を「又新俱樂部」と決定し七月三十一日麹町區内幸町所在商興ビル内に事務所を設置せり。

彼上の如く本俱樂部は事實上舊北斗俱樂部を主體として結成を見たるが、其の主張する所は、廣く一般の同志を糾合して、時事に關する講演、座談等の會合を催し其の研究を發表する爲不定期にパンフレットの發行を爲す等純然たる研究乃至社交の俱樂部として存在せしめ一切の實踐的運動を行はずと稱し居れるも將來の動向に關しては相當注意の要あるものと認めらる。

九、國家主義團體の戰線統一運動

(一) 概説 皇國農民同盟(大阪)吉田賢一、愛國勞働農民同志會(東京)今里勝雄等を中心とする所謂皇國農民團體の戰線統一運動は、其後漸次發展して六月二十八日には「皇國農民戰線統一關東準備會」の結成さるあり、次で七月五日大阪に於て「同關西地方準備會」の結成を見るに至れり。斯くて本運動は、彼上兩準備會の合同による全國的農民團體の戰線統一完成を経て漸次政治的勢力結集への發展を期しつゝあり。他方皇農戰線統一運動に奔命しつゝある帝大橋爪教授、帝大七生社先輩種積事鈴木五一等は都下大學生等をして、七月四日全國的學生團體の結集を目標とする關東學生協議會を結成せしめ、關西側にも同様京大清明會を中心とする關西學生協議會結成を企畫せしむる等相當注目すべき運動を爲しつゝあり。然れ共之が内部情勢を觀察するに關東側と關西側は未だ必ずしも完全なる意思の聯繫なく微妙複雑なる情勢を呈しつゝあるが、就中七月十一日關東側に屬する皇農團體が愛國勞働農民同志會の傘下に糾合さるるに至りたるは、關西側吉田賢一派に對する一種の勢力抗爭的挑戰とも見られ全國的皇農戰線統一に暗影を投じたるものと認めらる。

次に吉田益三(生産黨)を中核とする維新政黨結成準備會其後の情勢は彼上皇農戰線統一運動の伸張に聊か壓倒されたるやの觀ありて、僅かに七月十八日愛國團體調査表の作製を各方面に照會を發したる外特異の動向なく、關東側の二月會亦内部

的動搖の爲全く活動なく靜觀的態度を續けつゝあり。

更に在京都洛北青年同盟中川裕は絃上の運動とは直接連絡なく全國純正日本主義青年思想團體の統一促進を提唱し七月十日其趣旨を全國各地の友誼團體に闡明する所ありたるが、本運動の動向も亦前叙諸他右翼團體の統一運動と共に注目の要ありと認めらる。以下各運動の情勢を詳説する所あるべし。

(二) 所謂皇國農民團體統一運動の情況

(1) 皇國農民團體全國統一結成關西地方準備會の結成狀況 六月二十八日、關東

地方準備會結成の後を承けて標記關西地方準備會は豫定の如く七月五日大阪市中央公會堂に於て開催せり。出席者は後記(一)の如く阿部巳與午(愛知)吉田賢一(大阪皇農)等二十九名、傍聴者洛北青年同盟中川裕外十數名にして、午前十一時三十分開會、吉田賢一より簡單に本運動を展開するに至れる經過及希望等を述べたる後座長に吉田賢一、書記に山本、小西兩名を擧げ、次で萩原貞一(富山)より關東地方準備會の結成狀況を述べ、續いて吉田賢一より出席者氏名の報告を爲したる後愈々皇國農民團體統一促進に關する件「の懇談に入り先づ西光萬吉(奈良)より簡單なる説明あり之に對し駒井菊松(奈良)「東京の會合に於て生温い申合せしが出來ていないが何か原因でもあつたのか」との質問あり、これに對し西光は「關東側には未だ相互打解けない」旨を答へて暗に内面の複雑性を仄かし、更に米田富(奈良)上田忠之助(島根)等の運動形態に至る質問、西光等の答辯ありて午後零時二十分晝食の爲休憩に入りたり。斯くて午後一時再會し、梅澤治作(滋賀)大西千代松(兵庫)等より政治的進出の可否につき質問意見あり、之に對し吉田賢一は「國難を打開する爲には速に革新の途を辿らねばならぬ。それには團體觀念を持つ農民團體が集まつて強力な政治勢力に迄進むことは當然の使命であり役割である」との答辯あり、寺島宗一郎(大阪)より議論打切の動議を提出し滿場一致を以つて後記(二)の如き申合を爲したり。

斯くて座長吉田賢一は「八月中に全國的な合同へ進めることにし度いと思ふから關東の方でも準備して貰ひ度い。關西の方は各府縣代表で別室にて協議決定する旨を宣し再び休憩に入りたり。而して吉田、西光等十二名別室に於て協議の結果午後二時二十分再會、西光萬吉より「皇國農民同盟全國委員會」を結成したる旨及之が委員、事務所、連絡係等を後記(三)の如く決定し、一般に報告する所ありたり。

次で關東準備會高橋忠作外二名の祝電披露及大橋治房(國社)の祝辭ありて吉田賢一より簡單なる挨拶あり、野村重臣の發聲にて萬歳を唱和し閉會したるが、更に全員は引續き東區大川町美津濃運動具店に於ける懇親會に出席せり。而して一同食事を共にしつゝ座談的に相互意見の交換を爲したる後皇國農民組合同盟(愛知)の指導しつゝある爭議應援の爲各自糧金(計四圓七十錢)を爲し午後五無事散會したり。

後記(一) 出席者

(1) 代表者

- 乘 本 馨(鳥取)(皇國農民同盟準備會)
- 上田忠之助(島根)(命 會)
- 萩原貞一(富山)(勤勞農民同盟)
- 蓮手幸一(富山)(勤勞農民同盟)
- 駒井菊松(奈良)(皇農準備會)
- 西光萬吉(奈良)(皇農準備會)
- 阪本清一郎(奈良)(皇農準備會)
- 米 田 富(奈良)(皇農準備會)
- 岩 内 隆 平(愛知)(皇國農民組合同盟)
- 初 田 光 雄(滋賀)(勤勞農民同盟)

國家(農本)主義運動の狀況

- 矢尾喜三郎(滋賀)(勤勞農民同盟)
- 梅澤治作(滋賀)(勤勞農民同盟)
- 大西千代松(兵庫)
- 水澤連三(兵庫)
- 大森石松(兵庫)
- 山田榮三郎(兵庫)
- 穂積五一(東京)
- 森本數一(兵庫)
- 野村重臣(京都)(關東準備會)
- 阿部巳與午(東京)(愛國勞働農民同志會)
- 千家尊建(大阪)(命 會)
- 吉田賢一(大阪)(皇國農民同盟)